

上下和同した後に

御国是の
晩成

◇第二五号 亥五月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

亥五月中

南部弥八郎

横浜風譚

一 碇泊之英国軍艦之形勢不穩之趣相聞得、鎖港之応接も

可有之模様ニ付、風説之次第承繕候処、四月廿八日、

外国奉行菊池伊予守応接、償銀拾万ポンドストルリン

グドルラルにして五拾
グドルラルに当る 弥相渡可申談判いたし、五月三日之

応接ニ而右銀高を五ヶ月に割り、一ヶ月拾万ドルラル

ツ、渡し可申旨約定相済、翌四日、右銀相請取申度、

將又薩州江相越候儀、政府におゐては何様御決定被下候哉と申立候ニ付、奉行相答候は、最初より右償銀無欠減相渡候ハ、万般無事ニ為相済可申趣ニ付、国民之困難を憐恤し申立之通相渡可申と評決いたし候事に有之、然るに今日ニいたり食言致し表裡の談判更に不得其意次第ニ候旨申達候処、成程はやく御決断被下候ハ、右通ニ而宜候旨申上候得共、度々延日相成候儀、殊ニ薩州殺害人のミ刑戮に免かれ可申筋無之道理ニ御座候間、此儀は是非共正法を希ひ申候旨申募候ニ付、外国奉行只今ニいたり右様之事柄ニ而は最前之約束に戻り候儀ニ付、政府江伺候上ならては難相渡旨ニ而散々激論ニおよひ引取候ゆえ、英国将吏より横浜在留之英国人一人も残らず来ル八日限引払可申触渡、且亦長崎江五日之朝蒸氣船差立、在留之英国人着船より三日之内ニ引取候様相達、直ニ香港在留之水師提督江通達之上、急ニ軍艦をよび

京師并江戸および薩州江いたり可申、或は箱館之英人為引取船を可遣扱と船中混雜いたし、商人ともは急に

引取兼候者余多ニ而、不平をいたき候者も不少、別而騒擾之体ニ御座候由、然処八日、一橋中納言様御通行序に横浜御見置と之儀ニ候処、俄に御延引ニ而神奈川奉行御休ミの本陣江罷出、種々御談直ニ御立、其夜川崎御泊りの筈御座候処、单騎ニ而御帰府相成御登城、九日之暁八時過、閣老小笠原侯横濱参着、神奈川奉行を以月賦ニ可相渡銀五拾万ドルラル一時に相渡候ニ付、英国之官吏共大に驚愕いたし、実に一笑すへき体有之、其上ニ而書翰を以、此度

皇帝および大君之命を以鎖港之全權を交て帰府いたし、各国江鎖港之談判に可及候間為心得申入候、尚巨細追々可申入旨、英、仏、蘭、普、波のミニストル又はコンシユル江相達候故、英人再び大驚愕、他の国々も皆々一驚を喫し内々議論紛興し、此儀は英国償等之強談より起り候杯申者余多有之、英仏のミニストルより書翰差出候ニ付、翻訳之上小笠原侯再び上京之手筈御座候処、暫く延引ニ而供方等保土ヶ谷止宿之分江戸江帰府仕候、尤同侯異邦人と応接は無御座候、且亦書翰

翻訳文之議は卷末ニ相記し申候、

一 外国人の雑説ニは、英国ニ而償銀返上之上鎖港之儀は御宥免相願候筋ニ共可相成、左なく候而は他の条約国に對し信義相立不申儀ニ候由噂仕申候、

一 彦根之衛兵上下二千余人神奈川生麦辺に出張仕候得共、

山手之方寺院或は農家ニ潜ミ居候故、更に見懸不申、

松平丹州侯警衛出張之士を見懸申候、

一 幕府之歩兵旗下之士高役ニ而知行所凡三百人程、隊長は馬

上ニ而横浜江相越、いづれも劍銃を負ひ一刀を帯ひ申

候、

一 五月六七日頃ニも候哉、浪人数輩神奈川生麦辺之新規

番所江相越、今般將軍家に於て攘夷之

勅命御遵奉ニ付、我輩先登ニ進ミ、まつ横港之異人を

追討し候筈之処、鉄砲無之候而は不都合ニ候間、番所

之鉄砲貸し可申旨ニ付、相断候得共不聞入、我等持越

候間、奉行江は各より可申達迎、二ヶ所ニ而都合拾挺

奪取、番人士の如く顔色ニ而相届候故、二十余ヶ所之

番所鉄砲不殘奉行所江引揚候由、道路之者共物語申候、

一 鎖港之儀 各国政府江申遣、評議之上使船等罷越候は、

彼是三四月程も相懸り可申哉と奉存候、

一 五月十日朝、英国之陸軍一隊野毛村辺江出張之体一見

仕候、先に騎馬二騎、兵卒百人余組頭小頭数人、騎馬一

騎、引つゞき拾式ホンド位アルムストロング新發明跡込め大砲砲挺車台火藥

付、ボートホーウィッスル式挺上同断、尤砲砲挺毎に

船卒式拾人程ツ、号令数人相付、其跡に船卒歩隊五六

百人、跡に騎士、四人太鼓并種々の笛二而押行き申候、

いづれも劍銃ニは候得共、劍は付不申、腰ニ茂無御座

候、

一 異人商館新造并雜作等之儀は、不相替取掛り居申候、

一 九日之朝、奉行より口達ニ而申渡候趣、地役人より市

中江相触候書付、左之通、

(152) 先頃中より重変ニ依而一円騒立候処、今般御談判被

為

御行届、御静泰之筋ニ相成候間、諸人は迄之心配相

除、御開港繁栄之深志商売向精々相励候様、末々ニ

至迄不洩様可申渡旨被仰付候、

亥 五月九日

右は五月九日十日横浜ニ而見聞之形行ニ御座候、

(一の3) 一 五月十四日頃、英国軍船四艘程出帆、跡に三艘残居候

由承申候、

二

市上雜説

(二の1) 魯西亜軍艦八艘、長崎江入港申立候大意之趣、今般英

国より殺傷人之儀ニ付償を乞求ると聞けり、惣て何国

ニおるても償を得て死傷人の撫育に与ふるは普通なり

といへとも、彼か乞ふ所のこときハ員数殊に過大に有

之、畢竟貴国右等之事件に詳かならざるを以て恣に強

談する所なれハ、必ず断りて与へ給ふへからず、もし

夫れ戦争の機にいたり、貴国海備いまた十分ならざる

とも、我国より船を出し助くへけれハ、水戦におゐて

は敢て心を勞し玉ふに及ハず、只偏に陸軍を十全して、

以て英の強暴を拒ミ給はん事肝要なるへし等申立候趣

相聞得申候、

一 英仏密に申談候は、江戸將軍

京師と外夷との間に中立し、開鎖の議に困窮し、列侯

強盛にして殆ど威權を失ふ、今速に

帝都にいたり条約を固定すべきは当然なりといえども、

しかる時は將軍ますく威を失ふへけれハ、まつ仮に

鎖港之議に依而江戸にある戦艦并砲台の一二を砲発掠

奪し、直に

京師にいたり事の緩急に就て行ふへく、且

御門を促して鎖を論し、専ら將軍の威を奪ハんとする

は長州なれハ、之を掩襲して断滅せしめ、以て大君の

威權を復古せは、同盟之義全かるへしと申候ニ付、幕

府の官吏も一二之に同し策を行ふ者あり抔と雜説仕候、

一 亞国ミニストール儀、内海通りより長崎江相越、兵庫江

も一兩日碇泊仕儀も可有御座旨申出候、

一 長州萩之城は海岸に臨ミ居候処、昔時大内氏之旧趾防

州山口に築城(マツ)いたし、追而引移りの積御座候、尤表向

は為海防陣営補理仕候段御届相成候趣ニ御座候、

一同國中衆議紛興いたし不平を鳴らし候者不少、君侯頗

る不評判ニ而如何ニも危胎の形勢に候由、彼地より近

頃帰り候書生之話ニ承り申候、

一 越前老侯、急に帰国相成候は内実乱心之体ニ而近臣を

手討に被致候儀等有之、重役取計を以て早々引取相成

候抔と風聞仕候者も御座候、

一 芸州領之内に毛利元就之墳墓有之候処、長州ニ而近頃

改而莊嚴し、攘夷之儀ニ付衛兵を置き、内々土民をな

つけ候手筋有之、最初より一往之懸合も無御座候ニ付、

芸州より其段懸合ニ及候処、不都合之返答有之、兩國

騒乱を萌候由風聞仕候、

但本文ニ付、先年芸藩人より承候は、昔時毛利家長

防之兩國江取引之節、芸州之内一郷江土着之士百戸

許り引移を否ミ居残り候者有之、いつれの臣ともな

く諸役ヲ免るしおき候、厄害者有之候由物語承申候、

若哉右之者共を古主従之訳ヲ以手なつけ申候儀ニも

可有御座哉と奉存候、

一 土州ニおゐて、阿州境にのそミ砲台を築き威を振ひ候

ニ付、阿州ニ而も之を防かん為の兵備を設け、兩國ますます不和を重ね候由雜説仕候、

一幕吏大坂江蒸氣船ニ而往来数度ニ而船不足ニ付、英夷より蒸氣船二艘機関方船卒共借用仕候、大坂江は不都合に可有御座、何方江乗行候哉、一説ニは五月廿四日頃、一橋・小笠原其他大小御目付等大坂江越候由ニ而、海軍所より横浜江立寄、異人と応接の上上京之筈ニ候段、伝聞仕候、

書生某と申者、横港江罷越候ニ付、形勢探索之儀申含置候処罷帰物語候趣、左ニ申上候、

一先日参政酒井侯応接之次第、至極之隱微ニ而誰も委敷様子存候者も無之、併異人之動静旁推察之処ニ而は、幕府ニおゐて方今之事情悉く打明ケ相咄候儀ニも可有之哉、且は將軍御留守と申処ニ而、万事等閑ニ相成、断然たる所置も無之候ニ付、いつれにも早々大君御帰府御座候様御取計御座候上、一応談判直様浪華江航し、条約に

帝府之奥印を要求すべく、もし障碍する者は緩急之場

合に就て所置すべく、殊に長州を掩襲いたし候儀等も英仏ニ而頗る議論有之、何分ニも早晚大坂江異艦相越候には相違有之ましく、尤日本国法に触候条約面之儀も只今之内なれハ改正之儀相整可申と、外国商人共之噂も御座候趣相聞得申候、

一旗下之二三男、或は小普請等之内に、近頃党を結び候者も連々有之、京師ニ而敵敷

御沙汰被為在、其外將軍御差止之儀を深く憤り、上京之上御帰府并攘夷御猶予之儀、押而要願可仕相企候得とも、少人数ニ而いまた事を成兼候趣相聞得申候、

一先日英国軍艦出帆之後亦々入港、当時入碇之外国軍艦左之通御座候、

(二の?)

英国

船名

一ユーラレス

大砲

二十五挺

船将

ジョスレンゲ

一ペーアル

二十一挺

ポーレス

一エンカンドル

十四挺

デウ

一ハアボク軽蒸氣船

三挺

プール

一ケストレル	二	挺	ドンコップ
一バンシエル	二	挺	ホルデル
一ヘスプル食料船	四	挺	ボクセル
一コンマンドル	四	挺	デンニストン
一ペルシユイス	十二	挺	キンストン
一コルモランド	四	挺	ボクル
一コケート注進船	四	挺	アレキサンドル

仏国

一セミラミス	三十五	挺	ドクイリフット
一タンクレット	四	挺	ジョリー
一デフレキス	十	挺	マソット
一ワイオミン	七	挺	マクドークル

右五月廿四五日頃見聞之形行ニ御座候、

右之通承得申候外国之形勢・世上雑説之趣ニ御座候、

此段申上候、以上、

亥

五月廿八日

南部弥八郎

三

千八百六十三年第六月廿四日、横浜に於て、

外国事務宰相小笠原図書頭台下に呈す、

余台下の報書を落手せり、其書中、仏国本条約面にて明なることく、千八百五十八年皇国日本大君と我が国君と取締たる条約にもとつき、仏人貿易のために開きたる日本の港々を鎖すへき事を台下余と談判すへき旨を、大君より命せられたる由を載たり、

台下の書中、外国事務掛りなる他の御老中の手記ありといへとも、余台下に回答す、日本と取結たる条約は、仮令いつれの役人之に違ふの告知ありとも、これに係ハラす其条約ハ常に全く保守すへく、又去歲欧州におく^(マコ)れたる日本使節と取極めたる定め之如く取行ふへき事なり、

是我帝国仏郎西の英明なる国君の政府におゐてもしかりと思ふ、

然れとも余は必ず台下より余に送られたる暴なる告書を仏国に送り、文明の国々の史にも例あらざる新に条

約を破れるを修理し、且如是き事を企るものを厳しく罰するの法方を設け速に執行はしむ為なり、

余謹て台下に報告す、帝國政府より右回答の来るまでは、諸条約前の如く執行ハるへし、且日本の諸官員誰を問はず、台下左件を報告あらんことを欲す、日本に在る皇國仏朗西の臣民は、今横浜にある支那近海水師提督ジュール人名の帥ひたる仏國の兵卒を以て警衛し、安全ならしむへし、

千八百五十八年に取結たる条約の旨を破らんとする者は、何人を別たす吾水師提督、陸又は海に於て之に應ずるに法方を取ること彼か方寸にあるへし、拝具謹言、

在日本仏國皇帝殿下の全權公使

ゼン デ ベルクル手記
書記官

ワァンデルウー 訳

一四 千八百六十三年第六月廿四日、横浜に於て、

外国事務執政小笠原圖書頭台下に呈す、

日本在留不列顛女王殿下のジャルジダツフェールス

官なる余か同僚とひとしく、台下大君殿下の命にて余に名当して送り給へる告書を落手し、実に驚愕せり、此細故を載さる拙き報告は姑らく置いて論せず、此國の大君と御門と開きたる港々を鎖ち、条約各國の臣民を右港々より卻るため、台下より斯く報告し玉ひたる皇帝・大君の所置に抛れば、日本に困難の来ること当然たり、然るにこれを全くし^(ママ)らざるは何そや、是余に於て信し難きなり

不列顛女王殿下の名代たる余、第一左件に注目す、大不列顛、此國との条約を正しく守り、猶拵め、加え是迄より此条約を自由にし、永久動かさる様申立る事疑ひなく、そは厳にして日本より抗抵しかたきの手筈なり、之を柔け調へん事は日本の大危難にいたる也、皇帝或は大君、亦は皇帝・大君共に秘する所の理ありて、最も信すへき手段を逐一急に説明せられなハ、此國の長官尚其權を存すへし、

是以余此國の長官へ懇に左件を忠告するは、余か職務たり、台下の告書に抛り不列顛女王殿下の政府熟考の

上事を決せは、今秘し玉へる諸種別の所置を取行ふとも仕果せざるへし、

然りといえとも、余又次条を台下に告知せざるを得ず、余台下より申聞玉ひたる拙き告書は、文明・不文明国の歴史にも例なき旨を大君殿下に奏し給ふへし、大君殿下かならず是を御門に奏問し給へる事疑ひなかるへし○此事は実に条約諸国に対し日本より軍期を告する也、今速に鎖港論を止めされは、日本国中を速に厳しき罪を以て罰せずんハあらず、
右は敵刻の告書なり、

不列顛女王殿下のジャルヂ ダップエールス

書記官

シント ション ニール手記
エル ユーステン 訳

◇第二六号

(亥六月カ) 報告 『玉里島津家史料二』
五七五

一一

(付箋) 「第三百七十三号一」

日本軍艦亞米利加蒸氣船江炮発せし新聞神奈川出版 抜萃
翻訳

一 亞米利加蒸氣商船ペンブローク船号第六月二十一日我五月六日横浜港を退帆、同廿五日我五月十日内海を航り下ノ関瀬戸近く乗下り、午後二字頃旗章を建すして武器を備へ大勢乗組し西洋造日本ハルグ船船形の名を過ぎ、亞米利加国旗を颯け碇泊して後、四字頃彼ハルグ船日本軍旗を建て順風ニ帆ヲ巻キ亞船を乗越し、凡四半里我我式百貳拾を離て碇泊せり、此時水上四里我三千五百式計隔たる岳手ニ炮声響と齊しく、北岸よりも合図を合せ、夜ニ入に及んでバルク船は舳綱を取り船向を變しと見へ、炮発を始し時、近く来りて、其船側を亞船江向たり、同夜一字四半時前、バルク船より炮発を始め、暗夜なれとも電光にて明に見る事を得たり、拾貳発計り放発せし時、一の炮弹橋上の綱を切断し、余は悉く本船を飛越し、此時亦ランリツキ船号と思しきブリク船風上より乗下り、亞船を隔る事凡四拾ヤルト我六間半余にして、バルク船の傍に錨を卸し、而して兩船より発

第一 下関市中

第二 長府

第三 秋 毛利大膳 從四位侍 徒持城

第四 小倉 小登原大膳 領地

第五 秋月 黒田甲斐守 領地

第六 福岡 松平美濃守 領地

第七 下関 瀬戸

第八 弗那 糸船



放する事至而迅速なり、亜船此時蒸氣整し故、外国船兼て航海せざる豊後の海峡を通り、辛ふして逃去たり、両船より砲発中は、陸上にも夥しく炬燵を照し大ニ騒動せり、ブリク船亜船江乗寄し時には、未だ発砲之用意不整と見へ、船中動揺する而已ニ而砲発せず、若其用意整たれば、纔百フート我十六間半余か百式拾フート我式拾間の巨離(距)なるか故、沈没せん事疑なかるへし、

日本軍艦弗船を襲し新聞神奈川抜萃翻訳

一弗朗察国帝陛下の飛檄船キンチアン船号第七月二日我五

月十七日長崎及び上海江向け横浜出帆、周防灘を航り、同八日我五月廿二日朝四字頃(マツ)士官兩人本船江来りて、渡来の次第を糺し、其後二時我一時也を経て炮声聞ゆ、弗船には弗朗察国旗を颯け進みし、第二の砲台より敵敷砲発せり、船長是を犯して乗進み、陸上ニ至り敵對之事件訊問せんと、端舟を卸し水夫を乗せんとせしに、端舟砲弾に中り沈没せり、所々砲台より発砲する事愈甚しく、海峡凡四分ニ至し時、軍艦式艘帆前のコルフェツ

ト号船及びブリク船同上入江を離れ、本船より襲来り、両船より十八砲発し、七発を船側江打込たり、向ふ手豊前地にも砲台を設たり、十五門なるへし、小笠原大膳太夫城下「フフ」小倉近傍にある「弗船此砲台より纔一二百ヤルト百ヤルトは我を隔て乗通りしニ、幸ひとは五拾間余より砲発を請すして、日本水先案内者之導引にて、西洋船の知らざる南手の海峡を通り、北手よりの砲発を脱たり、此乗筋は図面ニ記せし「フフ」なるへし、則筑前国にして松平美濃守・黒田甲斐守の領地なり、

二二

(付箋) 「第三百七十三号二」

下関交戦新文(マツ)神奈川翻訳

一本月九日我五月廿四日、和蘭国王殿下蒸氣船メテュサー号船十六門備、内海周防灘を航り神奈川江至らんと長崎港を開帆せしニ、纔の海程を経て、弗国飛檄船キンチアン船号江接遇し、其船長下の関砲台および外国造之両船より砲発に遇し事を告知せり、メテュサー船之船將

は、内海を航らんと心決したるか故、長崎鎮台免許の上にて、水先案内者を船中ニ備ひ置けり、第七月十一日我五月廿六日の早天、エシマ^{地名}近傍江碇泊し、無程下の関瀬戸江乗入たり、其時一の砲台より空砲二発を放ちしニ、市街前面ニあるブリグ船^{外国造の船形を云}より答砲八発を放せり、雖然向ふ手九州地方ニ日本船連綿たるか故、此合図ニ而敵対すへしとは思はざりしニ、ブリグ船^{同上}及び国旗を建さるバルグ船^{同上}近々と進み来、且敵重なる岳手の砲台よりも、メテュサー船江対し放発を始めた^(俟)り、ブリグ船^{同上}には青地に白三ツ星の上ニ一線ある長門候の旗章を翻し、鱧には旗章を建すし而、両船を海岸水底凡式拾尋なるへき所ニ備たり、故ニメテュサー船は三カーフル^{我式百問余}より近く進む事を得すといへとも、報復の為不閔軍艦の法則ニ随ひ、メデユサー船より砲台及び両船ニ対し実弾空砲を放発し、其後汐ニ逆而進みし故、暫船及び砲台江の砲発を止たり、陸手砲台は敵重なる大砲手を備へ、即其備用之大砲は多分式拾四ポント弾径六インチ我五寸也乃至六ヶ所の設

ありしと覚知せり、メテュサー船ニ而重大之大砲八門備の大なる砲台を打鎮しといへとも、樹木岩木の後ニある峻高なる砲台より砲発を止めず、メテュサー船よりも両船江対し砲発を交しといへとも、陸手近く乗寄し故、下の関前面之砲台四ヶ所より手強く砲発を請け、且敵の砲発目的に在し故、船体を打貫かれし事屢也、九州方の砲台よりも敵対すへしと疑惑せし故、メテュサー船を的とする砲台より放発中は退く事難しと思ひ、成丈船中よりも迅速ニ放発し、瀬戸を乗通る事を心決し而、敵の発砲にて釜捻子舵ニ禍あらん事を防かんため是を覆ひ、只敵をあしらい静ニ進発せんと謀れり、メテュサー船一時半の内、砲台七ヶ所より敵敷砲発を請しニ、沈没せずして死人纒なるは不思議なる事也、敵之砲発三拾発之内、十七八発メテュサー船之船体を打貫き、悉く船具煙筒之上を打越し、弾径八インチ^{我六寸六歩余}の空砲三船中ニ而破裂し、三拾ポントの弾丸ニてメテュサー船の砲段ニある水夫三人を打斃し、式人を傷け、且此他の砲弾にて大砲を指揮せし第一等水夫

ニ深手を負せ即死に及へり、此炮弹はコンシユルゼネ
 ラールを離るゝ事至而僅にして、危急を脱たり、或は
 両舵より打込し弾丸ニ而小銃台等を破壊し、水夫兩人
 江傷け、此者共は于今生死を知らず、且亦船將と士官
 ウキススル^名との間に炮弹飛来り、其虎口は脱し候と
 いへとも、薄手を負へり、船將助役トルコウ^名且其余
 之士官も辛して脱たり、空彈三船中ニて破裂し、彈丸
 十七を船中江打込、船体大に損傷せり、乍去唯四人を
 斃し五人江傷しは可驚の一也、敵の損亡は難計といへ
 とも、炮台中ニ軍卒群集せしをメテユサー船より柘榴
 彈及びハインチ^{我六寸}の空彈打懸し故、至而炮台も毀
 壞せしと覺たり、メデュサー船より打出せし炮弹、炮
 台江中らさるは悉く市街ニ打込、敵より放ち本船江的
 中せさる彈玉は向手九州方の日本船江打当たり、市街
 の広き所は凡千式百エル^{我六百五拾}狭き所ニ而九百エル
 我四百九拾^{四間余}なり、

右は英人出版仕、歐羅巴諸州江廻達仕候を翻訳之上、

入御内覽申候、以上、

岩瀬弥四郎

三三

（付箋）「第三百七十三号三」

亥六月朔日於下ノ関亞米利加軍艦接戰新文神奈川版

一 亞米利加蒸氣船ヘムブローク^船日本軍艦兩艘より炮發
 に遇し事件、当月十一日^{我五月廿六日}横浜港江達せし故、亞

米利加蒸氣軍艦ワイオミング^船將ドーク^名人航海の
 用意し、石炭其他用意之品を調べ、同月十三日我五月

廿八日朝^{（マ）}五字同所を退帆し、同十五日我五月三十日豊後の

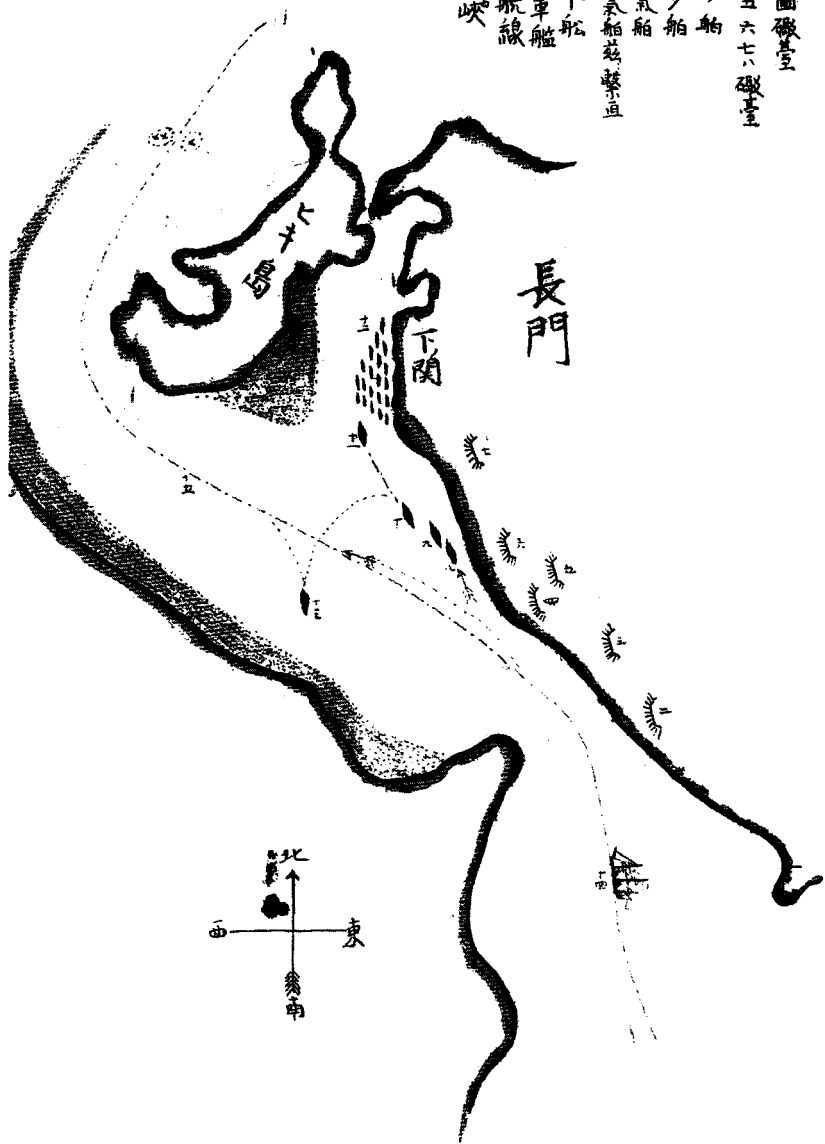
海峽江乗入れ、姫島江碇泊し、翌十六日^{我六月朔日}朝内海

之西手江向け下の関瀬戸内江進發せり、北手の陸地は

長門国にして長州^侯の領地也、昨年中蒸氣船及ブリグ

船^{船形}を買求めり、蒸氣船は船号をランスフィールド
 と唱へ、^{（價）}価直洋銀拾貳万五千枚、ブリグ船^同は価直洋

- 一八合圖磯堂
- 二三四五六七八磯堂
- 八ハルク船
- 九ハフリグ船
- 十ハ蒸氣船
- 十一ハ蒸氣船茲葉豆
- 十二ハ日本船
- 十三ハ軍艦
- 十四ハ同航線
- 十五ハ海峽



銀凡式万五千枚にして其船名をランリツキと云、亜米利加軍艦瀬戸江近寄し時、北手陸上の砲台より合図の一砲を響かせ、下の関西手の砲台よりも砲発せり、亜軍艦南方の岬に至し時は、ハルク船の船形フリグ船^上同及ひ蒸気船北方の陸近く頭然と碇泊せり、此蒸気船はランスフェールト^号船、ブリグ船はランリツキ^上にして、今老艘は其名を知らず、総て此船には艦ニ日本国旗を翻し、中檣には長門候の旗章を建たり、亜軍艦此所ニ進し時、水面より高サ凡五拾フット^{我八間式尺余}北方陸手にある三門備砲台より発砲し、中檣と艦橋との間なる綱を切断せり、此時亜軍艦も蒸気ニて運用し、亜米利加国旗を颯しに、再び四門備之砲台より発放せし故、是ニ対し亜軍艦よりも備へ設けし大砲を以て報復し、彼船々江乗寄たり、此時ハルク船は陸手近く備たり、凡五拾フット^上同是を隔てブリグ船を繋ぎ、亦是を離るゝ事五拾フット^上同にして蒸気船を備たり、亜軍艦ワイオミンク^号船將此蒸気船とブリグ船との間を進まん^と其命令を下し、ハルク船ニ並ぶ時、彼の船より三挺の大

砲を放発し、暫して亦フリク船と相並ぶ、此船よりも三拾式ポントの鎗砲を放ち、蒸気船も亜軍艦の目当に進み来り、其船中ニ備し一二の小さき銃砲を海峡に向て放発せり、亜軍艦近くブリグ船及ひ蒸気船之式艘江双侧より放発して、蒸気船の艦を周り南方の陸手に進みしニ、砲台六ヶ所及ひ蒸気船ブリグ船并ハルク船より斉しく発放を請け遇て、本船を乗据しといへとも、容易して退く事を得たり、蒸気船ランスフェールト^号船は其進退を弁利ならしめ、且は亜軍艦よりの初之発砲にて損傷せしや否を試んと欲し、其釜を焚鑄を巻き北方の海岸江近寄たり、此時ワイオミンク船は適宜の所に進み、弾径十一インチ^{我九寸式歩計}之空弾を蒸気船の中央水線より凡一フット^{我老尺強}上ニ打込しに、船中の釜破裂し蒸気及ひ煙り齊しく船の前後より発散せり、其後亦空弾二発を打込、暫く発砲を止め、再砲台を襲んと其命令を下せり、此時バルグ船及ひブリグ船より一同早込にて連発せり、砲台江空弾數發落込み、市街も大に破損せり、亜軍艦瀬戸江進み出し、時に至てフリク

船江向け一二発を打込、其船を沈たり、砲台よりは絶間なく砲発し、亜軍艦退去するに及て漸く減少せり、此日死亡四人、手負七人、此内老人は遂に死せり、ワイオミング船備用の武器は纔三拾ポント四挺、枢軸の附たる砲式挺なれば、左右とも三挺宛ニ而、三門備砲台六ヶ所と発砲を交へ、敵方にはバルグ船ニ六挺、ブリグ船ニ八挺、蒸気船ニ式挺、多分三拾式ポントにして総数三拾四挺也、如斯多寡之差あるか故、其英気を避んと欲し、船将ドーケル^{人名}其場を脱れ横浜港江退きたり、此日亜軍艦の将卒ともに力を竭し、其船を敵船の間ニ乗入レ、敵の砲弾を犯し近く進んで砲戦を挑み、接戦する事一時余にして、船側砲弾飛来る事十一度、檣綱具煙筒江式三拾発を請け、敵より放ちし三拾式ポントの空弾船側ニある砲台の車に中り、発散して老人を斃し、五人江傷けたり、

四四

(付箋) 「第三百七十三号四」

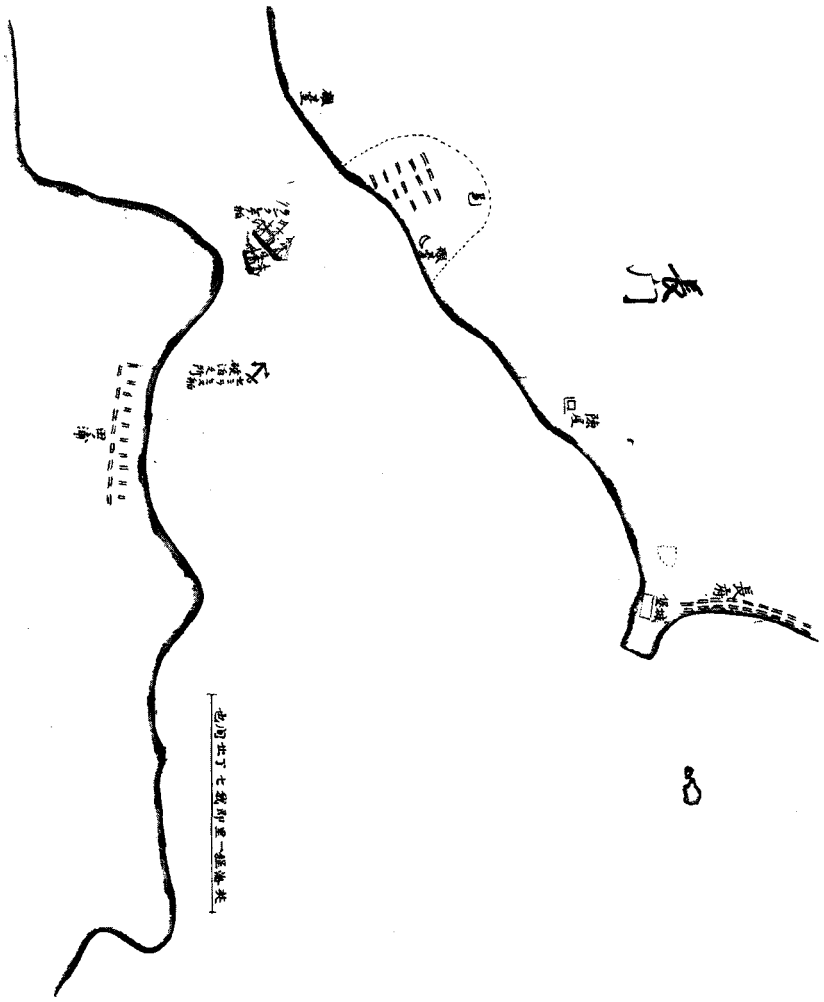
亥六月五日於長州下ノ関仏軍艦交戦之新聞^{仏国水督幕下の訳官より}

元紙板元
江送る所也 翻訳

一支那日本両国海江備たる所の仏朗西国兵務の統帥たる水師提督セオルス^{人名}之号令ニ従ひ、仏朗西国帝陛下の軍艦センラシス^{船号}及ひタンクレデ^{同上}の兩艘、長州下ノ関江進発せり、即第七月十六日我六月朔日の朝横浜港を開帆し、同十九日我六月四日の朝早朝豊後の内海江乗入、此所の瀬戸江碇を下して交戦の備を為し、翌月曜日我六月五日黎明に蒸気の力を強めず、徐々と下ノ関の瀬戸を向て乗進み、遙ニ砲台を眺望するに、凡式里我拾四丁と四拾間を隔て、瀬戸傍なる樹林の中間より発砲すと見へ、両線の電光閃めきて炮煙立昇る間もなく毛利大膳太夫の親族同姓左京亮の城堡長府に近寄、夫より

長門の北手に当りて式拾五ポントの大砲五挺を備し砲台江向進発せり、水師提督は其城堡には敵對せず、只砲台を打崩んと決心せり、是より味方の船舶豊前田田の浦近傍の砲台を離るゝ事凡一里の三分の一の所に碇泊し、潮勢急流の為に船を流せし故、味方の船を隔而碇泊したる日本船の方に錨を下さんか為に凡四半時を費せり、此時ニ當て敵兵味方の船舶を前後より挟撃すへきに、敵の砲卒は其砲台中にあれとも味方に向けて砲発せず、故に此砲台は唯窄海の為にして、此所ニ用ゆる大砲ニは非ずと思ひ居しニ、砲台を乗取し後ニ是を見れば、存外歐羅巴法に鑄造て車附の良砲たる事を知れり、扱我フレカッタ^船形の船側より放ちし六拾ポントの螺旋砲の第一砲は砲台の真中を打越し、第二砲は砲台の胸墻の中央に着して、地形石塊土塊砂俵を撃崩して諸方江飛散せり、然れとも日本の方ニは猶も発放を返さず、味方は久しく砲戦打続、十一字頃ニ及び五分一分は一時^{六十分之一也}毎に空弾を放ちて目覚しき働きを為せり、爰におゐてル・アブベ・シラルト氏一隊を引率して田

の浦の市邑に上陸して、水師提督の告示を伝へ議していへるには、此交戦の次第は、過日長州候^侯ニおゐて仏国の旗章を建し船舶江對し理不尽に砲発に及ひし故、其罪名を誅罰の為に軍艦差向し故、当方の人民は決而恐懼するに及す、且食料を船中江来り売へき旨を告げ、難なく同所之邑宰の役所江尋行きしに、數百之人民集り来りて我等を取囲しかとも、何の不法も為さゞりしなり、邑宰は懇懃を以て我等を接待し、提督の告示を謝し、我等目前ニ而即刻使者を以て其旨を豊前の君候江告知せり、此一隊上陸せし間に、味方の兩艘は再び砲戦を開き、提督より命をタンクレデ船に下して、下ノ関に向ふて進発し窄海に及し砲、敵の砲台よりも砲発せしかとも、味方の大砲を以て速に敵の砲台を撃鎮めたり、敵の一砲味方の空丸ニ中り、倒覆して敵の砲卒兩三人空中に飛散せり、タンクレデ船は船側江一発、艦檣の頭江一発、船檣江一発、都合三ヶ所江砲弾を請たり、我兵中食終りて、頓て午時に提督は上陸の命を下し、予も幸ひに一隊の首領たるテユキリヨット氏と



8

0

一手になりて上陸すへき手配り中ニありて、上陸の軍勢は水夫百八拾人及びアフリック第三隊の軍卒七拾人、惣勢貳百五拾人なり、味方は砲台を右手ニ取て陸地に近寄しか、同所は警衛の兵ありと見し故、端船より螺旋砲にて空弾を以樹木を的として放ち一戦の備を為せしかとも、遮闘する敵老人もなし、故ニ味方は十分の利を得て、軍兵を三隊に分ちて砲台江向ひ、無難樹林江進入しに、離散せし三四組の敵兵小銃又は刀剣を以てす、「其兵器多分は和蘭古法の製作なり」、樹林中ニ隠れ居て、味方の近寄るを覘ひ速ニ砲発し、或は筒先に剣を挿み闘ふと見へしか直ニ奔散せり、此所の一戦にて忒拾人程打取、林中を通り、砲台ニ至り見るに、守兵は老人も不殘逃散して、胸牆は味方之空丸の為に擊崩され、一門の大砲は仰き覆り、余は砲杖を擊落され、諸方に血池を為し、死骸は皆取片付たり、砲台後手の凹路に於て血ニ染し衣服及び甲冑を見出せり、大砲は都て火門を塞けり、提督下知して樹木・疊其外燒易き物品を取集、是を砲車の下ニ嵩み立て燒捨たり、

火薬庫は砲台の外なる凹路の内にて、至て要害の所ニ而見出し、火薬彈丸等は悉く海中ニ取捨たり、此時水師提督ゼオルスの幕下たる一隊の主將レイルレ氏は砲台の右手に進み、統ひて樹林中の伏兵に砲発し、終にエダガモメと稱する村に到れり、此村は砲台の成兵のために宿所となされ、其居民は遠く立退し事明白に見へたり、同所の中央にて少し径を登りて小高き地ニ寺社の如き大家ありて、此内に許多の火薬・武器類を貯し故、是に火を着しに巨声を發して灰燼と成り、味方は其俣再ひ引退けり、砲台ニ至し時、予は主將の陣屋に入しに、人は遁去て影もなく、数多の甲冑武器を獲たり、猶家中を探検せしに、築城・炮術等の和蘭翻訳書を数冊見出して、則ち予か今手許ニ所持する所なり、内疋冊は、潮勢の為に飄流する船舶を襲撃する事を著せり、如斯味方は全勝を得て、砲台及び大砲を毀壞し、其村を燒払ひ、我一隊はタンクレテ船ニ帰れり、其間にタンク^レテ船并其端船よりは、味方の右手ニ而樹林中の伏兵を指して頻ニ大砲を放ち帰船、後軍に凡式

千人の小銃隊及び野戦の大砲隊を整へ、内には騎馬の兵も打交りて、陸地をつたひ下ノ関を下り味方を襲はんとせしを、船中より些の空玉を放し、其中央に中りて爆裂し、許多之死傷を為し、敵兵は直ニ隊伍を乱して逃散せり、味方軍卒の内三人の手負にて、内式人は銃丸ニ中り、宍人は帰船の時、路傍に倒れし敵の傷兵に突れて傷られ、日本の死亡者難計といへとも、砲台に許多の損傷あるを以て量る時は、其死亡者不少事顯然たり、加之味方の空彈届着の巨離は敵ニ勝る事三千ヤルト我八丁と忒拾間也

◇第二七号 (亥六月カ) 報告 『玉里島津家史料二』
五七六

(付箋) 「第八十五号」

下関交戦新文神奈川 翻訳

(この文書は第二六号二と同文重複により省略す)

◇第二八号 亥六月十二日報告 『玉里島津家史料二』
五八九ノ一

長州におゐて外夷と戦争有之、其外風聞之趣横浜にて承得候次第、左ニ申上候、

五月十日頃、亜仏兩國之商船、横浜より上海江罷越候ため長州下之関海岸通帆之処、台場并船より不意ニ大砲打掛、素より商船之事ニ而武器も沢山ニ無之、散々の体ニ而漸相凌、仏船は長崎江入津、亜船は上海江相越候由、横浜江注進有之、且亦右同時之頃和蘭のコンシュル交代之者乗組、軍船にて和蘭之旗号著數相建通航仕候処、去年長州ニ而買入之蒸氣船并外ニ帆船壹艘と台場ニ而頻に砲発いたし候間、高き海岸江船を寄相凌、凡三百発程打放し、聊緩に相成候時分ニ和蘭船より砲発いたし、台場打くつし、帆船壹艘打沈め申候、右蘭船江は長州之彈丸八発打貫き、少々死傷人も有之、船腹之傷ミ候所江板拵当、先日入津仕、本国江申越、軍船を呼寄候積と相聞得、亜仏兩國は商船より注進ニ依り、横浜ニ碇泊之軍船兩國にて壹艘ツ、合而式艘

小形之船ニ而亞國船名ワイオミ、去月廿七八日頃ニも候哉、
公國之船名は相知れ不申候。

下之関江差越、長府杯之台場江遠方より大炮打試ミ候
得共、何之形勢も無御座候ニ付漸々近寄候処、台場よ
り大炮三発いたし、二発亞船に当り、即死五人、手負
六人有之、帆柱打折れ、長州之方は帆船一艘打沈め、
船中の人数水中に飛入候ニ付、最早凌兼候故と相察し、
台場之様子見及候処、人ある体ニも無之候ニ付、陸兵
式百人程亜仏兩國
之兵卒上陸せしめ見候処、台場之兵士既に
逃去候体ニ而、前に被打候死人身体不連続之者も有之、
鮮血流れ居候、五ヶ所台場之炮の火門江釘を打、弾丸・
火薬は海中江投し、奥之方江進ミ候所、堂のことき所
に兵卒の屯所と見得候場所所有之候ニ付、襲掛申候処、
是以大半逃去、兩三人狼狽いたし居候を打取、所々ニ
而陣羽織・兜・鎗・刀・鉄炮等分取、六月九日之朝、
横浜江帰帆致し候由ニ御座候、尤彼地出帆之時分、下
之関之陸上ニ騎歩老万人程も長州勢相備候様子ニは候
得共、打懸りも不致、兩國勢は小人数之上海道筋ゆえ
若も他國の人に過ち御座候而は不宜候ニ付、不取敢引

取候旨申候趣ニ御座候、

但亞船中に漂流人彦藏英人水先ニ被雇相越候而、所屬

帆之上相咄し候は、已ニ戰ニ臨ミ候時は士卒皆々

震ひ恐れ申候ニ付、酒を為飲候由、只船將一人の

ミ自若として号令を伝え候由ニ御座候、

一英國之官吏共、是非薩州江相越可申目論見有之候折か

ら、長州之戰爭始り候付、去ル五日頃ゴンボート船壹

艘大炮二挺備
輕蒸氣船長州江物見として差遣し、必然長州より戰

を促し可申候間、程能あしらい軽く引揚而帰り來候様

申付、其節横浜の軍船五艘長州江差遣し、便利之地方

を奪ひ、亞仏蘭と合従いたし可申、もしまた何之居動

も無之候ハ、直ニ香港江相越可申約束にて出帆せしめ、

右往復之日限予しめ見込之時迄帰帆無之候ハ、長州

をやめ、直ニ薩州江罷越候積手当ニ有之、尤更に戰爭

の為ニ無之、夫故「ミニストル」はしめ通弁官「アレ

キサンドル」蘭人シーボルトの子ニ而、
日本語仕候者漂流人彦藏等を召

連候手筈ニ而、御国許江罷出候ハ、最好之御談判・

長久之計も可有之見込と被察申候間、何卒御程能御取

扱被為 在度奉祈候段、木村宗三類に相称し申候、右下の関物見船帰り来候有無、英船発向之治定相しれ次第早速申越候様約束仕置申候、凡之見賦り、当月廿日頃ニも相成可申哉之旨、同人并外通辞共より内々承申候、

一 当時外国軍船之儀、先日申上候員数之内ゴンボート壹艘長州江差越候外、増減無御座、商船は数多罷在、惣合三拾五六艘碇泊仕居申候、

一 横港一体之様子、此内申上候通り相替り不申、当時絹糸の商売盛に有之、次ニ菓を仕入候様子ニ御座候、

一 鎖港一件ニ付和蘭・葡萄牙両国官吏之返翰、木村宗三写取呉申候間差上申候、亜字両国之分も跡より遣し呉候様頼置申候、

一 右様長州江攻寄候共、隣国之地江は聊乱妨仕不申候間安心御座候様、政府より御通達被成下度、亜仏蘭より願出候由ニ御座候、

一 今朝神奈川ニ而長州家老宍戸丹後と申者、江戸江相越候を見懸申候、台輪ニは候得共は大勢ニ而、急キ通

行之体ニ御座候、荷宰領ニ承候処、最初商船等を打らし申候事

京師江御届申上候後、東下仕候様子ニ被察申候、

右は去ル十日夕より今朝迄横浜逗留仕見聞仕候形行

ニ御座候、別紙翻訳書写式通相添此段申上候、以上、

亥六月十二日 南部弥八郎

◇第二九号 亥六月十五日報告〔玉里島津家史料ニ〕

一 横浜よりの書簡之大略

昨廿五日夕刻、外国奉行急報有之候次第、左ニ申上候、一 過る十日、長州海ニ而同国軍艦二艘ニ而米国之商船を打払候処、黄昏ニ而右船沈没仕候哉相分兼候旨、長州より御届有之候段、当港江も申来候ニ付、直ニ米国ニヌストル江其旨相達候得は、彼申聞候ニは、我商船一艘今日を去ル十五日前横浜出帆仕候、又此度大炮四十門を備へたる軍艦相廻候積御座候得共、右船は堅牢

之船ニ而容易右様なる事ニ逢申間敷被存候、併両様共吟味之上可申上と申出、右談判付外国奉行其外之役々夜ニ入退出仕候、

一今廿六日午後、米国教師ブランの館ニ而談話之大略、左ニ記ス、

一長州洋ニ而発砲ニ逢たる火船は、上海より去ル我三月廿六日横浜江入津す、船名「ヘンプローク」、船将「クーバーレ」、積荷二百噸の由ニ御座候、昨夜上海より仏国軍艦渡来之便に依而我「ミニストル」江彼の「ヘンプローク」より書簡を遣し候、其趣は、西洋去ル五月廿六日夜我五月十日夜、彼の「ヘンプローク」船長州洋を走り候処、長州之旗章を建たる二艘之船より俄に発砲し、彼船之網梯子を打切たり、然共彼船よりは大砲一発も不仕、蒸氣を強めて走り候故、沈没之愁無之上海に着岸仕候由、もし右一条ニ付我ミニストル館ニて諸官吏集議し、明日明後日ニは屹度軍艦を長州江向け候と申事ニ御座候、

右五月廿六日の書簡なり、

一今昼九時米国教師ハラワと申者江稽古ニ罷越帰宅三丁程参候所、後より声を懸追来候付、直ニ立戻候得は、同人申ニは、今朝米船一艘渡来、依て新聞を得たり、其新聞之趣は、去ル十日夜長州ニ而米船一艘発砲ニ逢

ひし後、先日出帆之仏船も又々発砲ニ逢ひ下関之台場并長州之軍艦二艘より発砲せし由也、船中少々破損も有之、仏船よりも頻に発砲

し、軍艦一艘を沈没せしむ、併一艘之軍艦ニ而は逆も戦争を始候事相成不申と之訳を以、一と先長崎港江相廻り、此旨横浜江注進之上戦争を始候心得之処、折悪幸便無之、依而上海江急便を以報告せしといふ、右ニ付仏船より長崎江相廻候由申出、今朝一艘出帆仕候、又今晚欽明朝之内一艘出帆いたし候積之由、尤横浜之水主一人水先き案内に相頼候事ニ心得候、左候得は長州海を相廻り、得と事情を探候上、戦争を始候事と相見得申候、

一米国の大船も長崎江相廻候由申出、過ル廿八日二艘出帆仕候、右も長州海を乗り、其事情を探候と申事ニ御座候、

一 薩州江も英之軍艦近々之内出帆仕候由、夷人之咄有之候、

右一条二付、過ル廿六日より運上所極混雜と相見得、

諸役人共夜四ツ時、或は九時退出仕候、

右五月晦日之書翰なり、

右大略謄写御参考被成下度候、以上、

六月三日

追白、仏船之義、右書簡ニ而は少々破損有之のミ

相見得候得共、追々探索仕候処、去月廿日頃と相

見へ、長州より之発砲ニ而蒸氣器械江相当り、右

器械之木飛散、ウエーウエーと申士官之頭に当り

少々疵を受候由、尤其節即死者人、怪我人四五人

も有之由相聞得申候、以上、

二

五月廿六日長崎出帆之蘭船長州海ニ而発砲に逢候

次第略記

一 長崎出帆之節、蘭のコンシユル、ゼネラール、水先案

内之者に申候ニは、此頃長州ニ而頻に発砲仕候由相聞

候処、此方元より戦を好ミ不申候得は、長州之発砲何

分懸念ニ存候間、順風汐合を見定め長州沖碇泊不仕様

致度とて、去月廿五日順風汐合を睨と見定之上、翌廿

六日朝六時頃碇を揚、長州沖合を蒸氣を強くし走り通

候処、長州海岸江繫置候二艘之軍艦より二発大砲相放

候付、蘭船ニ而大に驚き、太鼓等打鳴し俄に軍事之支

度をなし、忽ち発砲致し候所、長州よりは二艘之軍艦

并数ヶ所之台場より星の落る如く大砲相発、蘭船より

も同様相発し、既に戦争も同様之由、右船昨二日漸其

難を脱し横浜入港、對話之大略如左、

一 陸より十五六町隔り候、

一 長州より相発候玉数三百許、玉目は三ポンド、六ポ

ンド、三十ポンド位、

一 甲板之上江三十ポンドの玉当、乗組一人即死、

一 甲板下ニ三ポンド玉当、乗組三人即死、

一 船底四発当ル、

一 中柱江一発当、破裂仕候、

一 船上ニ釣置候バッテリーラを打抜申候、

一長州より漕向候ブレッキ船を打碎き沈没す、

一船中江当る玉数凡十七程、

一長州は台場三ヶ所并軍艦二艘より相発候、

但小倉公よりは一砲も相発不申由也、

一蒸船より相発候玉数凡九十程之由、

一船中怪我人凡四人、治療相叶可申由、

一長州より相発候玉三十ポンド卷ツ、六ポンド卷ツ、都

合式船中江残居候、

一小倉侯領分海岸江碇泊罷在候日本船江、長州より相発

候玉飛散して当り申候、

一水先案内は横港之者ニ候処、右騒動ニ付狼狽、実ニ可

憐様子ニ而、更ニ役ニ立不申由、

右之通大略相調申候、然処此度之一条も実ニ不容易義

ニ而、蘭のコンシユルゼネラル大に憤怒仕、数十年

来和親之國ニ而他の國とも相違可申、然ルに右様之次

第、自然政府之威權相衰候とは乍申、是等之義相制候

事出来不申と申、其罪何れに相帰し可申哉、十分政府

之罪ニ相違無之、此上は容易之談判ニ而は相濟不申、

是非共御老中方江出会仕候上談判ニ及可申由コンシユ

ル申出候付、昨日横浜より御役人之内早馬ニ而申来、

今三日御城ニおゐて御老中等列坐之上夫々評定可有之

筈之処、俄に西丸失火ニ而被相扣候由相聞へ申候、風

評ニは長州ニ而頻ニ外国船江発砲候得共、於幕府之を

制止仕候事も相成兼、只御老中等いつれも手を束ね歎

息のミ致居候様子、此上は不遠戰爭ニ相成候外有之間

敷、尤去月廿九日・同晦日、亜船・仏船長崎表江相廻

候由ニ而、出帆仕候得は定而只今頃は長州領海江乗入

候事と被存候、如何之変出来仕候哉難計、万一戰爭相

成候ハ、長州は忽ち落城ニ罷成可申、所謂陳勝呉広之

所為にて、みつから禍を招候段ニ至り可申、長大息此

事御座候、尚亦御参考被成下度候、以上、

六月三日

右は、秋月侯之弟ニ而学問所奉行被相勤候秋月右京

亮殿より、内々探索ニ遣し候者承得申立候趣ニ御座

候、

一 亜国軍船長州ニ而之再戦、去月廿七八日頃と申上置候得共、全く承り違ニ而五月廿八日横浜出帆、六月二日戦争之事之由、長州之軍船は、蒸気船式艘・帆船壹艘之内、二艘之蒸気船を打碎き沈没いたし候趣ニも相聞得申候、

一 五月九日鎖港一件、表向は先日申上候通相達候上、内実は右之通朝廷及大君より被命候得共、方今不被行儀ニ付いづれ尚亦可及会議旨相諭候ニ付、外夷ニ而書翰ニ而は敵數申立候事ながら深く憤懣いたし候様子ニも無之、夫故表向書通而已ニ而小笠侯之直応接は無之、只頻に長土兩州をうらミ罷在候折柄、下之関一条発起仕候付、幸ニ事を起し長州を攻撃いたし候術策を設け候哉ニ相聞得申候、

一 参政酒井侯、去ル五日蒸気船ニ而上京ニ相成申候、
一 五月廿八日英国より蒸気船借用出帆、同晦日紀州由良浦江着船、乗組は騎兵奉行神保伯耆守、歩兵奉行溝口伊勢守、歩兵頭五人、大砲組下曾根次郎助、部下、合而六百余人、由良湊より幕府軍艦幡龍丸、感臨丸、順

道丸を以兵庫江相送り、右借用之英船は六月二日横港江帰帆仕候、

一 毛利左京亮様江長州侯より江戸屋敷焼払家中引取可申旨被申渡、大ニ困り被申候由風聞御座候、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、

亥六月十五日

南部弥八郎

〔付箋〕
一 御坊より之為知 尅通

一 御留守居首尾書 尅通

一 南部問合書付 尅通

一 右同とち本 三冊

已上、

◇第三〇号 亥六月十七日報告 〔玉里島津家史料二〕
〔五九二ノ三〕

一 昨朝四時頃、蒸気船ニ而

將軍家御帰府相成、祝砲二十余発有之、夫より浜御庭

江御上り相成申候、

一長州侯近臣之為ニ被刺殺候ニ付、極密ニ而表向病氣之御届相成候段風聞仕候、

一同国打払之一件、亜蘭兩國は於政府取扱償ニも相成候ハ、無事ニ為濟可申含と被察、仏郎西は幸ニ事を起さんとするの勢ニ有之、英も同様之見込と相聞得候段承候旨、仙台書生多田平次郎物語申候、

一長州之攘夷は顯然之事ニ而不及論ニ、当

御国之儀、最初同様之風聞ニ外夷共承候処、当春以来左様ニ無之趣ニ相聞得申候間、一ト先罷越候而容子を相伺、土州之儀も攘夷説之聞え御座候ニ付、同様相探り、和戦は其時宜ニ応し、爾後

京師を相伺可申と英夷定策仕居候由ニ付、素より御良策は可被為在奉存候得共、無御油断様被遊度乍恐奉存候旨、右同人物語申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

亥六月十七日

南部弥八郎

【参考①】

御坊主関長三より別紙之通為知申来候間、相添此段申上候、以上、

亥

六月十七日

摂津様

岩元太右衛門

【参考②】

其方儀、参府時節ニは無之、大儀被 思召候得共、無程御帰府ニも相成候ニ付而は、御相談之儀も有之候間、早々江戸表

江参府候様被仰出候、

六月十六日

加賀中納言

上杉弾正大弼

南部美濃守

佐竹右京大夫

丹羽左京大夫

津輕越中守

南部遠江守

松平飛騨守

溝口主膳正

右之御方々様何レも右御奉書之由、

真田信濃守
土井能登守
堀 右京亮
南部美作守

◇第三一號 亥六月十九日報告〔『玉里島津家史料二』五九四〕

於横浜英仏亞蘭の四国集議之上、七八日以前申立

候書翰之大意、左之通、

(一の1) 大君と我各国と条約を結へるものは、素より親和を以

て根本といたし候上は、何れの海峡といえとも便利に

依而は通航すへきこと勿論之儀ニ候処、長州之大名松

平大膳大夫商船官船の差別もなく無謀に打払候は、実

に譬ふるにもなき暴業にして、是則ち貴国之災害を

招く所ニ御座候、我各国横浜に碇泊せる軍船台従して

長州を討ち、下之関の通航および碇泊を十分自由にし

て爾來の害を除かんと欲する一策に決定仕候、併日本

政府ニおゐて敵敷松平大膳大夫を罰し、事理を明らか
にし、後來の暴業を防堤保全する策あらんには、しは
らく其報を待可申等之趣ニ御座候、

一右は各国同案ニ而差出、猶銘々の添書有之、いつれも
大同小異之内亞英尤激烈ニ而、亞は日本政府ニ而大名
を防くの権ありと兼而承候、然るに貴国何人によらず
大君の条約を預り聞し管之処、大膳大夫其旨に違へる
は、是如何之訳ニ候哉、政府ニ而同人をきひしく罰し
貧窮困苦せしめ、再ひ事を為すこと能はさらしめて宜
しかるへし等之趣ニ有之、英夷は

皇帝攘夷を詔し、大君之を遵奉し、大膳大夫江命して
暴業を行はしむと承候、若然らんにはまつ長州を討て
下之関をとり我船舶の往來を自由安全ならしめ、大君
の条約を捨て

帝府の条約を堅くするの外策なし、然る時には行ふに
兵威を以てせざることを得ず、熟考之上報告を奉待候
等之意ニ而、既に各国より両度返答之催促有之候由、

右は翻訳方出役福沢諭吉江今朝承候趣ニ御座候、尤

文意は違候得共、翻訳書之大意は本文之通相違無之段
申聞候、

(一の2)
〔十日程以前洋書調所教授方杉田玄端儀細乗物六丁見懸、

中の人物いづれも惣髪ニ而京家之者と存候旨噂有之候
処、雑説に中川宮様御家来之由風聞御座候、

一三条中納言様はしめ攘夷説之公卿方姉小路様一件に恐
怖し退身有之候由、巷説相聞得申候、

一閣老小笠原侯退役ニ而所司代御預、水野痴雲殿も元筑
後守同様御預相成候由ニ御座候、
所司代預と有之候得
共、是ハ大坂御城代
之方実説可成歟、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

亥六月十九日

南部弥八郎

◇第三二号 亥六月十九日報告〔玉里島津家史料二〕
五九七

一 奉拝見候、暑威酷烈之候益御安全御奉職珍重奉存候、
種子島之書生殆と感心之至、御托之和英字書は、明日

洋書局江罷出早々相整、来ル式日便如命取計差上可申
候、京及関東之形勢追々申上候通ニ而、御書中砲声に

誇り輕舸に坐せしも、既に刺客の為ニ黄泉之客と化し
たり、他の攘夷家三条其外已ニ出奔すと風説す、況復

ラングポルトなるゲッキヘール無謀之攘夷、五月十
日以来頻ニ敗軍、御近方ナレハ当方よりも諸説明白な

るへし、雷声遠く式百五十里之外ニいたり、江戸も
本府も益平安大悦仕候、

一ゴロートヘール、去ル十六日祝砲とともに帰府、北国
大名急ニ相談の為参府との事、
御国は如何、

一経国之為ニ頻ニ劳苦建白被為在候由、何寄之御事、ひ

とへに遠くより拳を握り脚力の度毎ニ如何々々とおも

ふのミ、御書中の趣ニ而は最可楽難有奉存候、

一白金御一統御無事、細君妊娠今ニ六ヶ月可悦、且亦涉
谷引越未定、芝辺ハ焼払ひなし、但兩三日以前悪徒放

火多し、
一野生建白ニ就而

先生をして藩籬に禁固せしめし事、扱々恐入候、右

之建白は廿九日便写御覽ニ入可申、併ながら

先生の為ニ計るは元のことく洋書ニ在て寓言を咄し候

世を金馬門に避る、尤善とす、しかれども方今の形勢、

本府之諸事、君ならずて上下服するとき説を為すを

得ん、実ニ

國家の為ニ先生の困苦を忘れたり、之を謝するに死を

以てすとも敢而辞する所にあらず、只願くは我

本國をして鴻業を興復し、洋外諸國ニ顯頌して

順聖公の遺徳を紹述せんことを是祈る、

一 細君 本府江引越之命下り、河村宗胆と同立也、然る

に只ならされは、分婉の時を過さんと定而十一月頃ニ

は発途ならん乎、其趣申立、肥後并私より、河村より

も田畑江も申談候、今日早天ニ山之手ニ出、長州一件

書立之上、好便蒼卒ニ執筆、纒々廿九日ニ申上候、誠

惶不備、

六月十九日

柴洲

頓拜

大先生

侍史

◇第三三号 亥七月五日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

〔付箋〕「附箋皆済」

亥六月中

南部弥八郎

一 長州戦争之儀ニ付横浜風説之趣、左之通、

五月十日頃、亜仏両國之商船其後承候得は、亜國は軍船ニ而御座候様ニ風聞有之

横浜より上海江罷越候ため長州下之関通行之处、砲台

并軍船より不意ニ大砲打掛、素より商船之事ニ而武器

も沢山ニ無之、漸相凌、仏船は長崎江入津、亜船は上

海江相越、両所より横浜江注進有之、且亦右同時之頃

和蘭コンシユル交代之者乗組軍船ニテ旗号著數相建通

航仕候処、去年長州ニ而買入之蒸氣船并帆船老艘と台

場ニ而頻に砲発いたし候間、高き海岸江船を寄相度、長州方ニ而凡三百発程打放、聊緩ミ有之候折に和蘭船より砲発いたし、台場打くづし、帆船壹艘打沈め、右蘭船江長州之弾丸八発程打貫き少々死傷人も有之、右之船相傷ミ候処江板を当坏致し入津仕、本国江申越軍船を呼寄候積と相聞得申候、亞仏両国は商船より注進に寄り、横浜に碇泊之軍船兩國ニ而一艘ツ、合而式艘小振之船ニ御座候、亞船名ワイヲミ、去月廿七八日頃出帆、六月二日下之関江差越、長府持之台場江遠方より大砲打試候得共、何之形勢も無之候付、漸々近寄候処、台場より大砲三発いたし、二発亞船に当り、即死五人・手負六人有之、帆柱打おれ申候由、右ニ付長州之帆船一艘打沈め、船中の人数皆々水中に飛入候付、最早凌兼候故と相察し台場之様子見及候処、人ある体も無之候付、陸兵二百人程亞仏兩國之兵卒、或は此戦は亞のミにては預らすと共申候上陸せしめ候処、兵士は既に逃去候体ニ而、前に被討候死人身軀不連続之者数多ニ而鮮血も流れ居候、五ヶ所一説に七ヶ所に台場之砲江釘を打込、弾丸・火薬を海江投し候上、奥之

方江進ミ候所、堂のとき所に兵卒の屯所と見へ候場所有之候付襲掛申候処、是以大半逃去、両三人狼狽いたし居候を打取、右之所々ニ而陣羽織・兜・鎗・刀・鉄砲等分とり、六月九日之朝一説に六月六日、横浜江帰帆いたし候由ニ御座候、尤彼地出帆之時分、下之関の路頭に凡騎歩万人程も長州勢相備候様子ニは候得共、打懸りも不致、且は海道筋故若も他国人に傷付候而は不但宜と申事ニ而、掛り合不申引取候旨申立候趣相聞得申候、

亞船中ニ漂流人彦藏英人ニ所屬水先ニ被雇相越、帰帆之上之咄に、已ニ戦に臨ミ候時は兵卒共皆々震ひおそれ候付、酒を為飲候由、只船將のミは自若として指揮を伝え候由ニ御座候、

一英国之官吏共とかく薩州江相越可申目論見有之候折柄、長州之戦争始り候ニ付、去ル五日頃ゴンボート船一艘大砲二挺備入拾人物見として差遣、必然長州より戦を促乗蒸氣艦船し可申候間、程能あしらい軽く引揚て帰来候様申付、其節横浜の軍船五艘長州江さし遣便利之地方を討掠め

可申、若何之形勢も無之候ハ、直ニ香港江相越可申旨
ニ而出帆せしめ、右往返之日限見込之時迄帰帆無之候
ハ、長州をやめ直ニ薩州江罷越候積手当いたし、尤
更に戦争を求候為ニ無之、夫故ミニストルはしめ通弁
官アレキサンドル蘭人シーボルトの子にて、
日本語を仕候者ニ御座候、漂流人彦藏等
を召連候手筈ニ御座候間、其御心得ニ而御程能御取扱
被為在候ハ、格別之御都合ニ而無事ニ相済可申由、翻
訳方木村宗三頻に相称し申候、

一 当時外国軍船之儀、先日中申上置候内ゴンボート一艘
長州江相越候外出入無御座、商船は数多碇泊、惣合三
拾五六艘罷居申候、

一 横港一体之様子、此内申上候通相替り不申、当時絹糸
之商売盛に有之、次に茶を仕入候様子相聞得申候、

一 右様長州江攻寄候共、隣国之地江は聊乱妨致し不申候
間、安心御座候様政府より御達し被成、下度奉存候旨、
亜仏蘭より願出候由ニ御座候、

右は六月十日夕より十二日朝迄横浜滞留見聞仕候形
行御座候、

二 長州騒乱之儀ニ付横港より来書之大略、

(二の一)
昨廿五夕刻、外国奉行急報有之候次第、左ニ申上候、

一 過る十日、長州海におゐて同国軍艦二艘ニ而米国之商
船を打払候処、黄暮ニ而右船沈没仕候哉相分兼候旨、
長州より御届有之候段、当港江も申来候付、直ニ米
ミニストル江其旨相達候得は、彼申聞候ニは、我商船
今日を去ル十五日前横港出帆仕候、又此度大砲四十五
門を備たる軍艦相廻候積御座候得共、右船は堅牢之船
ニ而容易ニ右様之事ニ逢申間敷被存候、併両様共吟味
之上可申上旨申出、右談判付外国奉行其外之役々夜ニ
入退出仕候、

一 今廿六日午後、米国教師プランの館ニ而談話之大略、
左ニ記ス、

長州洋ニ而発砲ニ逢たる火船は、上海より去ル我三月
廿六日横浜江入津せし船名ヘンブローク、船將クーパー
レ、積荷二百トンの由ニ御座候、昨夜上海より仏国軍
艦渡来之便ニ依而我ミニストル江彼ヘンブロークより

書簡を遣して候、其趣は、西洋去五月廿六日夜我十月十日

彼へンブローク船長州洋を走り候処、長州の旗章を建たる二艘之船より俄ニ発砲し、彼船の網梯子を打切り、然共彼船よりは大砲一発も不仕、蒸氣を強めて走り候故、沈没之愁無之、上海に着岸仕候由、もし右一条付、我ミニストル館ニ而諸官吏集議し、明日明後日ニは屹度軍艦を長州江向候と申事ニ御座候、

右五月廿六日之書簡なり、

(二の₂)
一今昼九時、米國教師ハラワと申者江稽古ニ罷越帰宅、

三丁程参候処、後より声を懸追来候ニ付、直ニ立戻候得は、同人申候は、今朝米船一艘渡来、依而新聞を得たり、其趣は、去ル十日夜長州ニ而米船一艘発砲ニ達し後、先日出帆之仏國船も又々発砲ニ達下関の台場并長州之軍艦ニ艘より発砲せし由、船中少々破損も有之、仏船よりも頻に発砲し、軍艦一艘を沈没せしむ、尤一艘之軍艦ニ而は逆茂戦争をはしめ候事相成不申と之詛ヲ以、一ト先長崎港江相廻り候、此旨横浜江注進之上、戦争を始候心得之

処、折あしく幸便無之、依而上海江急便を以報告せし

といふ、右ニ付仏船より長崎江相廻候由申出、今朝一艘出帆仕候、又今晚欽明朝之内一艘出帆いたし候積之由、尤横浜之水主一人水先案内ニ相頼候心得ニ候、左候得は長州海を相廻り得と事情を探索之上戦争を始候事と相見得申候、

一米國之火船も長崎江相廻候由申出、過ル廿八日、二艘

出帆仕候、右も長州海を乗り其事情を探索と申事ニ御

座候、

一薩州江も英之軍艦近々之内出帆仕候由、夷人之咄有之

候、

右一条ニ付、過ル廿六日より運上所極混雜と相見得、

諸役人共夜四時或は九時退出仕候、

右五月晦日之書札なり、

右大略謄写御参考被成下度候、以上、

六月三日

追白、仏船之議、右書簡ニ而は少々破損有之のミ相見得申候得共、追々探索仕候処、去月廿日頃と相み

え、長州よりの発砲ニ而蒸気器械江相当り、右器械

之木飛散、ウエーウエーと申士官之頭ニ当り、少々

疵を請、其節即死一人・怪我人四五人も有之由、相

聞申候、以上、

三
一 去月廿六日長崎出帆之蘭船長州海ニ而発砲ニ逢候次第

大略、

長崎出帆之節、蘭之コンシユルゼネラル水先案内之者ニ申候ニは、此頃長州ニ而頻に発砲仕候由相聞候、

此方元より戦を好ミ不申候得は、長州之発砲何分懸念

ニ存候間、順風汐合を見定め、長州沖碇泊不仕様致度

とて、去月廿五日、順風汐合を睨と見定之上、翌廿六

日朝六時頃碇を揚、長州沖合を蒸気を強くし走り通候

処、長海岸江繫置候二艘之軍艦より二発大砲相放候ニ

付、蘭船ニ而大に驚き、太鼓等打鳴し、俄に軍事之支

度をなして忽ち発砲いたし候処、長州よりも二艘之軍

艦并数ヶ所之台場より星の落ることく大砲相発、蘭船

よりも同様相発し、已ニ戦争も同様之由、右船昨二日

漸其難を脱し横浜江入港、就而応接有之、大略左之通、
一陸より拾五六町隔り候、

一長州より相発候玉数三百許、玉目は三ポンド・六ポ

ンド・三十ポンド位、

一甲板之上江三十ポンドの玉当り乗組一人即死、

一甲板下ニ三ポンドの玉当り乗組三人即死、

一船底江四発当る、

一中艦江一発当り破裂仕候、

一船上江釣置候バッテリーを打抜申候、

一長州より漕向候ブレッキ船を打碎き沈没ス、

一船中江当る玉数凡十七程之由、

一長州台場三ヶ所并二艘之軍艦より相発候、

但 小倉侯よりは一砲も相発し不申候、

一蘭船より相発候玉数凡九十程、

一船中怪我人凡四人有、治療相叶可申由、

一長州より相発候玉三十ポンド壹、六ポンド壹、都合式、

船中ニ落のこり居候、

一小倉侯領分海岸江碇泊罷在候日本船江長州より相発候

玉飛散して当る、

一水先案内は横浜之者ニ候得は、右騒動ニ付狼狽実ニ可憐様子ニ而役ニ立不申由、

右之通大略相調申候、然処此度之一条も実に不容易儀ニ而、蘭のコンシュルゼネラル大に奮怒仕、数年来和親之國ニ而他之國とも相違可申、然るに右様之次第自然政府之威權相おとろへ候とは乍申、是等之義相制候事出来不申と申は其罪いつれに相帰し可申哉、十分政府之罪に相違無之、此上は容易之談判ニ而は相濟不申、是非共御老中方江出会仕候上談判ニ及可申由、コンシュル申出候ニ付、昨二日横浜より御役人之内早馬ニ而申来、今三日御城ニおゐて御老中等列座之上夫々評定可有之筈之処、俄に西丸失火にて被相扣候由相聞へ申候、風評ニは長州ニ而類に外国船江発砲候得共、於幕府之を制止仕候事も相成かね、御老中等いつれも手を束ね歎息のミ致居候様子、此上は不遠戦争ニ相成候外有之間敷、尤去月廿九日・同晦日、亜船・仏船長崎表江相廻候由ニ而出帆仕候得は、定而只今頃は長州

領海江乗入候事と被存候、如何之変出来仕候哉難計、

万一戦争ニ相成候ハ、長州は忽ち落城ニ罷成可申、所謂陳勝・呉広之所存ニ而みつから禍を招候段ニ至り可申、長大息此事ニ御座候、尚亦御参考被成下度候、以上、

六月三日

四

長州再戦記聞

（四の1）
去月廿八日横浜出帆之米国軍艦ワイラミン船名マクドール

将大砲七門相備、六月二日長州下之関ニ而戦争之上、今六日朝当港入津ニ付、米国人ブランより伝聞仕

候大略、左ニ奉申上候、

一長州下之関海岸ニ千鳥形ニ築きたる七ヶ所の砲台并蒸

氣船二艘、及三本柱の帆前船老艘相備居候処を、米国軍艦は平常大船之海路に無之砲台と軍艦の間を通行仕

候得は、長州方より砲発仕候付、彼米国艦ニ而左右江砲発三丸を以而長州火船老艘之蒸氣竈に砲丸当り候、

依而右竈沸騰破碎之強勢ニ而船具并兵卒数人海中江払

ひ落され、死亡も数多有之候由、亦大船老艘を砲発致され海中江一時に沈没仕候由ニ御座候、夫より米國艦直ニ平常の海路乗通らんと仕候処、計らず浅瀬に乗懸候ニ付、又再先路に乗返し、最初之海路に出候迄西洋一時半ニ相過不申由ニ御座候、且此戦争ニ而長州之陸軍并海軍之死亡幾許御座候哉、いまた巨細ニ右ブランも伝聞不仕候由御座候、又米國軍艦も勿々破損も有之候得共、軍卒僅四人即死仕、老人途中にて死去仕候付水葬仕候由、又一人腕を打たれ老人一股を打たれ候得共、是等は何れも治療に依り死去仕間敷候由申居候、扱同人申聞候ニは、度々如斯長州ニ而外人江無名之仇をなし候ハ、必ず不日大議之上数艘之軍艦を卒ひて一戦におよひ可申存候由、申聞候事ニ御座候、猶追便委曲可申上候、勿々不備、

六月六日

右秋月候之舍弟ニ而学問所奉行被相勤候右京亮殿より探索被申付候者之書状之由ニ御座候、

(四の二)

一五月廿八日、英船借用、騎兵奉行神保伯耆守・歩兵奉行溝口伊勢守・歩兵頭五人・大砲組之頭下曾根次郎助并部下共ニ六百余人乗組出帆、同晦日紀州由良湊江着船、同所より幕府之軍艦蟠龍丸・威臨丸・順道丸を以而兵庫江廻り、右英船は六月朔日出帆ニ而、同二日横港着船相成申候、

五

六月六日横浜新聞紙 亜版翻訳

合衆国蒸氣スループ、ワイヲミン名船今朝未明に下関の役より帰り来れり、右は数週前内海を渡航する折ブンブロック船に船およひ台場より大砲を放発したる大名を罰せんか為に、彼地に到りたるものなり、

其時ワイヲミン船非凡の戦功あり、「長州の船を指していふ」ランスヒール船を打鎮め、其近隣の台場寂として声なし、「長州の帆船」ランスリック船

の漸々沈没し戦ふこと能はざるに至れるを、ワイヲミン終ひに見得たり、且其乗組人船より跳つて水中に飛び入りしは、船の沈没を救ふの術尽しことと見へたり、ワイヲミン弾丸を受くること殆んど二十発にして、即

死五人、手負六人なりし由、聞にたえず、

右新聞の委細は、余等の出す新聞紙に載せ公にせんと欲すれハ、夫は追て見給ふへし、

不列顛女王殿下のセントー船は、上海より長崎に立寄り、内海を渡航せずして今当港に碇泊せり、

六

五月九日鎖港之御達ニ付差出候書翰

^(六の1)千八百六十三年第六月廿四日日本横浜合衆国使臣館にて

外国事務宰相小笠原図書頭台下ニ呈す

余今日貴翰を落手したる其書中、台下開きたる港々を閉ち、日本在留の外国人を卻くるの全権を皇帝および大君より受け給ひたる旨を載す、

余謹て貴翰に回答す、日本政府と合衆国と礼式を執行ひ本条約を取結ひ、其国臣民右之港々に居住し貿易するを許せり、

故に此条約は之を捨て廃するを得ざるへし、

斯のとき方法を設くるハ、余か國を辱しむるものに

して、恰も軍期を告するに似たり、

余貴翰の写しを合衆国^{大統領}ブレシデント江おくるへし、さすれハブレシデント之を落手し、大いに驚愕歎息し、

輕視すへし、

皇帝及び大君の決定をとり行はんとすれハ、日本と条約を取結ひたる諸国と戦争に及ふこと疑ひなかるへし、斯の如き事遂くへきとおもふは、実に笑ふへき事にして、只盛なる皇國に荒蕪を招く而已ならむ、

此大切なる職務を強て慮りなく為すハ、無益の事にして廉直の所為にあらず、

鎖港の所為は大なる惑ひにして、これ貴國の国力を量らず、西洋各国の敵すへからざる權威をしらざるなり、是実に歎息すへし、余只左件を台下に告ぐ、日本在留

合衆国の臣民は今当港に在り、又將に当港に來らんとする合衆国海軍を以て警衛すへし、もし人命危く品物損亡する時は、兩様とも堅固に警固すへし、

余台下の貴翰の意を得ず、又かくのこたく設けたる方

法に異存あり、日本政府此事より起る諸事を引うけ、

又合衆国臣民之より悩む諸損失を引受へし、敬白、

在日本合衆国ミニストル、レンデント

ロベルト エツケ プライン手記

書記役

アル セ ホルトメン記

(六の2)
千八百六十三年第六月廿四日神奈川横浜において

外国事務宰相小笠原図書頭台下に呈す

余謹て貴翰を落手せしを報す、其書中に、台下ひらきたる港々を鎖ち、条約を取結ひたる国々の臣民を右港々より卻くる全権を大君殿下より受給ひたるを載す、

右書中に、台下右の事件に就て余と談判せんと欲すといえり、

余時刻を費すことなく台下に左件を説明するは余か職務たり、余甚た緊要の形勢に於て、此の如き一般之民律と条約の取極に齟齬する説明ニ付、如何そ日本政府と其談判に加ハる事を得へきや、

余台下の乞に応し国王殿下の政府に此事を報告すへし、さすれば追て余か国王殿下の政府宜しきとおもへる手筈を台下に知らすへし、

然れとも余左件を台下に告ぐ、千八百六十一年第一月

廿四日、大君殿下と字漏生王殿下の名代、王国殿下の

レグメント官と台下と取結たる条約面に基き、余当港に

在留す、右条約は昨年字漏生国に到りたる大君殿下の

使節と余か王と弥堅固にせるもの也、故に右条約ニ付

而は大君殿下の政府又は御門と雖も偏頗なる説明を余

に申聞給へるとも、此条約にて因て余および字漏生臣

民に得たる免許と利益を廃するを決すること能ハす、

故に余謹て王国政府又其臣民に許したる免許、又利益

をすて、或は全く廃する目的たる諸方法に従ふを得

ず、此条約違反は是迄諸民の記録ニもみえされは、之

より生ずる余か政府の申分と諸損亡の催促は、日本政

府の引受たるへし、敬白、

在日本王国字漏生コンシユル

フラン ブラン手記

(六の3)

千八百六十三年第六月廿四日横浜荷蘭コンシユル所に

て

日本大君殿下の外国事務宰相小笠原図書頭台下に呈

す

余謹て文久三年五月九日付の貴翰を落手せしを報す、
其書中、台下ひらきたる港々を鎖ち、条約を取むすひ
たる国々の外国人を卻くるの命を、方今京都に居住し
給える大君殿下より受玉ひたる旨を載す、右命は京都
より下りたる由なり、是以て余此事を在日本荷蘭コン
シュルゼネラル貴下に報知すへし、

此条約違犯は未曾聞の事にして、民律におゐても枢要
のことなれハ、荷蘭と日本と条約上の事を決すれハ、
余か政府の任なれハ、日本政府も第一条約面を固守し
執り行ふを務と為さすんハあらず、然れ共荷蘭臣民に
許せる条約面を破るは、余におゐて決て承引ならざる
なり、

又左件を説明す、当港より荷蘭人を卻くる事は、余か
權威に及ぶ丈手当を以て之を防ぐへし、然れとも其異
変より起る諸損亡の償ひは日本政府の引受とす、

荷蘭依りコンシュル
イメットマン 手記

(六の4)
千八百六十三年第六月廿四日

在日本神奈川葡萄牙コンシュル所におゐて

小笠原図書頭台下に呈す

皇の台命によりて条約諸国の臣民を卻け開きたる港々
を鎖すへき大君の命令を蒙られ、又其全權を任せられ
しとの貴翰を落手せしを、余謹て台下に報告す、

余謹て答ふ、台下の請に随ひ貴翰の写しを葡萄牙国王
殿下の政府に送るへし、

然れとも序に余みつから謹ミ篤と左件を報告す、

葡萄牙国及び其臣民の利益に迄関るなれハ、条約諸国
の臣民を卻け開ける港々を鎖すとの通りにむかつて最
強く逆ふものなり、

右の港々は両国の全権貴官札を厚ふし、調印手記した
る本条約を以て開かれたり、而して台下に於て此のこ
とを命を施さるゝ事は、条約諸国江之戦書ともなり、
又実に 皇国日本をして政度不開の国とも唱ふるなる
へし、

千八百六十三年第八月三日、江戸におゐて葡萄牙国王

殿下と日本大君殿下の間ニ取結ひたる和親貿易の本条

約取替の事に付ては、下名の某其任に預り、千八百六十二年第四月八日ニ信誼を以て取替せを為したる、余

謹て教言を陳するあり、本条約を強て破らんとのこと
は、必ず貴国に最大不幸の關係を起すを免かれ難けれ
は、右ニ関る人々を余力を竭して苦ろに威諫す、謹言、

葡萄牙國王殿下のコンシュル
エドワルト カラルク手記

一七

京師におゐて幕府江御届

私儀、去ル五月廿三日、京都表御暇ニ而帰国仕候処、

内裡御取締之儀ニ付、南普天門御警衛被

仰付候ニ付、指揮旁上京仕度存候処、当六月朔日領国

沖合江異国船一艘致碇泊候様子之旨註進申聞候間、其

仮打捨置候様申付候処、物頭宍戸主膳組より鹿忽ニ大

砲打懸候処、異船は其仮引払候旨注進申聞候間、重役

差遣向後鹿忽之儀無之様申遣候、同二日又候異船三艘

碇泊致し測量いたし候様子ニ付、先手頭益田貢組より

大砲打懸候処、右三艘之内打碎候哉、右艘は早速退帆

仕候処、同三日辰刻頃、英人重役之者等三百余人船先

江書翰差出、右艘軍艦乘込暫時談判致度申出候間、右
人数上陸為致、城下難波町陣屋ニ而重役出張、右書翰

開読候処、去ル朔日英国商船江不意ニ大砲打掛、同二
日仏蘭西国之商船を是亦理不尽ニ二艘打碎、旁仁義之
取扱無之、彼是重役江談判に及び、其黑白相糺度旨申

出候由注進申聞候間、兎角此方鹿忽之儀ニ付、可然取
計可申旨申遣候処、家臣毛利安房暫時及談判、家臣共
鹿忽之段精々申論候処、右書文ニ而請取度旨申出候間、

則書文差遣候処承知仕、已後必取締具候様申聞立戻り、

右難波町より常盤郡江掛り候場所ニ而、何人とも不知

不意に多人数出張、右英人不残打果、書文も取逃去候

趣ニ付、早速人数可差出候得共、乱妨人行衛相知不申

候ニ付、夫々手配申付候処、同五日曉寅刻頃、英仏之

軍艦八艘不意ニ渡来候間、先手共夫々番船等手配候処、

宍戸主膳・益田貢等之船々打碎、其上海岸三ヶ所打崩

し、右江乗上り打散候、箆指物等悉く奪取、威に乘し

箱原湊より上陸、大砲打掛候ニ付、先手共死亡多散乱

候処、追々乗込候様子ニ付不容易次第ニ成行候哉も難計候間、此方よりも人数繰出し大砲を打掛、此所ニ而暫時争戦におよひ候処、双方死亡不少様子ニ而、是より異人共は早々引返し乗船仕候間、猶追討候処、手早ニ其假軍艦乗出し、沖合より又々大砲打放退帆仕候、私儀周防金尾ヶ原陣屋ニ罷在候間、早々出馬仕候処、最早異人共退帆之後ニ付、其段々相糺候処、先ニ此方より不意ニ大砲打掛、剩談判之者共不殘切捨候憤怒にて、如是乱妨ニも及候哉之旨申聞候、倅長門守計ニ而芸州と小倉江加勢申遣候処、芸州よりは千余人出張候得共、右等も最早英船退帆之後故其假差戻申候、私家来宍戸主膳・益田貢・其外人数之内凡六百余人死亡仕、英仏人数領国内江相果候者凡四五百人程死失仕候、乍併家来共私指揮を不守罷忽之乱働仕候儀何共奉恐入候、右御国江対し重大之事件ニ付、猶此上之御沙汰奉願上候、如何重罪被 仰付候共御差図ニ任せ可申候、先不取敢此段御届申上候、以上、

六月六日

松平大膳大夫

一八
六月十三日小倉より江戸御届

(八の1)
先月廿四日、松平大膳大夫様御国許毛利左京亮様御在所表より大膳大夫在所表江以御使者攘夷之儀ニ付、別紙書付之通被仰入候ニ付、役人共応対仕、別紙書付之通御返答申述候処、右御使者帰路之節旅宿江尚亦別紙書状差置引取候段、在所表より申越候、不容易儀ニ付右書付写三通相添、此段申上置候、以上、
六月十三日
小笠原大膳大夫家来
某

(八の2)

別紙

松平大膳大夫様・毛利左京亮様より御使者口上書写

五月十日攘夷期限之御沙汰、右ニ付御台場等も御出来之処、夷船乗通候節砲発無之儀如何ニ御座候哉、一隣国之儀兼而救援は私ニ而も御助合可仕、況
「本ノマ、
皇国之御為筋ニ有之候処、無其儀様相当申間敷哉、
一合図之儀藍島・馬島・境鼻・湊口・大里・葛葉・梶ヶ鼻・速戸等ニ而、夷船見懸次第段々ニ大砲三放ツ、御

合図有之候様、前以被仰越候処、先日已来兩度共無其議如何ニ御座候哉、

一攘夷之儀、若弊藩と違却之筋合ニ相成居候得は、

京師江伺立不仕候而は不相濟事と存候、

一異船通行之節、一方海岸ニ而は一々打留候儀無覚束、

其節之模様ニ寄強而矢先ニも難致關係、御領地江着弾も難計、此段入御承知置候、

右之ヶ条畢竟御隣国対向之場所柄ニ付、双方違乱之儀無之様御熟談申上度罷越候得共、兎角御引受彼是六ヶ敷候間、無余議大意之処一書を以申上置候、以上、

五月廿四日

(八の3)

大膳大夫方より返答書写

五月十日攘夷期限と之御沙汰御座候、右は拒絶之期限と相心得候、尚亦御談判中家来末々迄無方不致砲発事ニ御座候、

一救援之儀も右に准し候、乍去其御領自然危ニ至候ハ、人数差出候は勿論之事ニ御座候、

一合図之儀も弥被仰出之上ニ無之候得は為致不申候、

一攘夷之儀は前断之趣意ニ付、一通り通船碇泊等は不打

払心得御座候、貴国と相違之儀も可有之、

京師江伺立之儀は御勝手次第可被成候、於此方は先達而被

仰出候通、將軍職是迄之通諸大名指揮万事

御委任被為蒙、將軍家之命令は則

叡慮と相心得候、

一夷船通行之節、一方海岸ニ而ハ一々御打留被成候儀、

無覚束段無余儀次第候、前断之趣旨ニ付御領海ニおゐて御打払之儀は何共難申候、此方海岸之儀は御打払不被下候共御不覚とは不存候、襲来候ハ、御互ニ救援可致候、

一右ニ付御矢先之儀は成丈御断申候、

(八の4)

御使者差置候書状写

寸楮拜呈仕候、然は尊藩御返答ヶ条ニ付而は、乍失敬心事及御相談置候処、就中弊藩砲発御領地江着弾之儀、

成丈御断との事ニ候へハ、此段寡君より兼而入御承知
置度御達仕候事ニ而、尊藩一切御砲発無之候ハ、奉対
勅諭不得止事、時宜ニ寄一々用捨可仕様ニハ難相成段、
精々御論申上候通候間、無御疎議とは奉存候得共、尚
篤と被仰入被下候様此上推而奉頼上候、何茂勿々拝具、

太田市之丞

野村和作

五月廿五日

生駒時三郎

磯谷鎌藏

松本濤尾

大池金右衛門様

高橋惟之丞様

侍史

九

六月十五日外国事務執政井上侯江小倉侯より

御届

(九の1)

口上覚

昨朔日昼、於長州領合砲と相見大砲相響、無間異国蒸

氣船一艘上筋より渡来致し候、然処同領所々台場より
大砲数発打掛候処、赤間関之方江乗参、松平大膳大夫
所持之軍艦三艘繋有之候脇を乗通候節、又々台場并軍
艦等より数発打掛候得共、同領海上所々乗廻り、一旦
岸柳島脇江乗戻り、右軍艦脇乗通候砌、赤間関并軍艦
等江向発砲いたし候、尤双方の中いたし候様子御座候
得共、異船は格別之損しも無之様子ニ而上筋を向乗行、
大膳大夫軍艦三艘之内一艘格別相損候哉、沈没仕櫓計
相見得申候、依之兼而申付置候防禦手当人数夫々相備
置候処、領海何之相替儀無御座候、此段申上候、以上、

六月二日

小笠原大膳大夫

(九の2)

口上覚

昨五日期、異国蒸氣船二艘上筋より渡来、領海田浦沖
江致繋船候ニ付早速物見船差立候処、仏蘭西国旗印相
建居、老艘は軍艦と相見候、然処長府領台場より大砲
打懸、異船よりも致発放候内、同領前田人家焼打候儀
ニも御座候哉、出火之様子ニ而追々及大火候内、異人

共バツテイラより乗組領内江三人上陸、村役人共宅江
 罷越候ニ付、同領在番之役人共出会いたし候処、仏蘭
 西チイウルフウラクマンホウリエと申者之由、長州と
 是非勝敗を決申度、就右一応貴国豊前江御乞合申上置
 候、決而小倉領江発砲不仕候旨申聞、別紙書面相渡、
 尚勝敗之模様ニ寄数艘可参旨申立、本船江引取申候、
 頓而松平大膳大夫方より重立候家来三人・兵卒凡百五
 拾人程も召連、小銃所持之者も有之、領内門司浦村役
 人共宅江罷越、異人の行衛相尋候付、最早本船江引取
 候段申聞候処引取申候、就右兼而申付置候防禦手当之
 人数夫々相備置候処、領海何之相変儀無御座候、依之
 別紙書面写相添此段申上候、以上、

六月六日

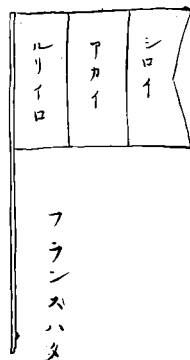
小笠原大膳大夫

(九の三)

右ニ相添別紙

ナガトシウノスミビトニ
 フランスタイシヨテイトクヨリツゲシラサレタリ、コ
 ノコロナガトシウノトノサマサダ(ママ)イラダイゼンノダ

イプトモウサル、ラダイミヤウヨリ、フランスコクノ
 ハタラタツフネヲオウヅ、ニテウタサレタルトコロ、
 コレヲワガクニ、タイシテオウイナルケイベツトゾン
 ジ、イマワレミキノトノサマヲタバスニマエルケレド
 モ、ワレニムカワズ、ツミナキナガトシウノスミビト、
 マタソノツマコドモナドモウチガイス、コ、ロカカル
 ユエニソノナガトシウノスミビトニオイテハ、スコシ
 モラドロクニヲヨビマセズ、カエリテモシナニヨウ
 アリテカワガフネニルヒトアラバ、モトヨリノトウ
 リ、モツバラフランステイコクトニッポンテイコクト



コンシンノジャウヤクムスバレシトキヨリイマ、デノ
 トウリ、ヨクノコンセツニトリアツカワレベシ、ハ
 タマタシヨクモツヲワガフネニモツテマエルヒトアラ

ハ、ソウオウノネダンニテハラワレマス、ミギラヲコ
ンシンヲモツケシラサル、コト、カクノコトクニ
サムロフ、キンゲン、

フランス
千八百六十三年七月十九日
ニッポン
文久三亥年六月四日



ゼヨレース

右之ゼヨレースは仏軍艦海軍提督之名ニ御座候、
先便彼国音ニ而ジョリースと相認候様ニ奉存候、

一〇 英國ミニストルより書翰差出候趣相聞得申候間、六月

廿一日夜翻訳方出役福沢諭吉江罷越、内々承繕申候処、
十九日付之書簡廿日朝相届、同人翻訳仕候処、其趣意
は、薩州江罷越候儀、是迄於政府種々御混雜も御座候
趣推計申上差扣居候得共、最早延引も成兼候ニ付、十
九日より先キ日数三日之内に出帆可仕候、最前申上候
通り士官乗組被仰付候共、亦は御取止被成候共、此方
より好て申上候儀ニは無之、併此事を申上候は格別之
微意を表し候儀ニ候旨ニ付、即刻翻訳、直に返翰相整

被差出候趣は、是迄兩國之和親を不傷様致度訳を以種々
取扱も致候儀ニ有之、今ニ至り右様之筋ニ相成、若哉
薩州にて異議有之候節は、多日之心配も画餅と相成事
候間、枉て止り呉候様と之旨被申越候儀に御座候、其
節尊藩江為御心得右之段御達し可相成様子ニ相窺候処
今日承候得は、廿一日夜参政一人横浜江被相越候由、
當時右一件之外参政之可出向事件も無之候間、書翰計
ニ而は不安心ニ而尚亦出張相成候ニ相違有御座間敷、
左候得は何と欵談判相成候間相止候ニ相違無之と奉存
候、乍其上是非出帆と申事ニも御座候ハ、其節為御
心得御達しニ相成候積ニ而可有御座と奉存候旨承申候、
一英國之軍艦 御国許江罷越可申旨申立、若年寄有馬遠
州侯横浜江被相越候由ニ付、事情為探索六月廿二日昼
後より罷出、夕刻横浜江着仕、翻訳方出役木村宗三・
通詞北村元四郎江出會、内々承合候処、廿二日之朝四
半時頃英國軍艦五艘・同ゴンボード式艘出帆、一艘毎
に横浜より水先案内一人ツ、雇入、内海通り長州海を
経、長崎通りより 御国江罷越候、尤先達而申上候一

艘之ゴンボート船を以て長州の形勢為相伺候処、参り掛は何之様子も無之候付亦々乗戻り候処、小舟に士一人・医者体之者一人乗組来り、何欵申候得共通し不申、右英船に乗組居候横浜之水先江申聞通弁之趣は、其方ニ而砲発不致候ハ、此方よりも決而相構申間敷と申候而引取申候間、右ゴンボート横浜江帰帆いたし、夫より

御国許江罷越候議を起し、右ニ付若年寄有馬侯被相越談判有之候得共聞入不申候間、彼船中江士官乗組は難相調事ながら、幕府より別に蒸気船ヲ以御役人可差越、夫ニは手当茂有之候間、今両三日相待可申旨被申論候処、已に明日出帆之令を出し候上は又候改兼候間、此方ニ而は静に可参候間、早々御手当之上差為被遣候ハ、被追付可申旨申上候而出帆為致事ニ有之、右は第一英國之暴論を防ぎ、且は於御国許万一異議を生し候節程能取扱をも可致旁、深く懸念之訳ニ而外国奉行御目付等之内通辞其外召連候而、最早昨今之内江戸出帆之事と存候、併此事は只々極密

之筋に御座候間、御重役方限り申上、他江は一切相洩し申間敷由、宗三申聞候、

一英ニ而は専ら談判を主と仕り、七艘之軍艦は遠洋江碇泊いたし、橋舟を以て書翰を差上候而、御返答次第内海江乗入可申含と相聞得、且文官之者多く乗組、其上横浜江七艘之軍艦を残し置候間、彼より戦争を求候様之儀は決而有之間敷様子御座候、

一六月廿二日、亜国商館ニ而即刻之新聞紙摺立、其趣意左之通御座候由承申候、

薩州江英の軍艦七艘今朝発帆せり、是則ち生麦の事件によれり、然れども英は素より戦争を好まず、彼も亦戦争を好むに非ず、専ら談判を主とし、好機會に乗して日本に新に最よき適宜なる条約を結ハんとす云々、

一長州ニ而亜船戦争之後、仏船相越候得共構ひ不申候故、仏船は事なく横浜江罷帰り、下の関に上海出之英船二艘碇泊仕居候哉之由承申候、

右六月廿二日之夜承申候、

一
一
六月中旬於横浜英仏亜蘭四国之官吏會議之上申立
候書翰之趣意

大君と我各国と条約を結ひ候ものは、素より和親を以て根本と致し候上は、何れの海峡といえとも便利に依ては通航すへきこと勿論之儀ニ候処、長州の大名松平大膳大夫、商船・官船の差別なく無謀に打払候は、誠ニ以譬ふるものなき暴業にして、是則貴国之災害を招く所ニ御座候、我各国横浜に碇泊せる所の軍艦を合従して長州を討ち、下の関の通航及碇泊を十分自由にし、爾來の害を除かんと欲する一策にあり、併日本政府におゐて敵數松平大膳大夫を罰し、事理を明らかにして後來の暴業を防堤保全するの策あらんには、しはらく其報を相待可申等之趣ニ御座候、

右は銘々同案ニ而差出、猶いづれも添書有之、大同小異と申内亞英尤激烈ニ而、亜は日本政府ニ而大名を防くの権ありと曾而承候、然るに貴国何人によらず大君の条約に預り聞し筈之処、大膳大夫其旨に違

へるは如何ニ候哉、政府にて同人をきひしく罰し、貧窮困苦せしめ再ひ事を為す能はさらしめて宜しかるへし云々の趣ニ有之、英は

皇帝攘夷を詔し、大君之を遵奉し、大膳大夫に命じて暴業を行はしむと、若然らんにはまつ長州を討て下の関をとり、我船舶の往来を自由安全ならしめ、大君の条約をすて、

帝府の条約を堅ふするの外一策なし、然る時は之を行ふに兵威を以てせざる事を得ず候間、熟考の上報告を待等之意ニ而、既に各国より両度程も返答之催促有之、外国方大混雜之由ニ御座候、

右は翻訳方出役福沢諭吉ニより六月十七日頃承申候、

一一二
一御国江罷越候幕府蒸氣船江外国奉行山口信濃守・御目

付沢勘七郎乗組之筈ニ御座候処、恐怖を懷き御断申上、代り被仰付候日合も無之ニ付、外国調役刈辺徳藏頭取ニ而徒目付小人目付等乗組、廿五日朝発帆仕候、

但 山口・沢の兩人は御役御免ニ相成申候一説ニは何致議論ニ而右様

相成候由ニ、
も風説仕候

一三

小笠原図書頭

右思召有之御役 御免、大坂御城代江御預被

仰付之、

但水野痴雲元筑後守同断御預并井上信濃守も同様相成
候旨風説御座候、

一四

横港新聞千八百六十三年七月二十三日、我文久三年亥六月八日、合衆国軍艦ワイオミンと下の関に在る日本軍

艦并台場
との戦争

下の関におゐて亜国商船へムブロック襲れたる旨の新
聞神奈川に聞ゆるや否、亜国軍艦ワイオミン、右亜国
の商船に無礼をなしたる船を見んため其方にいたる用
意をなし、長州大名を糺さん為に去ル十三日我五月廿八
日早朝当港を出帆せるなり、右大名は江戸政府の大に
悪む処なり、

右ワイオミン内海に航し、北西より下の関の港にいる
を勉めたり、抑下の関の港は周囲に岡ありて其麓北方

に下の関の邑あり、其邑長しといえとも幅甚た狭く、
邑後に台場を列す、其数八港の南方ハ邑に近き所より
も水深きを以て外国船南岸の深瀬を撰て航海す、北方
の岡上に在る台場は砲門を船の通路に向けて備ふ、故
に常路を通る船は免るゝ事を得ず、

蓋六月一日

ワイヲミン船港の入り口に近付ける時、其傍にある台
場より合図の砲を放てり、他の台場并港中にある軍艦
にても夫々応せり、此時迄ワイオミン旗を揚さりしか、
合図あるに及び国旗を引揚、日本人の按に違ひ北岸に
沿て港中に進入せり、其時第一の台場急にワイヲミン
に大砲を打かけ、外台場よりも尽く打出せり、ワイヲ
ミンは急にすゝます台場を鎮まらす為に大破裂弾を
台場に打たり、ワイオミンより放てる破裂弾を得たる
台場の人は急に走り高より飛下りたり、之を以て見る
に日本人の為せるよりは大に功を奏し、台場大方損傷
せると見ゆ、

嚮にヘンブロックに大砲を打懸たるバルク船号并にプ
未知リック船・ランリック船尚此処にあり、外蒸気ランス

ヒールド船もあり、右船は邑に近くより内にバルク船あり、次にランリック、外にランスヒールド碇泊せり、右は蒸気を焚き、船中許多の人勢を用意なし、ワイラミンの来るを待懸たり、船将マクドークル、ワイラミンをランスヒールドとランリックの間に入るゝ令を下し、通り掛りに左右に砲を放つ用意をなせり、ランリック船第一砲を放つと、直にワイラミン兩船の間に入來り、艦に一大弾丸を打込ミ、弾丸透て船沈んとするにいたれり、

ワイラミン船漸々にすゝミ、台場并邑に砲を打掛、又船を打ん為に船を退んとせり、右艦のかへすを見てランスヒールド動き出し、ワイラミンの通りたる道を十字に切て西方に走る、ワイラミン通りながらランスヒールドに大弾丸を打懸しに、此弾丸蒸気の釜に当り船飛揚り、船の諸具裂て蒸氣器械四方に散乱す、然れども乗組に疵を受ざるを以て水中に飛込たり、ワイラミン通りたる時は台場より砲を放つこと少く、思ひのまゝに事をなして神奈川に引返し、第七月廿日我六月

五日第二時頃当港に着せり、

ワイラミン戦の間は暫く一時ミニユートにして弾丸を得たる事十一箇、即死四人、手負七人、其内一人は婦路にして死す、外六人ハ生死いまたしれず、

仏国キンサン船・和蘭メシサ船、亞国軍艦のいたらざる先に下の関にて襲れたる事并仏国アトミラール彼地に趣けることは、ワイオミン乗組の者当港に來る迄これをしらす、若之をしりなは、当方へ帰り來らず彼地にとゝまり、仏国アトミラールの命を伝たるへし、聞に、右亞国軍艦ワイオミン不日再び彼地に行と云々、

○

在日本和蘭コンシュル、ゼネラール官名ドテカラー
ファン　ポルスブルック氏より船将テカスセンフロ
トの指揮せる和蘭軍艦メシサ下の関の港におゐて襲
れたる事并其地の凶を我に賜りたるを以てこれを次
に述へ読ものゝ覽に備ふ、

去ル九日我五月廿四日、和蘭蒸氣軍艦メシサ（拾六挺）
長崎をいてゝ小距離にしてヲホントの指揮せる仏国飛

脚船キンサンに逢ひ、右船下の関の台場并其港に碇泊せる西洋製の船二艘より（日本旗）大砲を打懸られたる事をきけり、然れ共右メシサの船將既に内海を航せんと決して、長崎の鎮台より水先案内を得たるを以て水路を変せず、我五月廿六日第七月十一日の朝アイ島の近傍に碇泊し、日の出るを待て下の関の瀬戸に入りかえる時、台場の一より空砲二発を放つと、直二邑の前に隠たるブリッキ船より同じく空砲八発を放てり、メシサ船にて九州の方に数艘之日本船村立けれハ、いまた戦の合図とはしらすブリッキ船并旗印なき船、及び台場よりメシサに向け大砲を打懸たり、ブリッキ船（ランリッキ）船号は長門大名の国旗たり、即青地に白玉を三ツ三角形におき、上に白の一あり（一に三星）、橋には旗印なし、右二艘の船は砂洲の後に在て、其処僅に二尋の深さ、さる故にメシサ船其船に近寄能はず、離るゝ事三町程也、メシサ船争戦の用意を為すや否、台場并船に向けて実丸并破裂弾を打掛たり、

其時メシサ艦すゝミなから船及台場よりたへす放てる

弾丸を支へし、其台場は大砲を以て備えし者也（大抵二十四ポンド及六拇の破裂丸）、而して少く共台場の数六箇ある事を見出し、メシサ艦尤大なる台場を鎮らしめし、夫は甚巨なる大砲八箇を備へしものなり、然るに樹木および高き岩の後に隠れたる他の台場よりメシサ艦に打掛たり、メシサより熟て発せる大砲に依り二隻の船より発せる弾丸を滅せしめし、然れ共メシサ船岡の台場より大なる弾丸を得し、如何となれハメシサ艦台場よりの的度を通行せし故なり、

メシサ艦下の関の前における四の台場より放てる縦横の弾丸中に在て、而して敵の実丸及破裂丸の狙一致せるをもつて、弾丸数メシサ船の外圍に算ふ可かりし故に、是非なく船將二艘の船を沈むる企を止めし、其二隻の船は不幸にして浅き処にありしものなり、

今メシサ船に打懸たる処の台場の弾丸、彼か通る事の妨たり、且メシサ艦九州方の台場に人数あるを疑ひ、成たけはやくたえす弾丸を放ちつゝ港を突出し、又彼蒸気の釜スクルーフ螺転及び楯を敵砲の大なる弾丸に

因て毀傷するの大害を拒くか爲に、敵砲をたえず防ながら徐に進ミ去るを得し、

メシサ艦一時半の間に七箇の台場より発せる大砲の中に在て彼処に沈まず、且即死二三人の損傷を哭するに過ぎる事、実に驚くに堪たり、

敵砲三十箇の内十七箇は船体を穿ち、其余は網具筒管煙突を貫きゆけり、敵より発せる八拇破裂丸甲板上に破裂せし、三十ポンドの実丸に因て、メシサ甲板上の砲架に於て三人を殺し二人を傷けし後、此玉大砲指揮第一隊の水夫一人を衝き、此端によつて忽ち死なしめし、此玉不意にコンシユルゼネラルを過り、彼辛ふして之に殺せる事を免れたり、

他の実丸面舵を貫き銃架片材及目印なる錨の浮木を破碎し、且二人の水夫をはけしく傷けたり、其命今甚危し、此玉カピテインとミトシップメン官名ウエイセル人名との間に過り、兩人からふして免るゝ事を得たり、破碎せる木片の為に薄手を負えりロイテナント官名ソルコー人名及びノンコンミッシヨネートラヒシール官

名も又他の実丸に因ての危難を遁れ得し、此玉は船を貫けり、

片材及び錨の浮木船中に飛散せし、形状は写しかたし、三箇の破裂丸甲板上に破裂し、十七実丸船を貫き、之に依て船多く損傷を受しを考るに、只即死四人・手負五人なるは驚くへし、

船將の命に因て多々爽涼の氣を通せしめ、これによつて兵士の働を便ならしめし、

常に火技を行ひし兵士は数人にすぎず、

敵の損失は計りかたしといえども是は夥しきに疑なし、如何となれハ台場の兵士甚多く、且メシサのクレーフシコット砲丸の名及び八拇破裂丸、彼等の中に勵しき働きを顯し、而して台場をして大に潰崩せしめしに疑なけれハなり、彼メシサの弾丸台場を打損せしは悉く市中へ飛行き、敵砲の射損せしは尽く飛越へて九州辺にある日本船を打てり、

港の尤其広き所は大低千二百ヤルド和蘭の闊さあり、其尤狭き所は九百ヤルドなり、

一五

日本新聞千八百六十三年七月廿四日午前八時
我文久三年六月九日

セミラミス 備之由 或は砲数未詳 仏軍艦大船にて大砲百二十門に乘來りたる「ア

ドミラール」「チューレス」は、タンクレード仏軍艦に

乘て月曜日の朝 我六月五日 下の関に到着せし時に、此船台

場より大砲を打懸られ、又此船よりも台場に向け大低

三時の間破裂丸を打掛し、

百五十人上陸し、台場及市を打崩し、大砲に釘を打込、

火薬蔵を焼捨て、村邑を焼払ひし、

日本人と小戦をなせし、此日本人は樹木或は岩角など

の隠より顯れし者なり、

二千人船に乗移りし事を風評したれとも、破裂丸のとよ

く処を過り能ハさりしと見ゆ、

ランリック艦・ランスヒールト艦及バーク艦は影も見

えず、沈没したる船の繼櫓は見えし、

手負三人あり 尚委くは明日の新聞紙に説くへし、

一六

京都より坊城大納言殿を以小笠原大膳大夫江

御沙汰之趣

去月長門宰相於赤間関夷船打払候処、応援之儀も無之
趣相聞候、尤開兵端候上は臨機互ニ相助防戦可有之勿
論之儀ニ候、殊ニ赤間関は海門要衝之地ニ候得は〇〇不分明
応戦攘夷可有之様御沙汰候事、

六月

一七

一六月十六日御相談之儀有之、早々参府候様被仰出候面々、

加賀中納言

上杉弾正大弼

南部美濃守

佐竹右京大夫

丹羽左京大夫

津輕越中守

南部遠江守

松平飛驒守

溝口主膳正

真田信濃守

土井能登守

堀左京亮

南部美作守

一六月十六日、將軍家蒸氣船ニ而御帰府被為成、朝五

半時頃祝砲式拾余発相濟、橋船ニ而浜御庭江御上り、

夫より御入城相成候由御座候、御供船共都合五艘何れ

も遅速なく着船相成候趣ニ御座候、

一右ニ付京撰江相殘候御供之面々追々東下仕候付、宿々

差支、急キ候者も先々旅宿差支候故、自然遅着相成、

七月初旬迄も日々到着仕候様子ニ御座候、

一天草御代官高木作右衛門より細川侯江懸合有之、同島

江人数差出候由、彼藩人より承申候、

一姫路侯六月十八日加判之列上座被仰出、

一關老板倉防州侯御供ニ而帰着後、病氣引入いまた出勤

無之、巷説ニは最早出勤無之抔申触し候得共、事実相

分不申候、

一御留守中神社祭礼其事差扣居候処、御帰城ニ付所々の

祭礼等相催し、六月廿八日夜、両国川ニ而川開き火花

等ニ而至極賑敷、市中人氣も穩ニ相成候様相見得申候

例年川開之儀、五月、
廿八日定日ニ御座候

一長州戦争之一件、公武之御届大に表裡ニ而、

朝廷江は何欵手柄ケ間敷奏問仕、且小倉より援兵無之

を讒し、世説ニは三条中納言様江征討使

宣下ニ而、長州江禁兵を卒ひて下向之上、諸国江命令

を下し兵を徴し候積之由、右等都而長州の計策ニ候旨

専ら風聞有之候、

一將軍家御上洛相濟候ニ付、市中江御祝儀被下候取しら

へ有之、凡金六万両余と申事ニ而、右を江戸中軒別に

割一軒ニ銀拾匁位ニ相当可申由、懸り名主共より承申

候、

一鎖港之儀、小笠原侯より書翰を以相達、各国公使より

返翰差出申候迄ニ而直ニ御役御免御預相成候ニ付、其

後之談判無之、各国政府より之報告も未往復無御座候

由、尤鎖港全權を蒙り候段之為知迄ニ而、内密は時勢

不行事ニは候得共、命を蒙り候ニ付、其議を達し候事

ニ候旨相諭候故、外夷も内心格別激怒も不仕様子ニ而、

先達而積戻し候荷物も皆々積帰り、当時交易盛ニ御座候由相聞得申候、

右之通見聞仕申候、尤長州戦闘之事實はいつれも異同不少、殊ニ長州御届書等は都而取繕相認候筋相見得申候得共、都而見聞仕候俣ニ書取申候、以上、
亥七月五日
南部弥八郎

◇第三四号 亥七月十一日報告〔玉里島津家史料ニ〕

一
千八百六十三年八月廿一日於横浜記ス
我七月八日

神奈川奉行台下に呈す

我不列顛の軍艦、上海より当港江来れるの中路ニ而轟に薩州にいたりし軍船の一艦に逢ひ、当港に着せしにより新聞を得たり、之を大君政府に報告すへきか為なり、

我國の軍艦七艘、既に当港を発し我七月朔日第八月十四日鹿兒島

にいたり、薩の官吏も来り、諸般丁寧ニ而都而申立之趣穩ニ済すへきの談判あり、然るに我七月二日昼後本月第十五日昼十二時不意に砲発に逢ひ、無抛戦争に及ひたり、細事は海軍総督不日帰来之上可報告なれとも、左ニ新聞を記して以て報告す、敬白、

二
千八百六十三年八月廿一日横浜新聞我七月八日

英国軍船コロモランド、書状を以て当港江只今着せり、右船鹿兒島に在る英国軍艦ニ逢ひ、次の新聞を持参せり、去ル土曜日七月二日第十二時昼時なり軍艦鹿兒島の港に碇泊しありて大風吹く、日本人より不意ニ発砲せり、不幸にして次の人々殺亡せり、

カビテイン船將ジョンスリング人名

コンマンドル隊將ウキルモット人名

右兩人一の丸にて打殺さる、外手負・死人六拾人、船には多少損傷す、英船当港江帰来る近ニ在り、巨細に記するを得ず、其大略を載す、当十五日第十二時台場より打出す、水師提督直ニ合図を為す、

日本船三艘を焼く、捻仕懸之蒸気船也、

船号

エンゲランド シルシオルシレイ

コンテスト 横浜又は長崎にて買入たる薩州の船也、

右日本船は其朝に成りて軍艦の傍に碇泊せり、

台場より打掛たるを以軍艦碇を上ケ、台場より五百乃至六百ヤルト二尺余離れて一列に連れり、

台場より射る事甚た強く、殊に大筒にして其内六十乃至七十挺は十インチ一尺余也の破裂丸、又三十二斤乃至二十四斤の実丸也、

カピテイン并コンマンドル前に名を載すは午後第二時五分(秒カ)の頃甲板檣上船の高きにて一弾丸の為に死す、

又十インチの破裂丸甲板の中央ニ而破裂し、水夫七人即死し、手負の者水夫五人、ロイテナント デョフス

老人也 訳者云ふ、右はユラレス船の事也、

天気悪く雨ふり、風陸の方に向て吹く、午後第三時火

府中ニ起る、第三時二十分発砲止む、

第九時二十分ニ造作場及び商家焼る、

第八月十六日七月三日午後第三時三十分ニ碇を上ケ、

蒸気ニ而港口に出懸、府台場に向て打てとも 破裂丸又は実丸

只答る者は台場二ヶ所のミなり、碇泊せる所は台場よ

り丸の達せざる所なり 訳者云、二度目ニ、かゝりたる所也

府は夜半、尚焼けてあり、

手負・死人目録

一 ユライリス船 死人十人 手負廿一人内一人死す

一 ベール " 七人内一人士官

一 アルゴス 手負三人

一 コッケット 死人一人 手負六人内一人ロイテナント一人死す

一 ペルシウス " 一人 手負二人

一 ライスホース 手負二人

一 ロアック 無之

三 横港雑説等之趣左之通

一 小形なる軍艦一艘、一昨九日帰帆、中樯卷ケ所、其外

全体江五六発程当り候様子ニ而、手負三人有之、

一同一艘昨十日着、毛頭無疵ニ而、手負無之、

右二艘着船ニ付奉行より組頭等差遣、事情及尋問候得共、何れも台場より遠く砲丸も稀に來り候程ニ而、元來何の子細ニ而右様卒然と戰爭ニ及候哉不存、且戰爭中微細之儀は取覚不申由ニ而何事も不申出、いつれ總督着港之上詳細可申上旨相答候のミ、深く相謹ミ罷在、且亦長州之時分ニは勝軍之由ニ而、外国人何れも吹聴祝儀等も有之候処、此度は船將等戦死も有之候故欤、至而愁歎之体ニ相見得候、

一右ニ付外国人中種々の風説有之、巫人之説ニは英人尤暴ニ而、琉球船三艘傍に碇泊いたし居候を邪魔ニ成候由ヲ以焼払候付、於薩州不得已砲発いたし候哉ニ相聞得候旨相唱、或は英・仏人等は幕府之船先達而鹿児島江入津いたし、打払之内命を下し候故、右様之事ニ及候、既に政府之旗章建候船を鹿児島ニ而見候者有之相称し、或は

薩公は素より談判を主として被為行候処、少壯之士人中攘夷を唱候者、頻に憤怒に不堪砲発せしより不得止事時機ニ而戰爭相成候ニ相違有間敷と申者も御座候、

一英人共ははしめ甘言を以てすり寄られ、不意ニ砲発相成候由ヲ以、頻に憤怒仕候様子ニ御座候、

一他の夷人之説ニは、英人敵船を焼き、市街を放火せし、名ありといえとも屈竟之船將等六人を亡ひ、其他死傷多く候付、全く敗軍ニ候旨相称し候由ニ御座候、

一昨日江戸より神奈川支配組頭一人、急御用ニ付被召寄候ニ付、馬上ニ而夕刻出府仕候、長州一件ニ而混雜之處、兩三日は此御方様一件ニ而政府も分而御心配之由、同組頭合原猪三郎内話仕候、

一当時碇泊之軍船

英国 七艘外ニ二艘七月九日十日両日ニ掃帆、今朝亦々着帆と相見得祝砲之声を途中ニ而承申候。

仏国 四艘

亞国 二艘

和蘭 二艘

字漏生老艘

右之外商船数多有之、都合四拾式三艘罷在候、

一 魯西亞国 二十四艘箱館江碇泊、英仏之戰爭有之候ハ、應援の爲ニ碇泊仕候由風説有之、

一 英船中江 御国人を二十人程生捕來候由、外国人之風

説有之候付、木村宗三早速罷越相尋候得は、全く虚談
ニ御座候由、且亦昨年中日本使節と同行ニ而西洋諸国
江相越候薩州之巨松木弘安、帰府之後本国之軍艦奉行
ニ相成候処、此度生捕候旨風聞有之、通詞太田源三郎
昨夜態々相越見候処、是亦全く之虚説ニ而御座候段承
申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

亥七月十一日

南部弥八郎

◇第三五号【参考】亥七月十一日南部弥八郎へ書翰

『玉里島津家史料』六一七ノ二

〔包紙ウハ書〕
「南部弥八郎様

木村宗三

大急

要用

七月十一日

九ツ半過出

」

今朝五半時頃、薩州より英軍艦不残当港江帰帆、早速尋
問として運上所士官、右船々江罷越、一先戦争之次第承
り候処、

日本六月廿九日鹿兒島着、早速書翰差出候処、此義は政
府江申立へき事故、一応評議之上償金等も差出、尚又罪
人の首級も相渡すべき旨、薩州より申通し、一先評議一
決する迄は長崎港江罷越、右港にて返翰相待居候様申聞
候処、聞入れず、直様薩蒸気船三艘を取り、乗組人を陸
上げし、船積の品物を奪ひ取り、あまづさえ右三艘之船
を焼べき命を下し、将ニ焼んとするの勢なるを以て、薩
州台場より砲発致し候処、早速右船を焼き候ニ付、薩州
より強く砲発致し、右火ニ而府中江火発し、台場も夫々
損所有之、尤も台場拾ヶ所有之由、其内六ヶ所の台場よ
り強く砲発致し、後四ヶ所の台場は損所も無之由、英船
之方即死・傷人共ニ合せて六拾人、アドミラルル船帆柱
の中央を打たれ、船ぶち数ヶ所甲板之諸所ニ損す、甲板
ニ而破裂彈発す、其時一時ニコンマシメント甲比丹即死、

アドミラルも驚愕して指揮不達、

薩蒸気三艘を奪ひしは、英より差出たる書翰の通ニ薩より所置有之様ニとておどかしの謀計之由なり、

アドミラルの所置悪しきとて、兵卒共こぼす事盛んなり、薩の軍配至極宜しきとて、土官・兵卒ニ至る迄夫々賞せざるはなし、

府中焼くること終夜、

薩州砲の備方、大砲を置、又其間ニ小砲を置き、其配列

甚妙なる由賞しおれり、

戦争は唯二日之間なり、

アドミラル船当りたる丸末三ツ丸貫き居候、其外船將

部屋江丸当り、損すること甚し、

英アドミラルを誹しること甚し、

此度の戦争は英より手出し候ニ付、薩ニ而も砲発致候事故名ニ於て正しとす、上陸は元より不致候、

軍虜式人有之由申振らし候、只今は慥ニは不相分候、

【参考】①

「島津大藏殿
喜入撰津殿
小松帯刀殿
川上但馬殿
川上式部殿

岩下佐次右衛門

先月廿二日、御国許之様乘廻候英国船七艘之内横浜江帰来、去

ル朔日前之浜江着船ニ而一旦談判有之、其後砲発、英船及損傷船將等則死、手負人も不少候と取沙汰有之、実否不相分候付、

則南部弥八郎横浜江為聞合差遣候処、今昼時分罷歸、別紙之通申出、英船七艘之内未致着候付而は、実事も不相分由付、猶細事手を付追々申上越候様可仕候得共、一先別紙相添、三道中

三日半ツ、仕立町飛脚差立、此段御内用を以申上越候条、

太守様

三郎様

貴聞可被成御達候、以上、

亥
七月十一日

岩下佐次右衛門

島津大藏殿

喜入撰津殿

小松帯刀殿

川上但馬殿

川上式部殿

◇第三六号 (亥七月カ) 報告 [『玉里島津家史料二』
六八一]

(表紙)
「(付箋) 第三百八十一号」

神奈川増補新聞

1 (S1)
千八百六十三年第八月廿五日横浜別段新聞

英軍艦コロモラント書状を得て只今当港に着す、右

船英国軍艦に出逢ひ、次の新聞を持来れり、

一去土曜日日本七月二日第十二時、英国軍艦は鹿兒島港江

碇泊しありて大風吹けり、其時日本人より打懸たり、

不幸にして次の人々殺されたり、

ガピティン ジョスリンク コンマントル ウキル

モツト

一弾丸にて殺さる、

手負・死人 六拾人

船々多少損破 英軍艦当港江帰る事近きニあり、
書状之文

巨細に記すを得ず、其大眼目を記す、

第三時十五日之日台場より打出す、水師提督直ニ合図
を為す、薩州船を焼事三艘、則日本蒸氣船仕掛エンケ
ラント(サ・ジョーシグレ、青丸)、(白丸)
ラント(サ・ジョーシグレ、青丸)、(白丸)、右日本

船々今朝来りて、船隊の傍に碇泊せり、

台場より打掛たるを以て、軍艦碇を上げ、台場より五

百乃至六百ヤルト離れて一列ニ連ねたり、

台場より放事甚た強く、事ニ大筒にして、其内六十又

七拾挺は、十インチの破裂弾三拾式乃至式拾四斤の突

弾也、

ガピティン官名 ジョスリンク コンマンドール官名 ウ

キルモツト、午後第二時五分五厘頃甲板橋上にて打殺

さる、十インチの破裂弾甲板の中央にて破裂、水夫七

人即死、水夫五人ロイテナント デヨフス手負たり、

天気悪しく雨降り、風陸に向て吹り、

午後第三時火府中ニ起れり、

第三時二十分に発炮を止めり、

第七時十五分にゴムボート船ファーホック五艘の大船

「琉球船」を焼けり、

第九時二十分ニ造作場および商家焼けり、

府造作場商家に打掛る事終夜なり、

第八月十六日午後第三時三十分ニ碇を上げ、蒸気を焚、

港口に退き、府台場に破裂弾及び実丸を打懸しに、算

るもの唯二台場而已也、

碇泊する所は台場より弾の達せざる所也、

府は夜半に尚焼てあり、

死人・手負目録

ユライリス 死十人 手負式拾人内奄人死す、

アルゴス 手負式人

ペール 死七人内奄人士官

コツケット 死奄人 手負六人内奄人第一等ロイテナン
ト死

ペルシウス 死奄人 手負式人

ライスホース 手負式人

ファーボック 手負・死人無之、

(一の二)

於日本神奈川第八月二十八日 文久三年
七月三日

日本別段新聞

英海軍船籍鹿兒島ニおゐて戦争之最も委曲なる事情を
記し、近日出港之伝言船に托して、之を四遠ニ達せん
と欲す、依之他の商用新聞開板の日遅引するとも諸君
ニ不快あらざるへし、

鹿兒島戦闘

英の薩摩に求る事は、最早弁を以てするの念なく、是
よりは勢ひを以て再ひ求めを果すの用意あるへし、近
頃英国海軍鹿兒島は其住民をして幾何の潰費あるやを
示すへく、又流名に堅固なる鹿兒島も、英の海軍ニ向
ふては久しく堪る事能はざる事を知らしむるに足へし、
近時鹿兒島の戦争に於て、国の為に戦ひて命を落せる
ものは、我等最も悲しむ処なれとも、諸事を以て算し
比較する、我海軍の損亡最も少くして、其奏する処の
功績、先に考しよりも大なるを見るに至て、我等愀然

の眉を開き、悲をして喜びに帰るに至れり、

薩土亜細亞東国の悪弊に備て暴虐を為せしより、厄終

に其身ニおよひ此度の如き危難を請るニ至り、然れと

も此度の戦ひは薩土のためによき砒鍼にして、追々賢

き良民ニなるへし、唯水師提督キュープル及び英海軍

の名譽、此一戦ニよりに日本中ニ輝かん事、少しも疑

ひを容るへからず、

一海軍船隊、英國公使と其附屬之諸士載せて、当月六日

日本六月廿二日当地を開帆して鹿兒島江赴きしより、同廿一

日七月迄右の船隊ニ付て何の音信を得ず、只此頃上海

より来りし二三の蒸氣商船を其海灘四国と九州の間内海におめて

右の船隊薩摩ニ向ふて進み行しを見し而已也、当月二

十一日七月八日コロモラント船事変に係る新聞を帶來ると

も、新聞は衆人心得の為に大ニ勉強し開板して、一時

を經さる内之衆人ニ弘めたり、

最心得ニなる我等の書翰の抜萃を以て、廿一日別段ニ

著したる新聞に付て、社中の賞讃を受たり、

今左ニ記す我等の書信の詳細を見賜へ、海軍一隊当月

十三日六月廿六日午後隆大鹿兒島辺小鹿又幼鹿部國人々曾て

入り、市中より凡て八マイルを隔て南方ニ碇泊す、其

位地は我等か港内之図にて既ニ詳なり、同十二日船隊

市中ニ近き壯觀の港内を測量すれとも、外ニ記すへき

事なし、只水底深くして碇索の長きにあらざれば、碇

泊する事能ざるを知る而已也、此畢竟船隊ニは、不便

なる海岸ニは余多の日本船碇泊せり、其内数艘は異様

の大なる琉球船なり、

水曜日朝八時半頃、船隊は水師提督の欲する所に列し

投錨せし後、薩州士官三四人小舟ニ乘来り、船隊は何

の為に来り、何を用するやを問ふ、コロネルニール

英國兼て備置たる日本文と和蘭文・英文三通を以て記

せる英の難問の書翰を右士官に托し、国王又鹿兒島の

長官に其決答は同廿九日午後二時を限とす、二十九日

午後三時頃高官執政のと称し、一士官衛卒四拾人を卒

ひて提督の船に来れり、彼士官敢而船に上る前に、右

衛卒にも是非ユライレス船上を見んと請ふ、彼士官船

にある事久しからず、外の小舟にて消息を送れり、此

に依て事の様子俄ニ変り、彼士官衛卒ニ指揮して一時に小舟ニ下らしむ、且同じく妨碍の事あれば回答を与ふる事能はず、又其期を約する事も能ずとなり、然れども同夜八時頃、右の高官再び提督の船に來り、薩摩之書翰日本文字にて記し、英国公使ニ当たるを渡せり、其形稍江戸の外国局にて用るものに似たり、右書翰之翻訳、多時を費す事固より言葉を待す、故ニコロネルニール不得止、其書翰之意に随ふて、彼の意を示す事を次の日迄延たり、此れ我等をして切要する地に居らしむる甚し、薩摩之書翰は英国の難問に甚た逆ふといへども、亦其理を尽すと謂つへし、次の朝回答の為に船に來る士官を親切ニ待遇し、此後此船に來る時は白旗を用ひらるべきを示せり、茲に薩摩之答書を尽し、聊諸君の慰みにもならん事を欲す、然れども即今其真を得難し、唯右に付ての風説を移写する而已也、

薩摩長官の手記なるへし

此海軍鹿兒島江到る前、英国より難問を為すべきの命、

大君政府より国主江達せし事なし、償ひ金の儀ニ付而は、江戸政府宰相の指揮なくんは恣に決談する事能はず、依て薩州の長官自分江戸江趣くへし、

薩摩ニ於て日本之法律と風習に従ふて違背せし事なし、東海道に於てリチャルトソン氏を殺害せし事は關係輕からず、然も島津三郎此事を命せしにあらす、亦日本ニ於て故なく他人を殺すものは死刑ニ服せしむ、薩公当時凶犯を捕んと手を尽せども、遠く遁れて其居所を知りかたし、若し薩州ニ於て外国人を欺んとの心有らは策なきにあらす、他の死刑に極たる罪人を牢内より引出し、リチャルトソン氏凶犯と称し、提督の手に渡すとも、其信偽を知るへからず、併なから此の如き計、名義を尊ぶ者豈許さんや、素より為さる所也、外国人と大君との条約は服せさる所也、右之条約はコンケンサ盛世の法に反すれば也、

右之事における独り大君か預る所也、如何となれば日本の法と習とに反し、外国人等日本江來る事を許し、日本列侯の往還を大道ニおゐて妨くるに至れる也、若

此事を改めず常々存せんことは、日本の諸侯其領国を往来する事能ざるへし、リチャルトソン氏の一行を襲撃せしは日本国律ニ反セざる也、然れば薩摩の不直と云へからず、是ニ依て何ぞ英国の難問に服従すへけんや、前に述るは薩州の返翰中最重なる条々成へし、此よりして我等が書信より詳述したる運に至らざるに終る、大船八艘を焼けり、内三艘ハ蒸気船外国製造なり、是に砂糖其外積荷あり、惣価若干火薬庫二三ヶ所之焼失、炮台数ヶ所の崩れ、鹿兒島の大きな城下、製鉄場、城廓及び商行等多くは灰塵となり、是只損失の大多数を挙げ、炮台市井の死人・手負夥しく有へきなれども是を知らず、

提督之船に至る薩摩之土官告しには、我國主の命を蒙り、提督公使及び諸高官を城中に誘引し、其結構英国難問の事を談判すへきとなりしか共、我等固より是を辞したり、此提督公使及び諸官を圈套に陥し入んとの策なりし事、既に露頭セリ、若提督等請に応して上陸せしならば、是を擒にするの結構ありしならん、夫は

飛稿を吊起し、路を絶ッ等の設ならん、

此事行はれしならば、船隊に左の事を言ひ送りしならん、船々の中一弾にても市中ニ向つて打放ッや否、立ところに俘囚を刎んと、若姦詐の企あらは桐島と云城中に俘囚幽セン、薩摩の中堅固の地也、又五十マイル計りの内地也、以下書載するは船隊中の土官より通信ありて得たる処なり、最詳細なり、且添ぬる処の図はユライリス船長パルクルと称する英雄より得たる処なれば、諸君も是にて足れりと思ふへし、

◇第三七号 亥九月廿八日報告〔風説書〕

〔裏紙〕

風説書

亥九月中

南部弥八郎

日本貿易新聞 第二十三号

神奈川開版千八百六十三年十月十四日 即文久三年九月二日

去ル土曜日の午後、我等は大坂及び京都騒動の報告を得たり、是確實の説にして更に疑ふべき理なきを以て、我等は例のごとく速に之を衆人に布告せり、

此新聞は重大の事件なるか故に、我新聞会社之を報告せること甚だ早卒に出たり、此を以て其文義或は誤り易きものありて、我等をして広大無辺のおもひを生せしむ、然共其翌日にいたりて、我等更に他の告知を得るや否や、直ちに其誤りを正ふする事を得たり、去ル日曜日に我等は江戸より次の報告を得たり、但この報告も同く之を出板し、蒸気船に托して之を長崎および上海に贈れるものなり、

予か一昨日汝に贈りたる新聞は、実に信用すべきものなれども、猶少しく之を改めざることを得ず、大名の臣下と京都の公卿との間に劇しき戦ひあり、且大坂及び其近傍にも亦争乱起りて、和州の代官及び其配下殺害せられたる者少なからず、

来月八日には一橋公横浜にいたり、再び小笠原の主意を継て外国人を当港より引退かしめんとす、もし一橋公

此主意を達する能はざる時は、諸大名各ミつから力を竭して之を行ふへし、之に由て彼大名等は既に五万の兵士を迎ふべき用意を為せり、

其他外国人と交易せる日本商人を襲撃せる事ありてその兩人は既に大阪に於て殺されたり、

上に挙たるものによりて、前日得たる新聞の誤あることを知れり、其後我等之を聞き、長州党は屢天子に嘆願して謂らく、諸大名の攘夷説を助けん為には、一介の殿堂を修復して神を拝するにしかず、但し天子は長州の陰謀ありて、その天子を劫し政府を奪ふてミつから將軍職に任せられんと企ることを知ると雖も、已む事を得ずして其宮室を出んと欲するにいたれり、且長州は野戦砲二挺を以て、天子の宮室及びその都府を焼打したり、

細川越中守は長州に敵対して、暫時の間に彼をして余

儀なく京地を退かしめたり、

越前守其他高貴の諸人切害せられたるを以て、双方共に死せる者少なからず、

長州は天子及び大君に向て一揆を起せること明白なり、之を以て大君の船、下ノ関を過る物あれハ則尽く之を奪ひ、或は之に発砲せり、

大君は全権酒井侯及び其他の諸人を長州に遣し、尽く其領地等を奪ひとらしめんとす、且天子は長州の官位等をのそぎ、國中の最賤き者に貶すへき命を下したり、然れとも此事に就て大君心を用ゆること甚少きを以て、天子の命も唯中途に止りて、遂に此暴逆を屈伏せしむるにいたらざるへし、

大抵これと同時に、大坂に於ても亦一の争乱ありて、長州人運上所并代官所を襲ひ、其出納官の重役人、即ち此府の副代官及び其他の諸人を殺害せること少からず、然れとも浪人すなはち暴逆人等は竟に敗北遁逃したり、

毛利〔長州〕は江戸・長崎及び浦賀等にいたる迄國中

緊要の場所ことに其同族の人を置けり、

兩三日前に大君の側に於て別段諸大名の會議ありしに、小笠原の主意に復し、外国人を逐ひ攘ふへき評議は、再ひ之を廢して、此主意を行ハん為に取極たる期限も亦之を引延するにいたれり、

方今日本人は、専ら毛利暴逆の事に就て其心意を苦むるか故に、之に比較すれば外国人の一条は猶稍軽き事なりとして、之を顧ミるに違あらざるなり、

日本人の中にも種々の説ありて、或は速に毛利の騒動を鎮静せるを以て喜とする者あり、或は之に由て盛に戦争の基本を開くへき説をなす者あり、

イトガヤの殺害

今日午後凡三時頃に我等將に此新聞紙を出板せんとする時に當りて、横浜居留地より凡二里計へたゞりたるイドカヤといえる村に於て外国人を殺害したる者ありと告る者あり、

こゝにおゐて同社中速に駆出し、殺害の場所にいたり

て之を見るに、殺害されたる者は亜弗利加第三拔隊龍の一部の長にして、方今は当港に在留せる「ロイテナント」「カムット」といえる人なり、

其殺害の暴悪なることは実に恐るべき有様にして、其右手は手つなを握りながら身体より切離たれ、其頭、頸、及び身体は寸々に創を蒙りたり、

蓋し「カムット」は凡そ午時頃に馬に乗して独行したる由なれば、其殺害されたることは凡そ午後二時頃にあるへし、

我等横浜運上所の通弁官より之をきくに、殺害人は三人なりといえり、然れとも我等之を考ふるに、例のこゝとく其同勢尚多かるへし、

午後第六時に「カムット」の死骸を横浜居留地に送りけり、之を護送せる者は英仏の騎兵歩兵并に仏のミニストル其外総て諸国の全権公使より諸役人に至る迄夥敷人数にして、是皆此注進をきくや否直に馬を走らし殺害場に至りたる者なり、

合衆国のコンシユル及び英国のコンシユル、独立の使

臣館に在るメットマン及び医官ゼンキンス等は第一番に殺害場に到着したり、然れとも事既に過て之を救ふこと能はず、殺害人をして其業を遂しむるは豈哀むべきの甚しきにあらずや、

蓋し「ロイテナント」「カムット」は行年殆と二十一歳にして、実に其成功を望むべき少壯の將長なり、之を以て彼の不幸にして禍にかゝれるは外国会社中誰か悲歎せざる者あらんや、

右九月七日翻訳

開成所出役

宮崎元立訳

二

日本貿易新聞 第二十四号

西曆一千八百六十三年第十月廿一日

我文久三年癸亥九月九日

横浜開版

今月十四日九月三日、暴逆なる殺害人の事件に付て、過る開板の新聞紙に報告を為せしより以来、いまた此事に

拘りたる他の著明なる箇条を告さりき、

開港以来外国人の殺害せられたる毎に掛合しことく、

此度も亦日本政府に対して諸件を談判せり、

此の如く暗地に災害を受たる不幸人の姓名を記載せる目録、現今甚た増加せり、如何となれハ今に至る迄償としていまた一個の解死人をも出さゞればなり、恐らくは日本挙国の人民皆ケ様なる狡黠暴虐の所行を好めるならんか、

余等窃に推察するに、日本方今の形勢は全く根本の法律一大変革を受る期に至らされハ、実に挽回なし難かるへし、且無益の闘争もまた止む時なかるへし、今般の一条に付ても、政府は例の如く余等と同意なる由を言出し、此驚くへき殺害人を所置するか為に、召捕の手段を政府の力の及ん程は骨折へしとの約定をなせると雖も、毎のことく無益の事なるへし、此日より既にハケ日を経れとも、今に至る迄なお殺害人に付て纒の手掛りをも知る事能ハす、政府如此怠慢且十分ならざる威勢を以て穿鑿をなさんは、実に難き事にあら

すや、政府の官人等はいまた二十分ノ時の路程を逃延ひさる前に、既に此飛禍を訴え知らされたり、且此地は能く開けて人民衆多、況や蠢爾たる無数の官吏、其職に備ハリ其処に充満しなから、青天白日の下に於て彼兇惡の輩をして明白遁避の路を得せしめある迄、無罪の人たらしむる事は実に政府に於て其過ちなしといふへからず、公然として言解き難き事なるへし、

未来の事までも思慮を勞するは抑無益なるへし、此事に付ては、政府に於て意表に出たる奮発の奇策あらん事を余等深く冀望する所なり、仏帝より莫大の償を乞求んこと疑ふへからず、夫に政府の十分激励して正理の行ひをなさんと欲するは、毎も唯目前に大害の迫り来る時のミに限れり、

○

昨今、当港の景氣甚た衰微せり、目立たる商売の取引更に之れ無く、殊に輸出の品物にいたりては、自然不出来の故欵其價格外に騰貴せり、近頃稍回復して少許の出高相増といえとも、猶絹及び茶の品位の宜しから

さるは、実に輸出人等の嗟嘆する所なり、

又此の如く衰微を起す根元は、先頃より江戸市中所々に毎夜張札ありて、問屋を脅かし且恐怖せしむる悪計に因れり、

京・大坂の商人をして横浜を退去せしめしことき脅かしの悪計、当時盛んに江戸に行かれて、既に前一週日間に於ては、横浜許多の商店をして戸を閉しめ、或は今迄の家号を変せしむるに至れり、

南方の騒動は江戸の驚駭を引起し、且都下の人民をして予め不虞の備をなさしむ、

毛利一揆の

禁裏を襲ひし注進、江戸に達せしかは、大君即時に上洛の令は布告せり、然れとも方今の機会に当りて大君もし再び江戸城を出給ハ、猶更騒乱を増起せんと、大名等評議建白するに因りて空しく此志を廃せられたりとて、

此事に就て大名教輩を撰任せり、就中松平下総守・酒井雅楽頭の名を指揮連合して、毛利の逆賊を処置せ

ん事の評議を同意決定せり、下総守は陸路を上り、雅楽頭は蒸気船にて大坂迄海路をすゝみたり、此両使進発の日は実に日本九月二日なり、

御門は此のことく不忠なる長州にかつて恩恵を与へし、其愚なる事を今更覚悟して悔る事甚敷由なり、

余等兩三日以前、江戸より請取たる書翰にて次件の事をしれり、

御門に對せる毛利の攻撃は、薩摩・土佐・長州及び帝族兩三輩の一味徒党に基けり、

襲攻の期日に臨みてさつまと土佐とは怯憶せるにや、全く京師より退出せり、

長州一揆を防禦する為の大名は速に禁裏を警衛して実に

御門の為に懇に力を尽したり、遂に

御門は毛利の奸謀を悟り得て、其守護職を免し、且参内を禁止せり、

御門の叔父ナカネ親王サマは、今の御門あらすんハ必ず 帝位を継ぐへき人と見えたり、

此人ミつから帝となるの望ミあるにより、輒すく一撥党に誘ひ込れしなり、当今のクゲシ公家衆の訛即ち宰相の職務に關れる、

先帝の後胤なる徳大寺大納言も亦一撥党に加はれり、日本八月十七日、ナカネ親王様長州及び徳大寺大納言は、二挺の野戦砲を以て 禁裏に向ひ砲発して攻め寄たり、然るに会津肥後守・細川及び他の大名等馳集りて

御門を守衛し奉り、劇烈の戦ひをなし、此賤輩をして遂に敗走せしめしとぞ、

御門は聊も疵を請給はず、而して

御門の叔父及びクゲシ即ち宰相は長州と共に逃れさりし事疑ふへからず、

松平越前守、京師の騒動中に殺害せられさりし事明なり

前の新聞に越前守殺害の文あり、故に今其誤を正せるなり、此人恙なく此頃江戸に到着せり、

毛利の所置を検する為に、政府より差遣せる監察使二人を乗せたる蒸気軍艦チョーヤーマルは下ノ関に向ひ

て行きしか、運上所の噂を聞くに、淡路の砲台にて砲発を受たるも、また其後下ノ関にて奪はれたるも、皆此船なりといふ、

此チョーヤウマルは一人の監察使と共に下ノ関に抑留せられ、今一人の監察使は下ノ関に相向へる小倉の地にのかれて後、江戸に帰れりといふ、是又運上所よりきく所にして、其他数人亦之を証せり、

江戸の大火

今月十六日我九月四日夜半過頃、江戸馬喰町より出火す、

是は表立たる商家及び旅籠屋の充満せる街市なり、此町を焼払ひし後、風吹変り火勢益烈しく、江戸に於て尤有名な巨商家の充満せる塩町・横山町・橘町・横山同朋町・若松町・村松町・久松町・矢のくら・山伏井戸・浜町及び屋敷町等を焼払ひたり、此炎焼の際に一個の大名屋敷、亦其火路に当りて竟に類焼せり、次に火焰を被りしは大工および職人等の夥敷住居せる小伝馬町にして、之に隣接せる三の市街も直ちに其猛火の中に陥没せり、此火勢次に油町におよほす、爰も亦

富商の多かる所なり、翌十七日五月九日午前に至り火漸く鎮れり、我等只著明なる町の名十五六を記載するのミ、以て其火の大なるを推知すへし、

一四

高野山より御届左之通

御届奉申上候口上覚

三
一 旗下知行高割ニ而差出相成候歩兵凡二千余人ニも及び候由、右之者五人十人位連立押歩行、飲食店其外ニ而種々不宜風聞有之候処、去ル十三日猿若町三丁目芝居ニ而不法之儀有之、追々仲間之者駈集り白刃を振、或は棒を以乱妨いたし、右之辺取締大岡様より人数差出、一兩人打捨申候得共慎り不申、凡千人余も寄集り候付、近方之諸侯方四五軒人数差出并松平市正様江差懸りにて鎮静方被仰渡、町奉行・歩兵奉行茂出馬いたし、十四日朝ニいたり漸く静り混雜仕候、

一 芝赤羽橋御固、宇和島侯江御固被仰付置候処、一応引取相成申候、右は麻布長州之屋敷江暴土数多隠レ居悪行をはたらき可申茂難計風聞専ら有之、右を内密守衛被仰渡候由巷説有之、

去月廿二日夜八半時頃、天朝浪人京都中山前侍從使者尾崎濤五郎（辨）・土居左之助・上田宗賢と申者手勢四拾人計召連、鉄砲切火繩拔身鎗を為持、高野山江大和口より登山、一山中江申談之筋有之趣ニ付、早速学侶方・聖方行人共懸合、不取敢行人方天王院長屋商人宿金藏茂兵衛方ニ止宿申付置、夫より学侶方惣代両院・聖方惣代一院・行人方惣代兩人、金龍院江出張之上浪人方江為致案内候処、拔身之鎗十本火繩に火を付鉄砲十挺計為持金龍院江入来浪人共より別紙写之通袖扣一通差出候ニ付、各一見之上一同示談候而御答可申入旨申入置引取、三派共重々懸合之上別紙写之通復書相認、翌廿三日九時前、五ヶ院前夜之通面会ニ而差出候処、一見之上浪人共申口ニは、是は尤之復書ニ候得共、僧侶常体之事ニ候、此度申入候は不在別議武辺江荷担致し候歟、又は

天朝江可随歟否之処、答一刻茂早々可致旨申候ニ付、

重々及応接候得共、一向聞入不申、苦々敷儀ニは候得共、僧侶之身分ニ而別ニいたし方も無之、亦々引取、

一同示談之上御答可申入旨ニ而互に一応引取、浪人方

江宿役人兩人差遣し、入魂を以先方之心底為相探候処、

此上一山之答振ニ寄当山と致一戦候外無之坏と言語同

断之儀申居候由承帰候付、三派各大評議中之処、手間

取候ハ、一山を忽ち焼払ふへき用意ニ而、人足共追々

登山候由相聞、誠以危急之難目前之場合ニ押移、三派

一同進退相迫り、右様之狼藉者ニは理解難相整様奉存、

無拠急難を遁れん為、先方之申分ニ順し別紙写之通再

復書相認、亦々前五ヶ院列参ニ而差出申候処、漸致納

得請取之、天ノ川辻御本陣中山公江差上可申、又々御

用向之次第ニ寄可致登山と申置、同廿四日五時過、先

無事ニ皆々大和口江引取候趣本山より申越候ニ付、此

段御届奉申上候、以上、

大徳院代

正覚院

亥九月四日

寺社

御奉行所

五

右ニ付往復書三通

(五の1)

袖扣

今般此表発向之趣意は、大和 行幸

神武帝山陵春日社江 御逗留、御軍議も被為在候而

神宮江 行幸御座候付、正義之諸藩は

神宮江予め集参可被致と御沙汰有之候付、募義之奉迎

鸞輿、且此頃於 京都松平相模守反心いたし候ニ付而

は

皇国之人奮起せずんハ有へからず、因而其山内之趣意

も予め致承知度、使者差向候付、御応接之上御覚悟之

復書待入候事、

八月廿二日

(五の2)

口上手扣

今般此表御発向御袖扣之御旨一同敬承奉恐縮候、当山

は千有余年奉浴 皇国之御恩沢難有拜戴罷在候法体ニ

御座候得は、日夜〇〇安全御願円満天長地久之御祈奉

抽丹誠候外無他事候、猶向後聊改転仕間敷候、山内一同心得旁申上候、以上、

八月廿三日

(五の3)

口上手扣

今般此山江御発向御袖扣之御旨敬承奉恐縮候、当山は千有余年奉浴 皇国之御恩沢難有拝戴罷在候、然処当節之儀ニ付、何方より何事を申来候共与党仕間敷候、

勿論

勅願山ニ御座候間、 叡慮之御旨堅相守可申候、万一

臨時

朝廷 御遷被為在候節は擲身命急度可奉守護候、其余不寄何事御差図相背申間敷、一山一同深相心得急度改転仕間敷候、依而被仰付候通捧復書候、以上、

八月廿三日

右之通承得申候間、此段申上候、以上、

亥九月廿八日

南部弥八郎

◇第三八号 亥十月廿八日報告〔風説書〕

(表紙)

風説書 亥十月中

南部弥八郎

日本貿易新聞第廿七号

神奈川開板

西曆一千八百六十三年十一月十一日
即文久三年亥十月初日

薩摩和睦を求る事

此前の新聞紙に、薩摩は英国より彼に促したる事を取極むる様に取扱ハんと欲する由を載せたり、然るに之に反して其新聞出るより間もなく、薩摩侯の利益の為に、さつまの役人英国のミニストルを待ち対面することとなれり、是に於て薩摩役人神奈川奉行に付属する大君政府の官吏に案内せられて英国旅館に來れり、然るにコロネル、ニールは其希望を承引して応接の日限

を当月九日我^{我九月}廿八日と定めたり、

○扱其当日約束の時刻にいたりて、彼役人は英国ミニストルを招待し、薩摩侯と英国との間の入組たる事情を委く吟味する事に取り掛りて、是か為には頗る許多の時日を費すへきか故に、其間を互に耐忍せずんはあらすと思ふ趣を告たり、

○コロネル、ニールは、是に於て吾英国の希望する事件既に彼役人より薩摩侯に通達せしなるへく、且亦其事恐くは成就せざるへしとおもひけれども、彼役人等の云ひ出すへき条件を詳に聞んことは我好む所なりといえり、

○其時彼役人等重大の事件を説き出すこと左のことし、日本と英国との間に結へる和親条約は、只大君のミに關係する事にあらず、即ち日本蘭國に關係する事なるへし、是故に薩摩もまた比利益を受るを当然の理なりと思ひ、且此利を得んことを希望せり、固よりまた薩摩侯は戦争を好まず、最初よりして戦争は薩摩の本意に非ざるなりと、

○コロネル、ニール曰く、条約の儀に付て足下等の申さるゝ趣至極尤なり、固より条約文面の内に日本全国の利益を含蓄し關係せること大ひにして、薩摩に於て關係あること恰も大君に於るか如し、故に此条約の行ハるゝ間は、さつまも其利益を受くへきは勿論のことなり、

○薩摩使節のいふ所をきくに、嘗て鹿兒島に船隊の進入せし時の始末に於ては、全く薩摩侯を非難すへき事にあらずといえり、

○是に於てコロネル、ニールは、鹿兒島にて重役人より請取たる書面を取出し、其時の様子を参考にして左の数ヶ条を言出せり、いはく英国の船隊鹿兒島に入津する時、曾て薩摩に対して鬪諍を起すの意あるにあらず、故に我戦隊三日の間、鹿兒島砲台の下に接近して碇泊せしかども、諸船に備えたる大砲之内一挺たりとも彈丸を装し放発せし事なし、かくてまつ事数日にして薩摩の民人多分疑念を懐ける事を察知し、且薩摩侯に告し書翰の返答として請取たる書面の趣甚不満足にして、

我希望の趣意決して聞入れざることを察するに足れり、是に於て我船隊碇を揚げ進んで薩摩の船をとり囲みしかとも、是も右不満足の返答を請取し後の事にして、固より奪ひ去んと欲るにはあらず、また之を打壞んか為にもあらず、只我望む所の罰金を請取迄の質物として、之を取押へおきしのミなれハ、決して敵対せる所為にはあらず、唯一個の預備にして此のとき機会に臨んでは何国にても之を行ふ事なり、しかるに薩摩にあつては、リチャルトソンを殺害せし罪あるのミならず、一言の報告もなく我船隊に向つて敵対の非を顯したれば、何事も薩摩ハ其罪を免るゝこと能はず、

○薩摩の使節曰く、鹿兒島にある重役人等は英国船隊我船を取囲みて既に敵対の端をひらき、將に此船を奪ひ去んとすとおもへるか故に、已むを得ず諸砲台より放発を始めたり、若し先に英国より我船を取囲みし所業あらされハ、決して一砲たりとも我方より放発せし事はあらざるへし、

○就右コロネル、ニールは其事件を巨細に論じて、薩摩

役人の議論は虚説多く偏固にして取に足らずとせり、

○於て薩摩の役人は更に往還の通行を碍らる議論に転して謂らく、外国人東海道を通行すへきは当然の事なれ共、大名行列の通路を妨くへき理はあらざるへし、且英国におゐては行列の通路を妨る者を罰はあらざるやと尋ねたり、

○コロネル、ニール答て曰く、英国に於ては仮令非人といえとも往還通行の義に於ては国王に異なる事なし、其時の模様によりて或は左あるひは右に片寄りて通行するの規則あるのミ、但し此のことく注意して通行するは、英国のミならず諸國ともに普く取用する事なる故に、日本に於ても外国人は此規則に従て通行せんと欲するなり、

○於て薩摩人は言葉を巧にし再三之を論したる后に左件を述たり、日本におゐても行列の通路を妨くる者を処置するには只和らかに之を鞭ち、或は之を路傍に押しへき事にして、決して此者を殺害するを得ず、又之に大傷を蒙らしむるを得ず、是故に日本に於て自假

に人を殺害する者はみつから死罪を招く者なり、

○コロネル、ニール曰く、是即ち我リチャルトソンを殺害したる者の罪を問ふ所なり、

○薩摩の役人等は更に其意を述べて、英国よりさつまに促したる事件を互に熟談し、且我等のいふ所を精密に吟味する為には尚幾度も応接を得んことを欲すといえり、
○コロネル、ニール曰く、此儀は我同意する能はざる所なれとも、唯一度の事ならば随分汝等と応接すへし、

抑今汝等の立入たる議論に就ては、一として十分取極りたる説なき事を吾もし最前より知る事を得は、此度逆も吾は汝等と応接する事をなさむるへし、

○英国ミニストルは能く勸弁して薩摩の役人の為に四時余凡我二時半の時刻を費したる後に、再ひ彼等来会の日限を当月十三日我十月四日金曜日と取り極めたり、

○其他当一週日には確乎たる新聞甚だ鮮し、但し本月第五日我九月廿四日御老中より諸国のコンシユルに贈りたる廻文にいはいく、交易繁昌ニ付互の防禦の為に余儀なく横浜に於て堡砦を築(ツツ)くにいたれりと、然るに

政府は已に其事に取掛て、神奈川奉行の住居せる丘岡の麓の海浜に於て堡砦の場所をゑらみ、周圍に竹垣を設け、日本船も外国船も夫より内には入るへからざる由を告たり、蓋し此沙汰は一度始りて直に廃せられたる趣を聞しかとも、水師提督等の考ふる所は甚だ当然の説にして、此堡砦は随分要害の手立となるへきか故に、もし日本政府急に之を築き建る時は必ず其要害を保たんが為なるへしといへり、按するに多分此考に相違なかるへし、

○日本人の横浜を警衛せる者、昨日より我九月廿九日増して三百人より六百人にいたれり、我等或人の説話を聞くに、此地に再ひ浪人の徘徊せる様子あるを以て警衛の人数を増したるも、全く之か為なりといえり、是けたし実説なるへけれとも我等は甚だ之を疑へり、

○此前の新聞に、我等は諸国の大名絶へず江戸に到着せる説を記載せり、然るに茲に亦一説ありて、薩摩侯は当今江戸に来往せる由をいふ者あれとも、我等は之を信する能はず、但し大君政府はその神奈川鎖港の企を

遂くる能はざることをさとりたるか故に、再び諸大名を尺く江戸に呼集めて速に大会議を設け、更に此後の処置を吟味せんと欲する様子あること疑ふべきに非ざるなり、

○茲に奉行の転役ありて、当今神奈川の奉行糟谷大和守は他の役に転して、堀宮内其跡役を任せられたり、

○駒井大学および合原猪三郎は奉行並にして、奉行の他出の時は奉行のごとく諸事を取扱へり、且此兩人は久しく神奈川に在住せる者なり、

○京極能登守は長崎奉行に転役したり、

○是に由て之を觀れハ、外国交易の為に開きたる諸港の奉行ハ、任官したる貴人にあらずれば其職に任せられざる以前の法則とは当今やゝ変革ある様子なり、

○一千八百五十九年当港をひらきたる時に、日本政府は任官の有無に係らず奉行職に任すへき説を唱へたり、然れとも各国のコンシユル等之を好まずして、通常の如く任官したる高貴權威の人を奉行職に任せられんことを好むといえり、但し諸事を熟考するに、コンシユ

ル等のいふ所は実に当然の理にして、当港の奉行職は高官權威の人に命せられん事を望む所なり、

○此他重大なる動靜あり、但し衆人の諸説も遂に大君の評議中に取り行はれたると見へたり、

○当月第九日我九月廿八日に外国奉行三人、合衆国の使節館に來り、セネラル、プラインに應對し、合衆国の軍艦ゼームストンの甲比丹ブライスの目前に於て、曾て小笠原より贈りたる鎖港攘夷の書翰は間もなく再び取返さるへき趣を告たり、

○其後御老中より各国のミニストルに廻文を贈りて、小笠原の書翰をとり返さんと欲する由を述たり、

○蓋し各国政府は、日本政府より贈りたる此書翰を目して、戦争を始むへき告知を為せるに外ならずと考へたるか故に、今此書翰をとり返したるは其宜を得たりといふへし、

右十月七日於開成所 宮崎元立記

二
一 日本貿易新聞第二十八号

日本へ向ひ我等より言出せる事件

〔第九月十日龍動および支那新聞より撮出す〕

日本より告来れる最後新聞にて、余等以前出せる新聞紙に載する如く、狡揭なる日本夷狄と徐々に談判する事無益なるのミならず、大に害ある事最早明白となれり、

○コロネル、ニールいえらく、日本人償金を払ふに付、

大なる難事夥多ありと○此難事の一は貧乏なり、然れ共日本國中六十余州内二州程は、年々の入高仏郎西全
国よりも更に多きものあるの評判あり○日本国には古昔亡失せる猶太十部の人民の子孫尚存せりとして推考するも驚くべきにあらざる程、猶太人の所業に相背きたる事あり○コロネル、ニールより第六月二十日横浜にある英吉利コンシユル江送れる償金請合の書翰に、堪忍仁惠の意あれとも日本人は其実意を会得したる事なし○然るに我方より強て償金を送るべき事を言出すや否、速に四十四万メキシコ、ドルラルの大金、連続して我金庫に入り来れり○大君政府にて諸事を為さす

んハ、我方にて十分に之を為すへし、近頃木造の魯西亜小船、僅に小砲數門を備えたるもの日本の城砦を攻取り、其守兵を追散し夥しく財を奪ひ帰れる事あり、アドミラル、コーブルも亦琉球島に赴かは大なる利を得んこと必定なるへし、琉球島の近海は颶風烈しく、暗礁多く、水流速にして、前年ポルトガル人の至るを妨けたりといえとも、当今此島に至らんことは、魯西人の日本砦を奪ひ取りたるよりも更に容易なるへし、余等は琉球島の入高を以て日本政府の貿易を禁ずるの策を破るの手段を廻らすへし、然れとも此等の手段は、日本との交際最危難に及へる時用ゆべき策略なるか故に爰に記載す、

余等此度日本の法皇〔日本帝領地内にある羅馬法王の(ママ)ことき者〕、異国人より言出せる事の相談に与るれを聞とも、当然なりと考へ別段驚く事なし、余等謂らく、此法皇は其位は帝の上にあるといえとも、其權勢は遙に及はざるへし、然れとも此法皇は償金を出す難事の一を為せり、大君は第四月六日、既に外国人と拒絶に

及はんとする時に当りて、償金を出すを命したり、然るに其後大君は、法皇より此一事ニ付逆鱗の命を受たりといえり、此法皇は海外の諸事を知る事大君よりも更に優りたることなく、又此度の事件は法教に係ハる事なし、仮令もし法教に係る事なり共日本國中の法教一致する事なし、故に先年日本に天主教を弘めたる事速なるを得たり、日本國中の人民皆一政府の下にありて、其命を奉ずるは法皇の權威にもあらず、然りといえとも教皇の政は國の為に害となり、開化のすゝむを妨るものたり、故に余等もし意を得る事あらは、此の如き政度の根を刈り尽さんとす、

○当今最も大切なる事件は攘夷鎖港の一条なり、我方より拒絕に及ハんとする事を言出せる時のヶ条に、日本政府にて十分に聞順はさるは、已に敵対の処置と称するに足るのミならず、戦争の処置といふに足る、且亦我商人等は条約に載たることく、日本にて開ける港に在任し、たえず貿易を為す事当然なるに、今は余儀なく横浜より引退き我貿易大に衰微し夥多の損失を生し

たらんには、我方より惟償金を望むを為さず、日本の法皇および政帝をして決して我貿易を妨る事能はざらしむの手段を取行ふへし、我方より以後手強く談判を仕懸、決して日本人の好める延引の計策に陥らざるへし、第六月二十一日、アドミラル、コープルよりコンシュルに贈りたる書状及び我新聞紙中にもせたる如く、横浜に在任する異國人、其身の危難なる事の告知を得、其用意を為す得るは悦ぶべき事なり、当今商人等危難に逢ふ事ありといえとも、後年に至らハ此のとき事なきを得へし、此危難の時に当り、我方にて十分なる兵備なきを以て、暴悪なる日本人我商人を害するに至るは歎息すべき事にて、其罪は英吉利全權ミニストルに在りと云ふへし、

〔第十月二十四日、上海新聞紙より撮出す〕

此度薩摩戦争の起源は実に些少なる事なり、当今日本の危難は、去年リチャルトソンを殺害せし事より始まり、薩摩と戦争以後、事の成行甚だ因循して決せざりしか、近日に至て漸く定るを得んとする模様となれり、

償金を出す時日の延引したる事は、別段茲に載するに及はず、惟大君よりの願に応じて之を許せるといふのミにて十分也、政府より償金を払ひたれとも、リチャルトソンの親戚及び彼と同時に遊歩し傷を蒙りたる人々に分配すへき金はいまだ出す事なかりし、

○此償金を得んか為に第八月に英船鹿兒島に至れり、其時の合戦の様子は今諸人のよくしる所たり、英吉利軍艦は其用法熟練を極めて戦ひけれとも、其將校舟人等の死傷多く、船も又之に準して破損したり、又此戦を以て日本人の心を動揺するに至ることなし、此戦の時奪ひ取りたる敵船は皆既に焼失し、勝利の証表となるものなし、亜細亜地方の戦は欧羅巴州の戦とは大に其形勢を異にす、亜細亜人は戦にて只旌旗大砲等を奪取、数多の生擒をなし、敵兵を多く殺したるのミを以て勝利となし、敵を我議論に服さしむるを以て勝利と考ふることをなさす、

○故に日本にては、大戦に全勝を得たるにあらざれば、何事も都合取行ふを得ず、

○当時 御門の臣下の内、英吉利軍艦鹿兒島にて大に損失をうけ反撃されたりといふ者多し、此のことくなる事は実に歎すへしと雖も、戦を起せる原由を以て考ふれハ、其罪全くアドミラル、コーブルにありといふ能はず、

○アドミラルは、数艘の軍艦を以て迫れば薩摩も之に恐るへきと考へ、遂に稍其意を達したり、戦の勝敗は強て論すへきことにもあらず、

○当今日本国中にて数党を分ちたる形勢、猶以前と異なることなし、

○大君は其自己の領地内に於て孤立の勢にして、外国人の援を得んと願へることは明なり、大君および

御門は、外国貿易にひらきたる港、皆己れの領地内にあらずして、其利益なきを羨ミ、外国人を駭かし畏怖せしめ、己れと直に条約を取結しめん事を計れり、

○此大なる謎をとくこといまた容易ならず、大君は奴隸のことく、大名の勢更に強し、仏郎西アトミラルの親戚たるカミユス君の殺害にて、日本との交際必ず大

危難にいたらんとす、

○仮令如何なることありとも、日本との交際にある難事を除かんとするには、必ず暫時間の一決戦を為さざるを得ず、

右於開成所

箕作貞一郎
宮崎元立 訳

三
一 每日出版新聞紙中抜萃

我等之を考ふるに、明日〔当月第十九日木曜日〕

我十月は、薩摩侯より十萬元を払ひ出すへき為に取極たる日限なり、但し薩摩は、去ル第六月大君政府の爲したるより善く、其取極たる書翰を守りて期限を違へざるや否哉、いまた予め知へからされとも、若し之を守らざる時は水師提督コープル速に再び鹿児島に至るへけれども、薩摩のこれを好まざるは甚た一定せる道理なり、

〔毎日刊行新聞紙より撮出ス〕

薩摩は、英国より彼に促しもとめたる事を急ぎ取極る事に進ミたる事は、去ル水曜日に出せる毎週刊行新聞紙中に記載せる如くにして、今之に引きつゝ甚た喜ぶへき告知を加ふへし、但し当月第十四日我十月と第十五日とに薩摩の使節と英国ミニストルと毎々会合したるを以て、諸事大に都合よくなりて、嘗て島津三郎の従者の大君政府并ニ其主人を汚したる暴逆によりて、大に入組たる事も十分に取極めたる約束を為すにいたれり、

○薩摩使節の一人は御家老すなはち欽差大臣にして、今一人は少し之より賤しき位の人といえとも大に使節等に達したる者なり、但此兩人は密書官および御目付等の諸役人の同等にて来れるなり、

○土曜日我十月の会合は、凡そ午時頃より始まりて夜に及ひ、昨日我十月の会合は午後一時より始まりて四時三十分ミニュートに及へり、且此兩使節は兩三日中に再び英国ミニストルを待受る事となれり、

○蓋し、事いまた十分格段の地にいたらされとも、薩摩

は彼に促し求めたる事に従て其事件を取極る事を以て
大に喜とし、且此次さつませ使節英国ミニストルに集会
せる節には、必ず相違なく決意して、夫より三四日中
の内に償金を払ふに至るへし、是我等の考ふる所にし
て更に疑ふへきにあらざるなり、

右開成所におゐて

市川弁官

宮崎元立

訳

四

一九月廿五日、下目黒村幕府之合葉製造所にて暴火激発
し、即死五拾余人・傷者数十人有之、其内数日ならず
死し候者余多有之、

一此内より横浜鎖港談判取掛居候得共、兎角埒明兼候趣
相聞得申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

亥十月廿八日

南部弥八郎

◇第三九号 亥十一月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

亥十一月中

南部弥八郎

一 日本貿易新聞第三十号

横浜開版

西曆一千八百六十三年十二月二日
即文久三年十月二十二日

爰に当一週間に二三の新聞を得たり、

○月曜日我十月二十日にカイニャンドヲリ海岸通の訛より出火す、

○今を去る凡そ二年前に尤甚しき損害をなせる大火、同
所より発して殆んど市街の半を焼払ひしに、今度の損
害は先度に比すれば甚た小なりといふへし、我等此猛
火中に七八歳の小兒焚死せし由をきき、尤悲傷する所
なり、

○十四ヶ日前より延着の亜国新聞紙を渴望せしに、漸く

近頃に至りサンフランシスコ地名より差越したり、

此亞国新聞紙に記載せる条々は、我日刊新聞中へ追々抄録すべきなり、

○土曜日我十月十八日に外国奉行兩人江戸より来着せり、其一人は重大の威望を備え、兼て伶俐の聞えある竹本甲斐守なり○如何成事件にて来りたりや、我等いまた窺ひし事を得ず、

○ペンブロック船長州にて最初襲ひ撃れし船債金として一万元を払ひたるよし聞えたり、此説は確實なる事を証するに足れり、

○当港の貿易弥繁昌して連統の光景を顕せり、十一月一日我九月二十日より同二十七日迄の間に横浜へ輸し来りし生糸の総計二千七百七十苞なり、外国人買入輸出の高十七日我十月十七日より同二十七日我十月十七日迄を算計するに、合て七百二十六ピカルとなり、

○我等去ル十一月三日我九月十二日の返答をいまた受取らず、冀くは此重大の答を得、新聞紙の看官をして満足の意を生せしめん事をのそむ、

○二三週以前、我等正に一の新聞紙を出版せんとせし際

に臨て、普魯士プロイユスの旗章を建てたるスコットランドと号せる蒸気船当港へ下錨せり、依て通例の如く只其来泊せる由を直に其紙中に記載したりしが、即今聞く所によれば、此船亦一の新聞となるべき話柄を持来れり、之に依て考ふれば、以前急卒に著したりし告知は甚だ十分ならざる穿鑿といふへし、○運上所役人より聞ける説に依れハ、此汽船は長崎より日本役人数輩を乗来りて、当所に近き海岸に至り上陸せしめたりと云、○或人は此説を信なりといひ、又或人は信すへからすといふ、何れの話是なるやしらす、我等は常に此のこなき事跡につき強ち証拠をとり求めるを務めず、殊更に疑ひの詞を存して以て記載すれハなり、

日刊紙より抄出す

○我等曾て報告をなせし、爾来政務の事件に付重大の説話を聞ける事なかりき、

○当港の職カミ守の官名を拝せずして其任を命せられし者ありし故、我等議論を著して諷諫を示せしかは、則御老中の聴に達して、遂に大久保紀伊守を神奈川奉行に

委任せらるゝにいたれり、

○方今輸出の物品弥盛んなり、但し輸入の諸品は一時に減少せり、○当月十七日我十月十七日より同二十七日迄の間に

生糸千二百四十四包横浜へ輸来り、凡そ七百二十六ピコール外国人へ売渡したり、○十一月我九月二十日中十月二日迄に当る

に当港へ輸し来る生糸は多分三百苞より減せざるへし、○今年の輸出を昨年に比較せは、なお減したるなるへし、○茶および生糸は品位宜しくなりたれとも、価は

格別騰貴してさらに曳さけす、

米利堅伝信機の新聞

一アラバマ領内ジカワチルへ鉄道をひらく事、

一ゼネラル、ゲレント快方に趣く事、

一北部敗走の説并ロイシアナの首府ブラシールに於て數

度勝利の事、

一ケントッキーにおゐて小合戦度々ありし事、

一揆党の騎兵テンネー河をおし渡る事、

一ジョルギヤの首府ダーリンにある塩造所を破壊せる事、

十月七日カリオよりの報告

一方今ミッシッピー領のコソントよりソンヒス及びカル

レストンへの鉄道追々出来ず、又此地よりアラバマ領の内チカッチルへ鉄道を引及すへしとの令出たり、依

之不日製作に取掛るべきなり、

ウックスボルグより最も後の報告

一ゼネラル、ケレンドは稍杖を用ひて歩を移すへき程の回復にいたりたり、

一ジックテイロル一万五千の兵を卒してセルへポルトに攻寄たりとの風説あり、

十月七日チャカゴよりの報告

一メンヒス旅客次件の話をなせり、

一ゼネラル、フランクリンは、ロイシアナ領ブラシール府の近辺に於て一揆党を攻撃せしか、却て逆撃に遇

ふて敗走せり、

一ナルドの摩下(屬カ)第三十番の兵卒等屢此一揆を攻撃し、其戦争の後遂に討平けたりと云、但いつれの日欵不詳、

十月七日シントロウイスより本陣への報告

一コロネル、セルバイの摩下に属せるマルマドキの令を

奉して、凡そ二千人の一揆党アルアンカスよりソウトウエストミスソリーに入寇したり、然るに味方の軍勢一時に諸方より取囲しかは、此敵方に掌中に落いりて其形勢恰も木実の核のごとし、終にセブ、トマスハミスソリーより撰挙せる合衆国セナートル官名ワルト、ピ、ジョンソンの手に於て虜となせり、

十月七日ロウイスヒルレよりの報告

一ワルレン国の内ウードバーンの地に一揆の散兵襲ひ来りて、人家を焼払ひ富商を乱妨する等の悪逆を盛に行ふ、並にケントッキの内ガラスゴウの地方に曉の頃八千五百の一隊を以て我兵を不意に襲ひ攻む、此時こゝに屯せる兵纔に三百人の小勢なりしかは悉く虜にせられたりと云、○此日夕方^にいたりて旅客ありて、此説は虚なりと証せしかハ、直に軍局の廻章を出して触示されたり、

ナスヒルレの新聞に云

一ウエーレル麾下の騎兵〔一揆党〕去ル火曜日早朝、カタイーガより十三里以上なるテンネッシー河を押渡り

て、セキエトハルリーの方に掛けてすゝミ行たり、一揆党は、アンジルソンの地方コロックスルードの近辺に峙立る山下を過る行列の荷車五十輛を掠奪して焚毀し、且馬及び騾三十疋を殺したりと云、此内十輛は兵具又ハ衣食の類を積貯へ、四十輛は医療に關係せる諸品を積貯へしなり、

○其他五十の車および馬を掠められたり、

○ゼネラール、シツチュルは此賊輩通行する由を聞知るや否や、一隊の騎兵を引率して追討し、金曜日・土曜日の両日にして七十人の賊兵を殺戮し二百五十人を捕虜せり、加之二百五十の馬又騾を取返す事を得たり、○ワルニウトヒルに至りて賊等は二千五百の馬又騾をみつから射殺せり、是再び我味方の上に取戻されん事をおそるゝの業なり、

十月七日華盛頓府より報告

海軍局より告げていはく、アトラントと号せる一揆方の鐵造船、もしサハナより退去するあらんには、かならず北方首府の諸地江ギリキハイルを射撃するなる

へし、又官府の告に曰く、アトラント船の中には夥多の弾丸を貯へたり、此内に七インチの線条砲に込め用ゆべきロビンスと名くるフロイトゼル^{弾丸}を夥しく用意せり、此丸は、曾てカルレストンにて戦争の時、ジモールの指麾にて一揆より打掛たるギリキハイルと同じ製作の物なり、

合衆国ゼネカと号せるカノン砲船の指麾官ドブソンの話

一先月廿二日夜、ドヒーソウンドは一の兵備したる船をアルタマ河に送り、ジョルギヤの府ダリーンにある塩造所を乱妨し、釜鍋及び其他の諸器機を破壊し、剩えセームスロックウード人名及び目付役等を捕え去れり、○此製造所は一揆の陣所よりおよそ二里程隔りたる地方に建てり、

右開成所にて翻訳相成申候、

二
日本貿易新聞第三十二号 横浜開版

一千八百六十三年第十二月十六日即ち

文久三年癸亥十一月六日

薩摩侯償金を出す事

薩摩の使節より英国のミニストルへ使を越して、本月九日^{我十月廿九日}にミニストルと応接して、是迄の談判におよひたる事の落着を為んと言越したる趣は、既に前週出版の新聞紙にのせ置たり、

○是故に本月九日の兼而約定しおける時刻に、さつまの使節英の旅館に來りたり、但し此時

^(頭註)「淡路守を誤りて云に」

島津三郎より別段にさし越たる使節も是に差添ひ來りて館外に待居たり、是におゐて薩摩の使節は通常の挨拶をなしたる後、今日応接をなすの辱き趣を述、畢りて後ミニストルに乞ふて館外に待せおきたる

島津三郎の使節を呼入れ、別段の談判を始むる為に、薩摩の使節は其席を

三郎の使節に譲りて、其身は次座に下れり、

於是て談判をなすにいたりて、使節等は茲に一難事あるを以て此事を深切に談判せん事を乞ひ、俟其後金曜日〔本月十一日^{我十一月}朔日〕には相違なく拾万元の償金

を納へしといふ事を演へ、且其他彼リチャルトソンを殺害したる者は必ず敵敷之を探索して、もし捕え得る時は兼て約定せることく英国全権の目前に於て死刑に処すへしと云事を、書面にしたゝめ差出すへしと述べたり、

○其後使節はミニストル江莫大の贈物をなしたり、蓋し愉快の事あるに方りて人に物を贈るは日本の風習なり、ユラリュス船の士官へは蜜柑等を贈りたる由、其外共都て高価の物は少しもなく、皆疎品なれとも必用の物のミなる由、是蓋し深切の意を以て其希望する所を求めんが為なり、

○楮已に償金を納んと約定したる金曜日に至りければ、薩摩人は晌午の頃に小車に償金を積み英人の旅館に來りたり、

○於是て使節は、リチャルトソンの殺害人を探索し出すへきを筆記し、且償金を納畢りて後、江戸に歸りてその次第を逐^(逐)一幕府に報告したり、是におゐて直に幕府より英国ミニストル江書簡を贈りたり、其大意に謂ら

く、薩摩より足下の許へ償金を納し趣、薩摩人より承知せり、是けたし英国・日本兩國の懇親を復古する所以にして、我輩斜ならず満悦す、且此上なを兩國の和親万世永続して破れざらんことを希望す、是我輩の恒に祈る所なりと、

○我等も此御老中の存意と同様にて、実に兩國万世永久の和平懇親あらん事を希ふ、又近頃日本の臣民諸悪業をなす者あり、是等の事はもし天下の人心一和する時は決してあるへき事にあらず、是故に幕府の役人も大に之を欲す、但し此等の事に就ては、御老中宜しく意をもちひて之を防ぐの策略を施すへきなり、今此諸悪業の一をいえは、過日江戸にて日本の商民を襲ふて之を殺害せし者あり、能く事理を弁したる日本人の説によれば、此殺害人は幕府の臣下にて横浜の番兵と同様の装をなしたる者の由、其他此のことく外国人と貿易するを悪て同国人を殺害する者は、猶此上増加すへし、且当今大君の命を奉して横浜の官吏となりて其貿易の事を掌る者の中にも、恐らくは此のことき志を抱ける

ものあるへし、

○薩摩侯より償金を出せし以来、当港江数多の商民来り、且饒多の生綿千苞五の出し所を以て考れば、近頃にいたりては輸出の禁大に弛ミて貿易を盛にせんと欲する寛大の政に復せしと見ゆ、

当週中には、松平大膳大夫の叛逆の事に就て別段聞及へる事なし、又当方よりの諸報告をきくに、其地の景況去月のごとく、仍依然として変したる事なき由、又長州侯はみつかから叛逆を企る時は、之を援る者数多あるへしとおもひ居たりしに、大に相違して其援助を為す者少しもなかりし故、大に失望せるよし、加之反りて此以後は全く

天子の威勢に屈伏せざるを得ざる事となりたるよし聞及へり、しかりといえとも、此以後長州侯全く叛逆の志を棄つへきや、はた尚其策略を施すへきや、蓋し今より予しめ知る能ハざる事なり、

右開成所に於て

加藤弘蔵訳

三
一 横浜鎖港之談判、九月中より取懸り候得共今に決着に

至り不申候ニ付、外国奉行・神奈川奉行・御目付其外、魯英仏蘭等江御使として被遣之旨に有之、近々便船を出帆之よし風説有之候、

一 横浜江出店等いたし商売仕候者等、急々商売不相止候ハ、可行天誅旨、所々張紙いたし、或は押借亦是殺害に逢ひ、世上不穩ニ付、十一月廿五日より武家町人共夜中挑灯を不持者は通行を致間敷旨命令有之、市中別而寂寥之光景に御座候、

一 十一月十五日よりのし目長袴・肩衣等之服制、以前のとほり相成、当日登營之行列等も先前之通り召連候向も相見得申候、

一 同日夕方御本丸出火、二丸共無残焼失、夜半過鎮火相成、就右登營の御譜代大名等衛士各みつから小銃・鎗・長刀を携え押出し候体、殆と出陣之如く御座候由、

但、本文ニ付火元等之様子承合候処、長局一之側と御広敷と之間に有之、五才部屋大奥女中銘々召抱、宿元等江之用弁仕候者ニ

而、町方に妻子等も有之、併重き物持運の候節は日雇に
為致候ニ付、昼より七ツ時分迄は雜人数多人込申候

出火いたし、尤可怪体も不少、吹上江御迎之後茂
怪敷事多々有之、当時田安御殿・清水御殿江御住
居之後も別而人別火の元改等六ヶ敷、女中部屋々々
ニ而は煙草も不相成候由、尤大奥向上下共怪我等
は一切無御座候旨承申候、

一同廿三日昼九時前、本町三井両替店より出火、相應の
大火に而七時前鎮火仕候、此火元も怪敷事有之、火起
り候節火薬の発し候音相聞得候杯風説仕候、尤其前に
同店事洋銀取扱并生糸商売等ニ而大利を貪り候、急々
横浜の outlet を鎖し、市中江施物を不出におゐては焼払
ひ可申旨張紙仕候由ニ御座候、呉服店白木屋・大丸屋
両家江も施し差出可申等之趣落書いたし候者有之、
一 橋御門外開成所并西洋医学館江も蛮夷之学を主張し、
天下を狂惑せしめ候間、不日焼払ひ可申旨落書致し候
由承申候、

一 右様之事件ニ付、横浜商売に拘はり候唐物屋杯都而戸
を占め恐怖仕、夫ニ付而新徴組中之奸物、或は事を好

ミ候水戸・長州其他諸藩之攘夷家・幕下之二三男等之
類、攘夷拒絶之名をかり日夜張札等致し候者不少、且
亦町奉行・与力・同心杯は召捕を意とせず、奉行所を
早引ニいたし、相成丈右様之暴人に不出逢様仕候よし
ニ而、いづれも紛々と誹謗仕候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

亥十一月廿八日

南部弥八郎

◇第四〇号 亥十二月八日報告〔維新前後諸書付10〕

〔付箋〕「第二百三十六号」

一 当時拒絶攘夷を唱候者、諸藩ニも御座候得共、就中水戸
尤多く、中人以下郷土等之類凡国中之七分程は都而攘夷
を称し、其内武田耕雲齋之徒尤甚敷、三港鎖閉を主張仕、
其余は横浜拒絶、長崎・箱館両港は先是迄之通ニ差置候
方ニ相唱居候由、当分品川洲崎台場水戸持相成、御殿山

異館跡江出張仕居候衛兵扨も鎮国を専ら相唱候趣ニ相聞得申候、夫のミならず長州之隠密等と内々交義有之者も御座候哉ニ而、尚更暴説多く相聞得申候、諸藩ニは佐竹因州其外之藩中遑迥相唱候者も左迄之暴論も有御座間敷、却而幕下輕輩共ニは方今の時勢を不弁、頻に此度之上洛は不可然と之議論も紛興仕候様子ニ而、右等は薩州は陽に尊王攘夷を名として陰に開国通商を計る扨との議も仕り、先頃英夷御鎮撫被為在候

御深慮を不奉恐察、おのれか好む所に反するを以て品々誹謗仕候哉ニも相聞得申候、併ながら幕府官吏中人以上并外国江懸り候役場は勿論、於諸藩も御一戦御勝利之上断然と不及再戦様応接被仰付候は誠に奉感歎、既に先日横濱江罷越内々探索仕候処、亜・仏・蘭等は頻に寛猛之御取計御都合能奉感心候趣承申候、尤英人之儀は双方の得失にいたり更に議論無之、只争乱平和ニ相成候を悦ひ居候由ニ御座候、

右之通風説承申候間、此段申上候、以上、

亥十二月八日

南部弥八郎

◇第四一號 亥十二月十四日報告〔維新前後諸書付11〕

〔付巻〕「第二百三十一号」

一 日本貿易新聞第三十四号

西曆千八百六十三年十二月三十日
我文久三年癸亥十一月二十日

神奈川開版

千八百六十三年最後の一週に於て当港の有様通例に異なる事なし、

邦俗尊恭して御本丸と称する大君の宮殿、即ち巨濠を掘めくらして其内に建列ねたる許多の大廈高樓、火災に罹りて尽く灰燼となれり、此度大君は下民のしはく不仕合に逢へると一轍にして、此のとき不幸の天運にあえりと雖も、日本に於て火災の憂にかられるは通常の事にして、亦驚恠す（怪之）へきにあらす、○或説に、火薬を用ひて此宮殿を焼きしといひ、且一橋は大君の

生命に関りて如此き注意せし謀主なりといえり、我等此のとき紛々の説話を聞得たれとも、委曲を尽すを要せず、且確實の説と証するに足さるか故に、只一箇の風聞として之を茲に記するのミ、

貿易の様様は甚た衰微に属せり、是に由て推考するに、去る二三週以前より当地江絹・茶・木綿等の輸出通例より減少せし故のミに係れるにあらすして、恐らくは江戸に積聚せる貿易の貯貨殆んど尽て、如是き捗々しからざる光景に至りしならん、既に十四五ヶ日以来より、木綿を除く外は一条の絹糸たも当港へ輸し来る事なき故に、方今輸出の品前日に比すれハ甚た減少し、取引の荷物は全く木綿のミに限れり、

曾て国内の騒乱の風聞ありて、カムレットゴロフクリンの売捌宜しからざるありし以来、遂に輸入衰微の弊を引起したり、○日本政府より安堵すへしとの事を外国人に盟ひ、且商人等に布告する迄は貿易停止の命下らん欵と我等の危怖する所なり、

前条に關係して我等又次の事を記載す、

横浜鱗次櫛比せる商店、次第に連続して戸を鎖閉せり、此悪弊遂に生計日用物品を商ふもの及び鳥菜本ノマひさぐ者に波及し、此繁華なる市場をして寂寥たる光景に変せしめ、誰一人も互市を以て生計を営ミ謀る者なきにいたらしむ、

如是き形勢に至りたる原因は何そといふに、総て浪人の所為に基ける事明白なり、蓋し江戸及び其周囲に徘徊散在する徒党頗る夥多にして、其騒擾をなす事尤甚しきを以てなり、然れ共此説は尚謬誤なきにあらすして、眞の起原を尋る時は政府の政に由れりと論すへし、但彼浪人等は鎖港の議論を盛んに主張し、是か為に貿易の形勢或は張り、或は弛ミ、其盛衰互に交代せる模様となれるは、全く政府のリージング、ストロング小兒歩ヲ習フ初メ、転倒ヲ恐ル故ニ緒ヲ其腰ニ着ケ、彼ノ行ント欲スル方ニ放意縦歩サセシム、然ジテ之ヲ保護スル者ハ、只其緒ノ端ヲ取り、彼ノ傍ニ閑歩順從シ、之ヲ支助シテ、跌蹶ノ憂ナカラシムル為ニ用ル帯ノ類ヲ云ナリを彼等に施せるを以てなり、

我等をして当港より退去せしめんとの処置を推考するに、政府は外国全権と応接して論破せられたる説を猶

強て成し遂んと計れり、併し日本全国より退去せしめんとの意にあらざれば、亦敢て驚くべきにもあらず、○政府は外国全権の談判を信用するにたらずとし、此頃全権等より沮ミたる事件も尚其本国帝王の惠憐を冀望せは、必ず免許承諾を得べき事と決心せり、是大坂の旧轍を踏ミて然く計れる者ならん、○歐羅巴及び西墨利加の朝廷に於て国事総裁の権柄を握れる君主に向ひ、直に其乞望する趣意を披露せんか為に、使節として長崎奉行大久保豊後守・御目付池田筑後守及び岩田半太郎其外従属の官吏教輩を撰任せし由を聞けり、其発向の日は来る二月十二日我正月五日と予しめ決したる由なり、○モンシユールジクロン名人はは、日本使節の用意且其周旋を為さんか為に、上海に向ふ便船へ乗組、一月第一日廿一日当港を出立す、○使節は政府の入費を以て仏国の送便汽船を雇ひ、一直線に欧羅巴に進ミ至らんと議す、○此使節等は其任を果すこと実に難かるへし、又以前差遣したる使節より劣りて輕薄の礼を

以て対遇せらるゝ事あらん乎、然のミならず至る国々結カに永く留逗して其事を議し終に諸局にいたりなは、条約に掲けたる条々、就中貿易無差支事・居留人可為保護事のケ条を以て、回顧自悔して却て勉励施行せんと願へるに至るべきなり、

現今日本に差向らるゝ教艘の軍艦及び軍勢等に、当今十分ならざる此国の形勢に根本の一変革を興んとす、且我等は他年日本国との貿易互市弥盛んに行はるべきこと必定なりとおもふ、

御本丸即ち江戸にある大君の宮殿炎上の事

我等当月廿三日我十一月十三日の新聞紙を以て布告せし重大の事件に就て、天主発礼の日我十一月十五日に外国事務宰相等態々神奈川迄出張して、翌日英国ミニストルと會議せん事を定む、然るに其夜注進到来して大君の宮殿失火の由を報し、其後使者又来りて宮殿尽く焼失せる旨を報告せり、是に由て宰相等は事を果さずして空く帰り去れり、○廿六日我十一月十六日運上所を鎖閉せり、此訳を問ひしに、其かゝりの役人等曰く、我等大君の不運

を軟くにより職務を扱ふに堪えざる程氣力を失ひたりと、

天主祭礼日の晚六時頃、横浜に居住せる人民甚広大なる火焰を見出せり、但し其相離隔せる故を以て多くは此失火は川崎の近傍なりとのミ評し、曾て江戸の中心にあらんとおもふ者ある事なし、

大君の宮殿再ひ造営の功成迄ハ、材木屋は外国人に多分の材木をうり渡す事を禁せられ、且大工職人は外国人の家屋を建る事を請負こと勿れと、日本役人より下知を触出せる由を聞けり、此下知は材木屋并大工等に於て尤迷惑すへきことなり、

右開成所に於て

渡辺一郎

訳

宮崎元立

二
英吉利本国出版之新聞紙近頃横浜江到来抜萃翻

訳之大意

日本は支那に比すれば遙に優りて勇武之名あり、然りといえとも久しく太平打つゝきたれば、敢て信する能

はざりしに、鹿兒島の一戦に彼將士尽く大砲の火門に向ひ端然自若たり、已に砲発するの際、戰士袒衣露体、

死を怯れす能く戦を勉めたりと、嗚呼忠勇実に感すへし、仍ておもふ、此の如き勇武忠烈之國なれば、数年を待たす東方の一強國たらん乎、今鹿兒島の役に報せんに大兵数万・軍艦数十艘を以てせば、必然勝利を得へけれども、斯く廉武之國一たひ仇敵たらは、却て憤激勉強して其技に長せは、数年ならず其讎を報せんに、我に損有て益なし、此のとき國は誠心懇親を結ひ、相互に救援して以て富強をはかるにしかず、固有強國の名実に空しからずといふへし云々、

右原文之儀いまた手に入不申候、追而探索仕、尚又

可申上候、

三
一近頃湯島學問所并林家等之内評に、

三郎様御事、兼而歴史の學に深く御長し被遊、夫故昨年以來世態之變化に就て御進退能く機変之御所置被為在候旨、専ら風評仕候、

一 水戸勘定役立原某并書生三人、重野厚之丞江面会之儀紹介いたし候様清水卯三郎江相頼候旨承申候、右之者は兼而攘夷之説ニ而は無之、全く外国之形勢応接之次第を尋問之積と相聞得申候、

一 市中に張紙いたし、或は商売向に差障り候者二十人余召捕相成候処、長州人は無之、大概は水府人ニ而、其余無宿少々相交り居、其上品川洲崎台場水戸持ニ相成出張いたし居候水戸士人等海道往来之異人を付ねらひ、先日字漏生のコンシユルを追懸候儀も有之、先日俄に台場交代ニ而中津侯持ニ相成申候、

一 上州赤城山江無頼人五六拾人相籠、近隣の民家を掠奪いたし候付、幕下知行より相募り候歩兵を以て誅伐之内評有之候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

亥
十二月十四日

南部弥八郎

◇第四二号 亥十二月十四日報告〔玉里島津家史料二〕
八〇六

（付箋）「第三百十号」

英吉利本國出版之新聞紙近頃横浜江到来仕

拔萃翻譯大意之趣

日本は支那に比すれば遙に優りて勇武の名あり、然るといへども、太平久しく打つゝきたれば、敢て信する能ハさりしに、鹿兒島の一戦に彼將士尽く大砲の火門に向ひ端然自若たり、已に砲発するの際、戰士袒衣露体死を怯れず、能く戦を勉めたりと、嗚呼、忠勇実に感すへし、仍ておもふ、此のとき勇武忠烈之國なれハ数年を待たす東方の一強國たらん乎、今鹿兒島の役に報せんに大兵数万・軍艦数十艘を以てせば必然勝利を得べきなれとも、斯く廉武の國一たひ仇敵たらは、却て憤激勉強して其技に長せは、数年ならず其讎を報せんには、我に損有て益なし、此の如き國は誠心懇親をむすひ、相互に救援し以て富強をはかるにしかず、

国有強国の名実中空しからすといふへし云々、

右原文之儀はいまた手ニ入不申候、追而探索仕、尚亦可申上候、

二 一 近頃湯島学問所并林家等之内評に

三郎様御事、兼而歴史の学に深く御長し被遊、夫故昨年以來世態之變化ニ就て御進退能く機変之御所置被為在候旨、専ら風評仕候、

一 水戸勘定役立原某并書生三人、重野厚之丞江面会之儀紹介いたし候様清水卯三郎江相頼候旨承申候、右之者は兼而攘夷の説ニ而は無之、全く外国之形勢応接之次第を尋問之積と相聞得申候、

一 市中に張紙いたし、或は商売向に差障り候者二十人余召捕相成候処、長州人は無之、大概は水府人ニ而、其余無宿少々相交り居、其上品川洲崎台場水戸持ニ相成出張致し居候水戸士人等海道往来之異人を付ねらい、先日李瀟生プロ、リスのコンシユルを追懸候儀も有之、先日俄に台場交代ニ而中津侯之持ニ相成申候、

一 上州赤城山江無頼人五六拾人相籠、近隣の民家を掠奪いたし候付、幕下知行より相募り候歩兵を以誅伐之内評有之趣ニ御座候、

亥 右之通承申候間、此段申上候、以上、

十二月十四日

南部弥八郎

◇ 第四三号 亥十二月廿九日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 亥 十二月

南部弥八郎

一 日本貿易新聞第三十四号

西曆千八百六十三年十二月三十日
即文久三年癸亥十一月二十日

神奈川開版

千八百六十三年最後の一週に於ては当港の有様通例に異なることなし、

邦俗尊恭して御本丸と称する大君の宮殿、すなはち巨濼を堀めぐらして、其内に建つらねたる許多の大廈高樓、火災に罹りて尽く灰燼となれり、此度大君は下民のしはく不仕合に逢へると一轍にして、此のとき不幸の天運にあへりと雖も、日本に於て火災の憂にかゝれるは通常の事にして、亦驚怪すへきにあらず○或說に火薬を用ひて此宮殿を焼しといひ、且一橋は大君の生命に關りて如此注意を為し謀主なりと云へり、我等如是紛々の説話を聞得たれとも委曲を尽すを要せず、且確實の説と証するにたらざるか故に、只一箇の風聞として之をこゝに記するのミ、

貿易の様子は甚た衰微に属せり、之に由て推考するに、去ル二三週以前より当地へ絹・茶・木綿等の輸出通例より減少せし故のミに係れるにあらずして、恐らくは江戸に積集せる貿易の貯貨殆んど尽て、此のとき扨々しからざる光景にいたりしならん、既に十四五日以来

より、木綿を除く外は一条の絹糸だも当港江輪し來ることなき故に、方今輸出の品前日に比すれば甚た減少し、取引の荷物は全く木綿のミに限れり、

曾て国内騒乱の風聞ありて、カムレット與呂服連を云の売捌方宜しからざる事ありし以来、遂に輸入衰微の弊を引起したり○日本政府より安堵すへしとの事を外国人に盟ひ、且商人等に明らかに布告する迄は、貿易停止の命下らんかと、我等の危怖する処なり、前条に關係して我等亦次の事を記載す、

横浜鱗次櫛比せる商店、次第に連続して戸を鎖閉せり、此悪弊遂に生計日用の物品を商ふもの及び鳥東（策力）をひさく者に波及し、此繁華なる市場をして寂寥たる光景に変せしめ、誰一人も互市を以て生計を営み謀る者なきに至らしむ、

此のとき形勢に至りたる原因は何そといふに、総て浪人の所為に基ける事明白なり、けたし江戸及び其周圍に徘徊散在する徒党頗る夥多にして、其騷擾をなすこと尤甚しきを以てなり、然れとも此説は猶謬誤なき

にあらずして、眞の起原を尋る時は政府の政に由れりと論すへし、但し彼浪人等は鎖港の議論を盛んに主張し、之か為に貿易の形勢或は張り、或はゆるミ、其盛衰互に交代せる模様となれるは全く政府よりリージョン、ストロング小兒歩キ習フ初メ、転倒ヲ恐ル、故ニ緒ヲ其腰ニ着ケ、彼ノ行カント欲スル方ニ放意縱歩セシム、然シテ保護スル者ハ、只其緒ノ端ヲトリ、彼ノ傍ニ閑歩順從シ、之ヲ支助シテ跌倒ノ憂ナカラシムル為ニ用ル帶ノ類ヲイフ等を施せるを以てなり、

我等をして当港より退去せしめんとの処置を推考するに、政府は外国全権と応接して論破せられたる説を猶強て成し遂んと計れり、併し日本全国より退去せしめんとの意にあらざれば、又敢て驚くへきにもあらず○政府は外国全権の談判を信用するに足らずとし、此頃全権より沮ミたる事件も、猶其本国帝王の恵憐を希望せば、必ず承諾を得へき事と決心せり、是大坂の旧轍を踏ミて然く謀れる者ならん○歐羅巴および亞墨利加の朝廷に於て国事総裁の権柄を握れる君主に向ひ直に其乞望する趣意を披露せんか為に、使節として長崎奉行大久保豊後守・御目付池田筑後守及び岩田半太郎、

其外従属の官吏教輩を撰任せし由をきけり、其発向の日は来る二月十二日我正月五日と予め決したる由なり○モンシユル・ジクロン人名は、日本使節の用意且其周旋を為さんか為に、上海に向ふ便船に乗組、一月第一日十一月当港を立出す○使節は政府の入費を以て仏国の送便船汽船を偏ひ一直線に欧羅巴にすゞミ至らんと議す○此使節等は其任を果す事実（運カ）に難かるへし、又以前差遣たる使節より劣りて軽薄の礼を以て待遇せらるゝ事あらん乎、然のミならず至る国々に永く留連して、其事を議し終に結局にいたりなは、条約に掲けたる条々、就中貿易無差支事・居留人可為保護事のケ条を以て、回顧自悔して却而勉励施行せんと願へるに至るべきなり、

現今日本に差向らるゝ数艘の軍艦及び軍勢等に、当今十分ならざる此国の形勢に根本の一変革を与へんとす、且我等は他年の日本国との貿易互市弥盛んに行はるべき事必定なりとおもふ、

御本丸即ち江戸にある大君の宮殿炎上の事

我等当月廿三日^{我十一月十三日}の新聞紙を以て布告せし重大の事件に就て、天主祭礼の日^{我十一月十五日}に外国事務宰相等態々神奈川迄出張して、翌日英国ミニストルと會議せん事を定む、然るに其夜注進到来して大君の宮殿失火の由を報し、其後使者又來りて、宮殿尽く焼失せる旨を報告せり、是に由て宰相等は事を果さずして空しく歸り去れり○廿六日^{我十一月十六日}運上所を鎖閉せり、此詔をとひしに、其掛の役人等曰く、我等大君の不運を歎くにより職務を扱ふに堪へざる程氣力を失ひたりと、天主祭礼日の晚六時頃、横浜に居住せる人民甚だ広大なる火焰を見出せり、但し其相離隔せる故に多くは此失火は川崎の近傍なりとのミ評し、曾て江戸の中心にあらんとおもふ者ある事なし、

大君の宮殿再び造營の功成る迄は、材木屋は外国人に多分の材木を売り渡す事を禁せられ、且ツ大工職人は外国人の家屋を建る事を請負ふ事勿れと、日本役人より下知を触出せる由をきけり、此下知は材木屋并に大工等に於て尤も迷惑すべき事なり、

右於開成所

渡辺一郎記

宮崎元立候

二 瑞士国^{スイツツル}より和蘭取次を以貿易相願和親取結申度使節、

当春渡來、是迄其假に有之候処、近頃仮条約為取替可申約定ニ相成、去ル十日頃より外国奉行等神奈川出張応接之上、廿日迄に草稿取仕立相濟、只今江戸江引取候旨、神奈川旅宿にて去ル廿一日通詞立石得十郎内話仕候、

一 西洋江之御使節、去ル廿五日出帆之積ニ御座候処、今日迄出帆見合相成、何れ正月二日頃と申事ニ御座候、

一 昨廿七日、將軍家汽船御乗船、御供之御役々夫々乗船數艘、品川沖碇泊、昨廿八日早朝、御出帆ニ相成申候、

一 御国元に於て先^艦戰争之一件、英吉利本国会議館諸学者評議之上、小事を以て大事を発し、第一ミニストルは専ら和平を旨とし取扱可申処卒爾之取計ニ候旨、議論有之、近々鎖港一件日本使節彼地江至り候節、談判之上鹿兒島乱妨之償金相渡可申趣風説有之、

一 旧ミニスル、アールコック近々到着ニ付、是迄之仮ミ
ニストル、ニールは正月中旬帰国仕候由、此儀矢張鹿
児島戦争取計不宜候故帰国を被命候哉之旨、専ら風評
有之、

右巫人の内話ニ御座候由、十二月十九日承申候、

一一 昨日再度御上洛ニ付、御留守中如何可有御座哉と先
前心配仕候処、昨今の体至而物静にて何そ相替候様子
無御座候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

亥

十二月廿九日

南部弥八郎

元治元年甲子自正月
至十二月

◇第四四号 子正月廿八日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 子正中

南部弥八郎

日本貿易新聞第三十六号

一千八百六十四年十一月十三日
文久三年十二月五日

横浜開版

去ル月曜日太田町に外国人居留地内に於て人殺の事あり、其殺害されたる人は平蔵といえる者にて、其齡六十四歳の日本人にして、当港内にては外国人等も悉く見識り、「ヲタマチ」六町目に居住し両替方を勤めし者なりしか、月曜日三日の早天に仏郎察人の構内門側に額を切離たれ、頸に深手を負ひて倒れ死し、其側に二三百の天保銭の入たる財布と、或る堂宮造立の事に付世話役

等の寄合て相談せし事を記したる書付あり、其死骸のありたるを其所の門番はしらさりしか、隣構の門番はしめて之を見出し、夫より港中の人々に悉く是を知る事とは成れり、かくて即日吉原町に厳しく其穿鑿を為せしに、大に金銀を費し遊興に耽りたる四人の日本人あり、其者の体甚た怪敷見へたる由にて、之を穿鑿せんとしたる内、何処ともなくに逃矢たり、この人々は固より無頼の博徒にして、其暴悪なる事は人のよく知る所なり

一説に、或人本村にて平蔵に遇ひ言ひけるは、予六百ドルラルを所持したるか、之を両替の為に横浜に持つは甚た不都合なる故に、汝の取計を以て此処にて一分銀と引替くるへしと懇に頼ミたり、平蔵之を承知して日曜日三日の夜深に右之一分銀を取揃へ本村に持行きし故に、終に其悪計に陥り、不幸にして金を以て命に替る事となれり、其後右穿鑿の事は如何なりしや不明なり、

日曜日に横浜にて当冬一の大火あり、此時横浜の市中

にて早半鐘を劇しく打たるか故に、神奈川海岸の人家大半焼失せる事を知れり、

十四万五千元金にてヤンツェーと名くる我船を日本政府に売渡すへき相談熟せり、大君今年中に速に此船にのりて大坂に趣き、其後京都に到るへきの風説あり、貿易日におとろへ再び昌んになるへき景況更に無之、且当港の日本富商次第に此地を立退く者絶えず、之によつて商家夥敷明き家となれり、

三日 五日

月曜・水曜の兩日に、日本商人凡五拾人程当港に於て生絹其外荷物を密商せしに依て捕はれたりといふ説あり、右之内に江戸の間屋并ニ小商人多く加はれり、其故は自己の利を計り、其道を歴すして己れの荷物を私に当港に送りしかは、遂に密商の所為に陥れり、依之日本政府此犯人を夫々に罰する事に決せり、ゆえに十四日の間生絹貿易中絶したり、

月曜日の朝「アツツフ」といへる船、第十一月十日の音信を載せて入津せしによつて近頃連日の鬱を散せり、吾信書中の拔萃を一ツに挙く、其事件は先頃鹿児島戦

争の事に就き英国より言出せる事のつゞきにして、右は日本の事情に疎き者、此鹿児島戦争の誤ちを惹き出せる事を知れり、

「ポキシントン」、「コブテン」等英国のエスカドロン隊を以て鹿児島に進発し、不意に其砲台より射撃せられて其禍を蒙りたれとも、我方にては戦にあつからざる人家を毀ち、其人民を傷らん事を思ふて一発も答砲を発せずして横浜碇泊所に還れり、といふ言を以て談判を為せんとせり、けたし此談判をなす人は右の事情を誤らざる様に丁重懇切を尽すへけれ共、彼地にて彼等は我を目して悪相暴将とするならん、

龍動府より差送れる書翰に、鹿児島に於て一戦の事情をいひ来れり、我等此書翰に付て考ふるに、此書翰を送りしは、英国船の薩州の台場に入て種々の苦情を言込し委細を尽くに解せりとみえたり、

又本国の記者は「ポキシントン」より贈りたる書状を解して、此事件に就き激烈なる返書をおくり来れり、然れとも右言は皆当然の事にして衆人の心服すへき理な

り、彼記者は親しく此事を処置せし如き考にて激烈なる返書を贈りし事と見ゆ、

「リュウゼルホルト」、「アールコック」日本に来れる為に英国を出立したる事、当今来れる書翰よりしれる所にして、「アルギュス」船本国より日本に書翰届くる幸便に、「アールコック」を此船中にのせて既に上海に到着せり、

去る第十一月に落掌せる本月十日に出せる本国の書翰に左の事を言來れり、

英国政府に於ては、二万五千ポンドストルリングの償金より一万ポンドストルリングを「リチャルトソン」の親族に与へ、又五千ポントストルリングは一千八百六十二年第十月の十四日に「リチャルトソン」の殺害さるたる時俱に傷を蒙りし三人の者に配当せり、

「コムマントル」「モール」人名は加比丹に任せられ、又「ロイテナナント」「ポール」人名コンマントル役に任せられたり、

右開成所に於て

佐波銀次郎
内山弥太郎 記

二

日本貿易新聞第三十九号

千八百六十四年二月三日
文久三年癸亥十二月廿六日

神奈川印行

貿易制限之事

日本人民は自分勝手にのミ深く執着せし事と見へたり、
○国中は始終私利を営むことのミを旨とし、政府は政令を出すに全くおのれか趣意のミに任せり、○以前は政府にて右様の政令を出すに忌憚ることなく公然と勢威を用ひたり、○近頃外国と条約を結び試ミし以来、其驕傲の風習を稍変せしとはいえとも、事變の生する度毎に其裁断する所なお旧轍により従来の状態を顯せり、○条約取極の寛大なる様子は甚見事なり、しかれとも其はしめに行ふへからずとして拒ミしことを、おこのふへしとして採用ひたりしことは固執して変改せざる事なし、○是迄江戸・神奈川^{本地}を云・新潟・大坂開港の事并外国使節江戸在留の事を拒ミ、且其欲する所

の事件は力を尽して之を成遂けたり、○外国人の東海道の外を通行せんことを欲し、且十里四方の論なく、真の居留地の界の中に外国人を抑留せんことを欲せしが、此事は皆其欲する所の如くに成就せり、○此外猶之に類する事甚多し、○政府にて当港を鎖さんと欲せる事、疑を容るへからず、○けたし政府にて鎖港の支度を為んと欲せし所、其事の外国交際に差支んことをおそれ、更に安全なる方略を企てたり、○政府の趣意は、市中を騒かし貿易を妨げ、政府にて指示せる堺の内に貿易を逐ひ退るの計策を施し、其首尾よく成就するに於ては、之を以て貿易の道を抑制せんと欲するなり、○政府に之を糺すに、政府にて此説を辞して受けたるは当然なり、然れとも只之を辞するのミにて、いまた嘗て当港貿易衰微の原因となる種々の制度を改めず、去ル第九月中に公に絹の貿易を故障し大に其制度を立しによりて、貿易のため歩行にて来れる質朴野鄙の日本土人さえも憤然として之を罵るにいたれり、○其節英国女王の全權使節を初として、諸国の使節等才能を

尽して手強き懸合を為し、右の制度を变革せしめんとせり、其頃御老中の答に我已に生絹輸出の事を國中諸郡に号令せりといひ、又何品に拘らす右様の制度はなき筈なりといえり、○日本外国事務執政は生絹貿易日々繁昌なりと告げしらせり、○我等右の事の信実ならんことを欲す、日本執政果して其言のこたく意をもちひしならば、いつくんそ今年輸出の高去年よりも五千苞の減少あらんや、是我理を以て信する所なり、○日本執政また次の言を添へ語れり、

生絹貿易制限の事、仮令其根元なりとも我等既に下役の者に命し篤と吟味せしめ、其筋の役人等へ肝要の号令を与へたれば、我等考ふるに、生絹売出しの事、無程また本の正路に立戻るへし、○我いふ所の真実なることを足下もまた信用すへし、我また疑はざる所なり、

日本執政右の書状を送りしより、以来既に四ヶ月の間經驗を為すといへとも、執政の言を真実とする者は当港商人中恐らくは一人も有まじきなり、○之に反して

当港衆商人の実験にては、生絹貿易衰微は日本貿易方役人の所為にいつることを信すへしといえり、

日本執政等、英国女王の全権使節の方へ生絹の遅滞せし縁故を述推察し得たる趣を申越せし故に、其言を実事らしくおもひしに、其甲斐もなく第九月二十一日京極能登守「グームボノカミ」英国使節と会合の砌の言に、政府にて十分よく生絹凝滞を察せし由をいひ、其上に生絹悉く輸出する時は日本人一統の歎となるへしとて、之か為に注意せるよしをいえり、但し右日本人と称するは「サムライ」及び高貴の人にて、常に人民の上に位し尋常法度の外を行ふ者を指していふなり、

第九月三十日に、我等右一件ニ付、左之通り書翰を贈りたり、

貿易の道は、物貨取引の爲に最もよき市場に趣かざるを得ず、而して横浜は方今殊更日本国中最良の市場たり、○商人此地に輻湊し、盛なる貿易の枢紐となるへきことは疑ひなしと雖も、貿易を憎む者ありて一種の

障碍を為か故に、尚いまた爰に至らざるのミ、○問屋は古来より之有る所なり、然りといえとも四年前迄は其害猶方今のことく甚しからず、○我等か考に、右は重々政府の好ミによりて生するなるへし、政府より問屋を罪せし命令は、みつから同罪ならざることを示さんか為の笑ふへき作り事と見えて、譬へば愚蒙の小人何の差別もなく笑ふへき作り事を為すに異ならず、○政府と問屋との間に篤と談判して取極めたることあるに非されは、決して貿易の妨を生することあるへからず、○政府最初より貿易の妨を為す徒党に与ミせしことは、我等此上猶吟味し遂げざるへからず、

其後十月七日に至り慥かなる報告を得しニ付、政府にて土人を制し、其売荷を直に横浜に運輸することを許さず、譬へは改所を通らざるを得ざるか如く、必ず江戸を通らざることを得ざるよしを命したるをしれり、又其後四ヶ月を経過するといえとも、我等いまた此景況を改むへき道をしらす、○政府にて生絹貿易の故障の就中根元となるへき制度を立て、以前も今も蔽敷之

を守る事明白なり、○我等就中根元となるといひしは、右の外にも尚生絹貿易の故障となるべき道あれハなり、綿花貿易は近来比類なき繁昌となれり、○国内の市場并産出の土地にては其値存外安し、国内市場にて一ピコルの綿花を六ドル乃至十ドルにうれハ、売手は既に之を利ありとせり、○然るに横浜の日本商人は近来一ピコルを三十六ドルにうれり、故に方今綿花の利分莫大にして、常に生絹の上に居れり、○大名および商人共に一物に莫大の利あるを見て、大に貧憐なる望を起し、恐らくは方今生絹を集め困ひ置くことなかるへし、○仮令市場の生絹相場倫敦より昂り、其相場にて貿易を成し得る共、永久の良策に非ざるへし、○輸出に制限あるは自然と出産の衰微となり、日本人の為には生絹より綿花の方却て利益多きに至るへし、○近頃商人等最至極の道理にて、当今の中生絹商売を擲棄せしと見えたり、○然しなから綿花の生絹に代り貿易の要品となる迄には此品も又制限の仕置を蒙るを見るへし、我等、近頃数箇の商人并役人等横浜に生絹を密売せし

事願れ、捕られて牢屋に送られし由を聞けり、○其後又右一件愈実説なることをき、且捕られし役人は江戸に送られ、翌日密売を企てたる生絹二百八十苞も送られたる由、是は例の制限を堅めんが為に罪に行はるゝにつき、其証拠となさんと欲するなり、○之に由て考ふるに、運上所にて生絹を市場に持出すことを表向に差許す時は、右の通の法に処せらるゝこと明白なり、○運上所の役人、生絹を送りし事に係り吟味を受ける者十八人なりしか、其内老人は自殺し、其余は入牢せり、○右の通の法を以て政府にて貿易を妨げ商人を害せり、故に多くの商人横浜を棄去るは政府の愛憐防護なき故也、○条約書の中には、日本人外国人互に貿易の品物を自在に売買すへきよし、明白に書載せたり、○右条約書の正しく行はれざる間は、何程貿易繁昌ならんことを欲すといえとも、皆無益の事に属するなり、

○

我等去月二十九日の新聞紙中より、近頃日本と合衆国との間に取結ひたる肝要なる貿易条約を爰に抄出すへ

し、○右の条約は即ち条約書の再校にて甚だ緊要なる者なり、且其貿易の大幸慶を証するに足るべきは疑なき所なり、我等か得たる書付には少しの相違あれハ、爰に之を論せざるへからず、右相違は日付の事なり、即ち西曆千八百六十四年第一月二十八日は文久亥の第三年の十二月二十日に合せり、此書付に見ゆる如く文久子には非ざるへし、○仏蘭西使節もまた日本と貿易条約を取結ひし趣をきけり、然れともわれ等いまた其書付の世間に出し物を入せず、

貿易条約

日本国に於て合衆国人の貿易の繁栄および簡便を目的とし程よく談判せし後、日本在留合衆国使節「ロベルト、ハ、ブライン」及び外国奉行柴田貞太郎、銘々政府の委任を受け、次の条約を取極めたり、

第一条

茶の荷造の為に用る次の諸品は、運上を差出すに及ばざるへし、

- 鉛苞 鐵 筵 葎藤 塗料油 青黛 石灰 炒鍋 籠

第二条

次の諸品は運上を減し、百分ニ付五分となすことを許すへし、

- 器械 薬種 鉄棹 鉄板 鉄線 錫版 白糖塊 同末
- 硝子 同器物 時計 懐中時計 同鍵 酒 麦酒 焼酎

但鴉片輸入の禁は、此条約に於ても嚴重に行はるへし、

第三条

合衆国の商人、物貨輸入・輸出の節、其品の自用と否との差別なく定の通り運上を差出すへし、

第四条

此条約一ヶ年前より相談せし所、上に姓名を記したる者無抛場合ありて是迄延引し、此度於神奈川は来る西曆第二月八日、即ち日本文久子の第四年第一月第一日より之を行ふへし、長崎并箱館に於ては来る西曆三月九日、即ち日本文久子第四年第二月第一日より之を行ふへし、

本書は日本語・英語・蘭語の訳文を添へて、俱に四通となすへし、訳文は何れも同義なりといえとも蘭文を以て本となすへし、

右証拠として、西曆千八百六十四年合衆国独立八十八年一月二十八日、即ち日本文久子第四年十二月二十日、江戸府に於て、前に記したる両国の全権名を記し印を調するもの也、

(手記)

ロベルト、ハ、プライン

(手記)

柴田貞太郎

水に投し自殺の事

太田町の「オサク、サイベイ」と名けし十六歳の娘、月曜日の夜田の溝の一処にみつかつて溺れて死せり、○此娘密通せし男に誘はれ、江戸に走らんとし、○継母の為に妨られ、憂苦の余り無分別の所為に及ひしよし、○彼か継母、「オサク」を縛り、一兩日の間一の部屋内に捕え置しよし、○其後右の幽囚を免れしや否や、直に溺死に及ひしよし、風聞右のことし、

当週中略報

仏蘭西及び米里堅税則改正の事は当週中最大なる新聞と称すへし、

日本使節二日の午後三時頃に、仏帝の兵艦「レモンジ」に駕すといひし風説の誤なることをしれり、○右風説一時伝播せしにより、此日右日本人の旅立を見んとて数多の人波戸場の辺に群集せり、然れとも一の砲声をも聞かず、又案内者の頭取より聞及ひたる日本使節一人をも見ざりし、

貿易の事ニ付ては当週の新報を示すこと甚た快からず、○此頃綿花の出方甚た僅かなり、右遅滞する縁故につき甚た思ふべき事あり、○我等出所の正しき説をきくに、此頃生絹・茶其外諸品江戸表に滞り、来る新年の元朝より直に出て来るへしといえり、○日本商人の考には、此度

帝と將軍と面議ありて外国交際に大なる変革あるへしといえり、○右商人は、將軍今度

帝并外国嫌の大諸侯と會議し必ず首尾よく事整ふべきことを見ぬきたり、○当今江戸海に十二艘より成れる

日本の「エカトロン」船隊備えたり、即ち「チャンヂ」・「デンチー」・「コロンビヤ」・「幡龍丸」・「サラ」・「威臨丸」・「ダニール」・「ウェブストル」并今一艘名号未知の蒸気飛脚船、及び日本製造の「スクーネル」四艘なり、○右諸船は多分大君并に其従属を大坂に運送する為に集めおくなるへし、

先達而價金渡方の事を取扱ひたる薩摩の使節、去ル日曜日と同侯の船隊甲必丹頭取と同道して、英国女王の全權使節を訪ひ、次に英国の「エスカトロン」船隊中の一二艘を訪えり、○其様子「ハロッサ」のとき軍艦を買とる事を大に希望すると見へたり、○衆人彼等を目して心切友愛の意ありといえり、○薩摩より自分使節を直に西洋に遣すへしといえる説は妄言といふへからず、○凡て隔心あるハ危し、○之に反して日本貴人西洋に遊行し、其智識を広め發明を進むるに至らば、豈其国の為に大利ならずや、

右正月十一日、開成所にて訳綴相成申候、

三

一 將軍家船路より旧臘廿八日御上洛ニ付、其以前より当正月十四五日迄陸路を登り候大小の幕吏日々通行、十一二日より凡四日程之間歩兵隊五六百人位通行仕候、右御留守中夜行は勿論都て市中正月の景色もなく候、折から正月十日深川の吉原仮宅失火、不残焼失より別て六ヶ敷、夜中商売不相成、貧賤之者生計を失ひ申候、其後廿六日夜吉原元地仮宅出火、不残焼失仕候、

一 越前老侯・会津侯・土州・宇和島両老侯、一橋君御事不容易御時節ニ付可有參予

御沙汰候事之旨、旧臘伝 奏衆より御達御座候由承申候、

一 正月廿六日英の「ミニストル」「アールコック」着帆之処、西洋江之使節正月六日上海着ニ而、同十四日同所出帆之筈ニ有之、且亦鎖港談は、英国は勿論其他の国ニ而も逆も可聞入筋ニ無之候間、罷歸候様アールコック類に申聞候旨、横浜にて同人物語候由相聞得申候、

一 右使節表に鎖港談之積にて差越、内実は軍船并武器類

最好之品取入方を専ら目的として、数万之金を用意仕
参り候由密に承り申候、尤新聞紙中ニも其由認有之候
を一見仕候、

右之通見聞仕申候、此段申上候、以上、

子 正月廿八日 南部弥八郎

◇第四五号 子二月廿六日〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 子二月中

南部弥八郎

日本貿易新聞第四十号

西曆一千八百六十四年二月十日
則文久四年甲子正月三日

神奈川開版

一週中の新聞

去ル月曜日我正月午時頃に日本使節当港を出立し、歐
羅巴に向ひたり、又米利堅へも趣んとするの説あれと
も、日本人秘していはされは、如何なる国にいたる哉
知へからず、○此使節は百万元許ドルの大金を用意し、蒸
気船・新製迦農砲他の砲銃諸種の器械等を買上んとせ
るの評判あり、○此評判は余り大なるにすぎ信拠しか
たしと雖も、又全く虚説なりといふへからず、○余等
慥にしれる所にては、日本政府并大名皆新製法の軍艦
及び「ライフル」砲等を買ふ事を望めり、故に此度の
使節もかならず此のとき諸品を買ふの命を蒙りたる
なるへし、

○他の大事件と称すへきは、瑞士スイスと日本との条約取結ひ
の一条なり、○瑞士の全権此事につき久しく待たる後、
漸く之を取結ふ事を得たりしか、此条約も以前取結ひ
たる他国条約と異なることなし、○和蘭全権「デ、ガ
ラーフ、ファン、ポルスフルーク」は瑞士全権を兼勤
し、日本にて開ける諸港の和蘭コンシュルは、瑞士コ
ンシュルを兼勤すへし、

○御老中より外国ミニストルへ書翰を贈りて、大君は正月四日江戸出立し京都に趣んとする事をいえり、然れ共実は去る金曜日廿八日の朝、当港の前を過行たる七艘の軍艦にて既に京都におもむきたりと、

○廻状

我不列顛全権の命にて、御老中よりの書翰を不列顛商人に公に告知らしむ、

一千八百六十四年第二月六日神奈川

不列顛コンシュル

カルレス、テ、ウインチュストル

不列顛全権「エ、スト、ジョンニール」君閣下へ
去年日本より大不列顛江使節を差遣し、条約中にのせたる二港を開く事を延ん事を、其政府の役人と議したり、○又此時に於て或る品物の輸入税を減せんと決定せり、

此決定に従ひ、酒類及び硝子器具類は神奈川にて第二月八日則ち日本文久四年正月元日より、長崎および箱館にては第三月八日すなはち日本文久四年二月一日よ

り、以後其税金を減し五分と為すへし、
上に記する品物の外、下に載たる諸種の品物の税金は、
同月同日より減すへし、

謹て呈す

文久三年十二月日

(千八百六十四年第二月五日受取)

自記

板倉周防守

自記

井上河内守

「エム、ヲ、ブローウェルス」訳

左之品物は、税金を減して六分と為す、

玉品類 鏡 香料及び石鹼 画類

砲銃類 書籍類 小刀類

右子正月中旬開成所にて訳成、

二
一天誅連又は攘夷家と唱候浮浪之内、一応新徴組召抱、

其後酒井侯江預け相成候外党類、所々に集散し種々の風聞茂御座候処、当早春下総にて召捕或は討捨相成候茂有之、追々勢ひ衰微いたし、中ニは為生計内に武具

をかさり表に商売をはじめ、妻妾を養ひ候者も有之、
方今之形容暴行を可相働体相見得不申候、

一 横浜ニ而是迄之波止場之外、東の方江物揚場出来相成、
先達而より役人等相詰申候、尤新波止場と相唱申候、

三 於京都二月十日

(三〇一)

松平肥後守

昨年 御上洛以来鎮撫方格別行届、去秋動播之節茂励
精尽力当今之御場合ニ至候段 御満足被 思召候、依
之五万石御加増被下候、愈以精勤可致旨被 仰出之、
右御直ニ被仰出、

(三〇二)
御刀白鞘美濃国兼信
代金貳拾枚

戸田越前守
名代
秋元但馬守

山陵御修補之御用相勤、今般

神武天皇御陵を始千歳を過候御場所、追々御修補御成

功相成候段、

朝廷尊崇之御趣意深相弁、

公武之御為厚相心得候儀と一段之事ニ被 思召候、依
之御刀拝領被仰付之、

(三〇三)
御刀白鞘駿河国茂介
代金拾五枚

戸田大和寺

同文書、

四

於二条二月十五日左之通、

軍事惣裁職被仰付
京都守護職御免

松平肥後守

京都守護職被仰付

松平春獄

大藏大輔と改

右御懇之上意有之、

加判之列

稻葉長門守

御側衆

渡辺甲斐守

若年寄

土岐下野守

大目付

永井主水正

京町奉行

小栗下総守

右之通被仰出之、

五

一 欧羅巴江之使節先般上海到着之節、日本之汽船有之、

いつれの船ニ候哉相尋候処、
薩州并芸州之船と相答候旨、右使節より書翰を以申越
候段、巷説有之候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子
二月廿六日

南部弥八郎

◇第四六号 子三月十六日報告〔維新前後諸書付12〕

(付箋) 「第三百十七号」

二月十五日二条江登城之上御封書御渡之面々左之通

紀伊中納言殿

△ 松平 肥 後 守

△ 松平 美 濃 守

人数計 御名

細川 越 中 守

松平 相 模 守

一一

二月廿七日肥後藩中より

京都仕出之書状三月十日着摘要大意

右長州征討被 仰出之、

合拾卷軒

一△ 松平出羽守・松平阿波守・松平備前守

松 平 春 嶽

松 平 安 芸 守

小 笠 原 大 膳 大 夫

△ 阿 部 主 計 頭

脇 坂 淡 路 守

前略、且亦還御之御模様更に無之、此節茂御城内追々
所々御取繕、仮小屋等出来相成、御着城即下之様ニ
御座候、先般申上候御在京之御大名様之外、此節御召
等ニ而追々御出京ニ相成候御方も有之、大成ニ而は尾
張前大納言様今明日之内御着之由、岡山様兩三日已前
御着ニ相成申候、因州様も近々御着之由、藤堂様・筑
前大殿・肥前之御隠居もとふか御出京と申噂ニ御座候、

長之字一件と申事ニ御座候、右之通ニ付連茂 還御は
六ヶ敷と見込申候、後略、

三
一三
二月六日御用番防州侯江差出候書付

(三の1)
来早春ニは外夷長州江襲来候風聞追々承申候、然上は
隣国之儀ニ御座候間、応接も可仕処、長州家当秋已来之
手振、猶此砌薩州藩中乗組之異船形江砲発之事件、不
容易内情と推量仕候、就而は自然此上襲来候共援兵差
出候而は誠議相立不申、苦心仕候、併私領相固罷出、
援不仕心得ニ御座候、右ニ付
朝廷 公边之於御間御差障之儀共有御座間敷哉、此段
為可奉伺御内慮使者差出候間、御差図可被下候、以上、

十二月廿九日 小笠原大膳大夫

(三の2)
書取

書面、外夷長州之地江襲来候共、差図有之迄は自国海
岸相固罷在候様可被致候事、

二月十五日

四
三月朔日關老防州侯江差出

当十八日水野和泉守殿江私家来之者召呼、長州一家之
儀ニ付而兼而從

御所 御沙汰之趣茂有之候処、毛利左京亮儀近々上京
之趣相聞候間、上京之儀は見合大坂表ニ罷在候様相達
候得とも、押而上京候儀も有之候而は不都合之儀ニ付、
万一私固場山崎辺通行之儀も有之候節は、上下人数等
差留候様可相心得旨以御書付被仰渡候、此段御届申上
候、以上、

二月廿一日 松平甲斐守

一五
三月六日從

京師到来書付

長州表 御使

有馬遠江守様

永井主水正様

右近々御下向ニ相成候、尤 京都御警衛之御大名多分

付添相成との由、

一長州家人数五六千人程甲冑ニ而出雲国大社江、去ル二
月中旬参詣之趣、早打を以雲州侯より 京都江注進有
之、同侯始山陽・山陰・南西海之諸侯俄京地引払帰国
被致候、左候得は長州家弥決心、大社江軍事願書奉納
被致候哉と、愚考仕候、長州より之奏聞、

参内 御免

参府 御免

位階 御免 御返上

右之趣風聞之事、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

子
三月十六日

南部弥八郎

◇第四七号 子三月十八日報告〔維新前後諸書付13〕

〔付箋〕「第三百二十二号」

一 正月八日閣老井上侯江相届

旧臘廿四日夕七時過、長門国豊海郡府中沖合ニ異国船
老艘上筋より乗来候ニ付、赤間関砲台ニ而相図両度打
揚候処、右船無沙汰ニ而夜ニ入五時頃押而砲台前面江
乘来候付、急襲と心得及砲撃候、然処右船上筋江乘去
候段、彼地出張之家来共遂注進候、此段不取敢御届申
上候様大膳大夫申付越候、依之申上候、以上、

正月八日

松平大膳大夫内
山添金之助

二 正月廿九日同候江届書

旧臘廿四日、長門国豊浦郡府中沖合江異国船老艘上筋
より乗来候ニ付、赤間関砲台ニ而相図両度打揚候処、
右船無沙汰ニ而夜ニ入押而砲台前面江乗込候付、急襲
と心得及砲撃候段は最前御届仕候次第ニ御座候、然処
右船同所乗出し候以後、豊前路沖合江碇泊中失火、乗
組之者及揚陸、且松平修理大夫様御船と申様之風評も
有之候ニ付、早速以飛札及問合候内、修理大夫様御家

来市来正左衛門・土持平八同所江罷越、修理大夫様御借用船之由承知仕候、不計儀ニ付使者ヲ以及挨拶置候、此段御届申上候様大膳大夫より申付越候、依之申上候、以上、

正月廿九日
松平大膳大夫内
遠藤太市郎

一三

子二月中九条殿屋形之壁ニ張紙

島津三郎不当之奸計を抱、幕府江滔入、奉欺

天朝、就中長藩攻討之策略を工ミ候段、実以不顧

皇国之傾敗不屈之至、詰り

神州之釀大乱候ニ至る、若爾後致改心不抱徳川攘夷なきにおゐては、不時可加天誅者也、

一四

同東洞院辺江張紙

当時松平春嶽并島津三郎等開港之議を張、

皇国をして専ら滅亡ニ至らしむる之処置甚可惡之至、

因而満天下之有志之英雄大挙而可加駭誅者也、

一五

二月十八日夜關老水野侯より相達

細川越中守

長州一家之儀ニ付而は、兼而

御所より御沙汰之趣も有之候処、毛利左京亮儀近々上京之趣相聞候間、上京之儀は見合大坂表江罷在候様相達候得共、押而上京之儀も有之候而は不都合之儀ニ付、万一方御固場桂川久世村辺通行候儀も有之候節は、京極佐渡守申合、上下人数共通行差留候積相心得候様可仕候、

二月

一六

二月十八日水野侯江伺書

(六の1)

毛利左京亮様、来ル廿五日頃枚方駅御泊ニ而被成御上

京候様承知仕候、右ニ付豊前守御固場詰番所前御通行

御座候節、御人数無滞罷通不苦候哉、為念此段御伺申

上候、宜御差図可被下候、以上、

二月十八日

松平豊前守家来
多喜弁吾

(六の2)
右ニ付付札

毛利左京亮儀近々上京之趣ニ付、松平豊前守より諸御固場通行之節心得方之儀、別紙之通申聞候、右は兼而

御所より御沙汰之品も有之儀ニ付、上京之儀見合大坂表江罷在候様左京亮江相達、豊前守ニは諸辺通行候ハ、差止可申旨相達可申候事、

但松平伊豆守江も左京亮着坂之節上京不致様取計可申旨可相達候事、

一七

二月十九日水野侯より御警衛衆之留守居呼出相達

当地口々御警衛地理ニ応し猶可被 仰付候ヶ所も可有之候間、各要地之形勢ニ寄陣屋胸壁砲台之儀御取建相成、可然場所等為見分御目付方并町奉行組之者差遣候間、御警衛場所ニおゐて家来差出、篤と申談見込可申聞候事、

二月

一先日中より 京師ニ於て騒乱有之候哉之風説頻に相聞得申候得共、確實之所更に相分り不申、一説ニは二条

二而

少将様・春嶽様・容堂様御激論被為在、容堂様御儀御病氣之積ニ而御帰国相成候事ニ付、土藩之者春嶽様を恨ミ狼藉之所業有之候杯とも伝聞仕候、

一長州侯より内使ヲ以仙台・佐竹・上杉の三侯、其他奥羽并北国江相廻り申演候は、畢竟一昨年来

朝命を以取計候事御座候処、此節ニいたり不都合之訳柄ニ而迷惑至極ニ御座候間、御評議等も有之候ハ、赤心御懺察之上宜御取計被下度等之趣被仰込候由御座候、一阿州・因州之両侯、長州征伐等之儀は不可然との旨頻に建白御座候由相聞得申候、

右之通見聞仕候間、虚実ニかゝはらす此段申上候、以上、

子
三月十八日

南部弥八郎

◇第四八号 子四月朔日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 子三月中

南部弥八郎

一 於江戸正月八日閣老井上侯江届

旧臘廿四日夕七時過、長門国豊海郡府中沖合ニ異国船
壹艘上筋より乗来候ニ付、赤間関砲台ニ而相闘兩度打
揚候処、右船無沙汰ニ而夜ニ入五時頃押而砲台前
乗来候付、急襲と心得及砲撃候、然処右船上筋江乗去
候段、彼地出張之家来共遂注進候、此段不取敢御届申
上候様大膳大夫より申付越候、依之申上候、以上、

正月八日

松平大膳大夫内

山添金之助

一一 前同断

旧臘廿四日、長門国豊浦郡府中沖合江異国船壹艘上筋
より乗来候ニ付、赤間関砲台ニ而相闘兩度打揚候処、
右船無沙汰ニ而夜ニ入押而砲台前江乗込候ニ付、急
襲と心得及砲撃候段は最前御届仕候次第ニ御座候、然
処右船同所乗出し候以後、豊前路沖合江碇泊中失火、
乗組之者及揚陸、且松平修理大夫様御船と申様之風評
も有之候ニ付、早速以飛札及問合候内、修理大夫様御
家来市来正左衛門(マ)・土持平八同所江罷越、修理大夫様
御借用船之由承知仕候、不計儀ニ付以使者及挨拶置候、
此段御届申上候様大膳大夫より申付越候、依之申上候、
正月廿九日
松平大膳大夫内
遠藤太市郎

一二 横浜鎖港之儀、尚亦

観慮を以被

仰出、御請書御差上相成候儀ニは御座候得共、内実之
処難相整筋ニ付、当春右一件ニ付、使節成丈諸詠物等

ニ而時日をおくり、其内に

朝廷之御都合取計、且は諸般之おり合相濟候様之筋々共可有之と之世評相聞得申候、尤横港之形勢追日盛に相成、波止場等茂異国揚場・日本揚場をケ所之処、当春より東之方ニ新規異人揚場出来相成申候、

一四 二月十八日於 京都閣老水野侯江相伺

(四の1) 毛利左京亮様来ル廿五日頃、枚方駅御泊ニ而被成御上京候様承知仕候、右ニ付豊前守御固場詰番所前御通行御座候節、御人数無滞罷通不苦候哉、為念此段御伺申上候、宜御差圖可被下候、以上、

二月十八日 松平豊前守家来 多喜弁吾

(四の2) 右ニ付札

毛利左京亮儀、近々上京之趣ニ付、松平豊前守より諸御固場通行之節心得方之儀別紙之通申聞候、右は

兼而

御所より御沙汰之品茂有之儀ニ付、上京之儀見合、

大坂表江罷在候様左京亮江相達、豊前守ニは諸刃通行候ハ、差止可申旨相達可申候事、

但松平伊豆守江も左京亮着坂之節、上京不致様取計可申旨可相達候事、

一五 同夜相達

細川越中守

長州一家之儀ニ付而は、兼而

御所より御沙汰之趣も有之候処、毛利左京亮儀、近々上京之趣相聞候間、上京之儀は見合、大坂表江罷在候様相達候得共、押而上京之儀も有之候而は不都合之儀ニ付、万一方御固場桂川久世村辺通行候儀も有之候節は、京極佐渡守申合、上下人数共通行差留候積相心得候様可仕候、

二月

山崎筋御固松平甲州侯江茂本文同様達有之、

一六 於京師二月十九日閣老水野侯より相達

当地口々御警衛地理ニ応し、猶可被 仰付ケ所も可有之候間、各要地之形勢ニ寄陣屋・宵壁・砲台之儀御取建相成、可然場所等為見御目付方并町奉行組之者差遣候間、御警衛場所ニおゐて家来差出、篤と申談見込可申聞候事、

一七

二月六日於江戸閣老防州侯江差出

(七の二)

来早春ニは外夷長州江襲来候風聞追々承申候、然上は

隣国之儀ニ御座候間応援も可仕候処、長州家当秋以来之手振、猶此砌薩州藩中乗組之異船形江砲発之事件、

不容易内情と推量仕候、就而は自然此上襲来候共、援

兵差出候而は誠義相立不申苦心仕候、併私領相固罷在

応援不仕心得御座候、右ニ付

朝廷公辺之於御間御差障之儀共有御座間敷候哉、此段為可奉伺御内慮使者差立候間、御差図可被下候、以上、

十二月廿九日

小笠原大膳大夫

一八

二月十五日二条江登城之上御封書御渡左之通ニ候由

書面応援有無之儀は、追而御沙汰之品も可有之候間、外夷長州之地江襲来候共、差図有之迄は自国海岸相固罷在候様可被致候事、

二月十五日

紀伊中納言殿

△ 松平肥後守

△ 松平美濃守

人数計松平修理大夫

細川越中守

松平相模守

松平春嶽

松平安芸守

小笠原大膳大夫

△ 阿部主計頭

脇坂淡路守

ノ十一家

(七の二)
書取

一ニ△印之処松平出羽守・松平阿波守・松平備前守

右長州征討被仰出之、

永井主水正様

一九

京師表二月廿七日仕出肥後藩人之書翰

前略、且亦 還御之御模様は更に無之、此節茂御城内
追々所々御取繕仮小屋等出来相成、御着城即下之様ニ
御座候、先般申上候御在京之御大名様之外、此節御召
等ニ而御出京ニ相成候御方も有之、大成ニ而は尾州前
大納言様今明日中御着之由、岡山様両三日以前御着ニ
相成申候、因州様も近々御着之由、藤堂様・筑前大殿・
肥前之御隠居もどふか御出京と申噂ニ御座候、長之字
一件と申事ニ而御座候、右之通ニ付迎も還御は六ヶ敷
と見込申候、後略、

二月廿七日

右近々御下向ニ相成候、尤京都御警衛大名多分付添相
成との由、
一長州家人数五六千人程、甲冑ニ而出雲国大社江去ル二
月中旬参詣之趣、早打を以雲州侯より京都江注進有之、
同侯始山陽・山陰・南西海之諸侯俄ニ京地引払帰国被
致候、左候得は長州家弥決心、大社江軍事願書奉納被
致候哉と愚考仕候、長州よりの奏聞、
参内 御免
参府 御免
位階 御免 御返上
右之通風聞有之候事、
一閣老有馬遠州侯、蒸気船ニ而三月廿九日帰府有之、右
之便より左之趣相達、明二日表立触達相成候由ニ御座
候、

一〇
三月六日到来

一橋中納言

長州表御使

禁裏御守衛総督摂海防禦指揮等被

有馬遠江守様

仰付候、是迄後見職被 仰付置候処、今般依内願被

免候、但大樹在京中は以前同様心得可在之旨、

御沙汰候、

右之通從

朝廷 御沙汰之旨、三月廿五日二条ニ而被仰渡、

一先般長州征討之御内意有之候処、長州ニ而稍罪状屈伏

之形勢ニ有之、不及其饒筋ニ相成候哉ニ密説相聞得、

聞老有馬侯帰府之事も専ら右等之事ニ関係いたし候由、

風聞有之候、

一江戸市中物価ますく高貴ニ御座候得共、当春所々花

見・芝居・遊里之繁華は近来ニ勝れ候由御座候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子
四月朔日

南部弥八郎

◇第四九号 子四月二日報告〔玉里島津家史料三〕
九九〇

一 三月中風説書之外横浜新聞紙等数多御座候処、先月十八日より御用ニ付横浜江罷越、一昨晦日夕罷帰写取候間合

無御座候間、追而申上候様可仕候、此段申上候、以上、

子
四月二日

南部弥八郎

◇第五〇号 子四月十四日報告〔維新前後諸書付14〕

(付箋)「第三百二十四号」

一 京都におゐて異議紛興仕候趣、世上専ら取沙太仕候段

は先日申上置候処、尚亦此節承申候趣左ニ申上候、

一此御方様と越前老公・宇和島老公は惣而御同意ニ而御

周旋被為在候処、一橋公近頃鎖国論を被為称、毎々御

参 内并御登 城等も御互に御出逢不相成、次之因州・

備前・阿州其外一橋公江同説之向も数多有之、其上将

軍家は一橋公并板倉侯を無二に思召候而、何事も御両

所ニは打明御咄御座候故、毎々不都合も不少、右通之

御事故、

此御方様并越前老公当分之形勢甚御危殆と申様ニ而、

覺を窺ひ候悪徒も有之哉ニ相聞得、殊更長州征伐之儀、

因州侯尤不承知ニ而已ニ建白も有之、加州ニ而も不同意之由ニ相聞得、右ニ付有馬遠州侯は先日汽船ニ而一往帰府之処、其俣引込退役之御願ニ相成候哉ニ風聞仕候、

一 数日以前英国より軍船三艘入港、陸兵千余人召連申候、右は当春迄在勤之公使ニールより鎖港之事を昨年申越、其後相鎮り候趣申遣候得共、海上行違ニ相成、在留之英人為保護インド地方之兵卒相越申候処、今一往懸合之上ならては引取兼候付、上陸之上止宿之場所拝借之儀申立候、

右之趣神奈川調役森泰次郎より私限極密ニ物語申候、尤 京師之模様は彼地懇意之向より内々申越候由ニ承申候、

一 水藩之郷士并浮浪之者、老公之位牌を神輿ニ仕立、筑波山江相籠り、葵御紋之幕を張り、攘夷之説を名義ニいたし近方の村里江軍用催促等いたし候付、宇津宮侯をはしめ古河侯等江鎮静之儀被仰渡、右ニ付古河侯は神奈川警衛御心得之処御免ニ相成申候、尤時宜次第兵

器相用不苦旨御達有之候、

右之通承申候間、此段申上候、以上

子
四月十四日

南部弥八郎

◇第五一号 子四月廿日報告〔維新前後諸書付15〕

〔付箋〕「第三百廿五号」

一 二月廿日仕出し

京師より之来状之内

將軍様近々御暇御参

内相濟候ハ、直ニ下坂被遊、無程御還府之由、

一 松平大藏侯・島津大隅侯

朝政御参予 御免ニ相成候、

一 長州江筑州家老説得ニ参り候処、中々屈し不申由ニ御

座候、

一 大和五条も又々少々ツ、起り静かならずと申事ニ御座

候、

右前後略

二 三月廿一日閨老井上侯江差出

(二の1)

岩松滿次郎様御在所最寄江去冬中浪士共相集、不容易儀等度々御内意を申勸候ニ付、再三御断被成候得とも承知不仕、無御抛旧臘御出府、越前守様御屋敷江御逗留被成候処、追々長引候ニ付而は御家来共も度々交代仕、右之旅用其外爰許数日御逗留ニ付、品々御不都合御失費多ニ而、旧来御不勝手之御中別而被成御難渋候、然処当節は御在所近辺江集居候浪士退散、至而穩之趣追々御承知被成候ニ付、此節御帰郷被遊、御用之節は早速ニも御出府被成度思召、越前守様江御内談等も有之、越前守様ニも右之御次第柄無御抛思召候ニ付、御帰郷相成候様被成度、不苦儀ニ可有御座候哉、此段各様迄無急度御内慮奉伺候様越前守様被仰付候、以上、

三月廿一日

阿部越前守様御家来
柴崎津右衛門

(二の2)
右同日夕付札

覚

内意之通相心得不苦候事、

一三 閨老井上侯江土州より再願書

私領国之儀は、隣国江通路相隔実ニ辺鄙之土地ニ而、他所より入錢無之從來金錢不融通ニ御座候処、近来至而大小錢共扨底ニ相成、國中一統及難儀候ニ付、如何様ニも平均仕度儀ニ御座候得共、從素勝手向不如意之上、先年大地震已來風雨洪水等之天災打続き国力疲弊之折柄、海防之手当其外時勢不得止の用之類相嵩、弥増及困窮、前件補恤之手段必至と差泥、当惑至極仕候、依之右為一助領分出銅を以別紙図面之通錢札為致出来領内限相用申度奉存候、右は先達而家来之者より一応伺之節御差図之趣も御座候得共、実以無余儀筋ニ付不及是非猶亦相願候、何分ニも前条之次第弥以御憐察出格之御沙汰奉蒙仰度奉歎願候、以上、

二月七日

国許日付

松平土佐守

一四

三月廿七日閣老同人相渡

大目付

御目付 江

御上洛御供并右御用ニ付上京之面々、夏服差支候者も有之哉ニ相聞候間、廻船江積込廻し方為取計可申候ニ付、右夏服差遣度面々は不相嵩様荷造之上、小網町老丁目丸屋卯兵衛方江掛り御代官手附手代詰合居候間、右場所江四月五日迄ニ可被差出候、

右之趣 御上洛御供并右御用ニ付、上京之面々江可被相達候、

三月

一五

四月二日閣老牧野侯より水戸家老江相達候書付此度攘夷之儀申立、御領分最寄江浪人等多く相集、元御家来或は御領分之者共相加不穩趣ニ相聞候、右は横

浜鎖港之儀ニ付各国江御使節被差遣、且

御上洛御留守中之折柄ニも有之、万一御親藩御家来等相加騒乱等相発候様之儀而は以の外之儀ニ候間、取鎮方殿敷御取計可有之、尤御料私領引合候ハ、時宜次第御打合御取計有之候様可被申上候事、

一六

右は常州筑波山江浪士相集候由之内、水藩山田某・藤田某等其外七八人頭取候趣ニ相聞得申候、

一上総東金江寄集及騒乱候浪人召捕相成、三月廿九日刑罪ニ処せられ候者、

獄門

三人

死罪

拾人

右之外佐倉江預ケ之二人は遠島ニも可相成哉之由に御座候、

一七

四月八日日光道中石橋宿役人より支配所江相届候書付

乍恐以書付役人惣代新右衛門奉申上候、水戸様御家来

田丸稻之右衛門様、当月四日小栗村出立ニ而宇都宮御泊之御先触ニ御座候処、俄ニ同日当宿江御泊ニ相成、御同勢百七拾人余、御本陣其外下宿五軒、表門江は白地に御紋付之御幕を張、玄関江は葵御紋紫之御幕を張、内玄関ニ白地之幕を張、御行列真先江切火繩鉄炮、左右ニ式拾丁、中央ニ 従二位大納言源烈公神輿何れも白丁ニ而人足ニ為相持、鞍置馬三疋牽立、其余鞍置馬六疋宿方より差出候、荷物之儀は御長持老棹、凡九拾人御同勢之内、乗物老挺・引戸駕籠老挺・乗駕籠四挺・神輿其外分持四荷・宿駕籠四丁・人足五拾人・馬拾式疋、不残賃錢相払候而、其余四拾九人鎗・鉄砲并笠持手代り共無賃ニ而差出、大將田丸稻之右衛門様遊軍惣督ト印、山田一郎様・木村久之丞様其外御同勢いづれも白胴着ニ而たすきを懸、割羽織・野袴着用、中間体之者老人も無之、のこらす白木綿ニ而鉢巻いたし、陣笠を冠り、帯刀ニ而鉄扇・鉄棒を持、行軍隊と申帳面を所持、百七拾人之内全侍体之者八拾人程相見江、其余は俄ニ日雇新入之躰ニ相見申候、御旅宿中權威を

ふるひ、御同日五時頃当宿出立ニ而、宇都宮通り白沢宿泊り之御先触差出、尤御旅籠料は老人ニ付錢式匁五分、弁当料銀八分、都合銀三匁三分御払御座候、此段御訴奉申上候、以上、

日光道中
石橋宿役人惣代
問屋
新右衛門

四月八日

福田所左衛門様

御役所

一八 一日光御門主様近々御登山之積ニ候処、右一件ニ付御延引相成、

一十七日御祭礼、廿日同断之警衛、秋田安房守・板倉内膳正并御目付代御使番有馬式部急速出立、其外に土屋采女正頭取ニ而近隣之大名式拾三軒江有合人数差出候様被仰付、且御人少ニ付御暇は不被下旨ニ候、

一九 四月六日

一〇

京師より申来候内

当子年三ヶ月詰御警衛割

春

松平阿波守
伊達伊予守
松平甲斐守

夏

加賀中納言
松平隠岐守
佐竹右京大夫

秋

藤堂和泉守
真田信濃守
堀田鴻之丞

冬

松平美濃守
溝口主膳正
松平三河守

四月九日

水藩

菊池久四郎一男
菊池久藏

一二三歳

右之者九時分肥後侯御上屋敷留守居方江相越、中役応
对之処、小石川御屋敷離散致し三笠町新徴組之内懇志
之世話ニ相成居候処、新徴組ニ而極密咄合之筋有之、
連判ニ加り可申旨相勧候処、不筋之企迎及断候得は、
密事を打明し候上連判無之は可及殺害と久藏を付ケね
らひ候ニ付、同所出奔之上罷出候、何ニ而も宜敷召抱
呉候様申出候由、若其儀難相成候ハ、御座敷を拝借、
麻上下ニ白無垢を頂戴切腹仕候段申立、脇差を抜候ニ
付、居合候下役相支候処、其者之右之方衣類を五寸程
切り、中指少々かすり疵物騒ケ敷故、障子外ニ罷在候
廻り役之者直ニ組付候処、頭上三寸程致怪我、当人も
足を三四寸切り候由、取押之上水戸江懸合候処、為引
取徒目付兩人外ニ役方相越、内分ニ而其夜六半時頃連
帰り、尤乱心者と申風聞ニ御座候、

一前文申上候水府攘夷家之人数、宇都宮侯領内を押通り
可申企候処、同候より人数繰出相支候ニ付、無抛引返
し、常州筑波山江相越候由ニ御座候、右は従来攘夷之

企有之候処、近頃長州より兼而相交り候者さし遣し、

言語を以て憤発為致候様ニも相聞得、乍恐右党之者

此御方様并越前・会津・宇和島を指し四姦と称し候由

ニ御座候、或亦長州佐久間勝三郎と欵申者、水藩之沼

田某と申者と兩人横浜江忍入、風便之節放火いたし可

申積ニ相聞得、於同所類ニ探索仕候得共、未相知由ニ

御座候、

一 幕府より日光辺江被差遣候歩兵屯所江攘夷家討入、死

傷之者有之由雜説御座候ニ付探索仕候処、右は差凶役

者人発狂いたし、歩兵二人及切害、同役一人手負、右

等之混雜ニ而右様之風説いたし候趣ニ相聞得申候、

一 外国新聞紙中、日本医者体之坊主一人・俗体一人西洋

遊歴ニ相越候由認有之、右は肥前老侯初ニ被忍行候ニ

相違無之旨、専ら風聞ニ御座候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子
四月廿日

南部弥八郎

◇第五二号 子四月廿六日報告〔維新前後諸書付16〕

〔付箋〕「第三百五号」

〔表紙〕

横 港 紀 聞

一 横濱開港之儀は、井伊・安藤之両氏執政之時分外国江

許容相成候儀ニ而、最初下田に於て欠乏品御渡之約は

朝廷ニ而 御免ニ相成候事ながら、横港之儀は更に

勅許茂不被為 在候処、無拋筋とは乍申、再応之奏問

もなく関東ニ而御一己之取計之上、追而奏問等惣而不

都合のミニ付、列国之人氣不穩相成、種々之變動も追々

御座候儀は巨細申上候迄も無之、既に開港以來纒之年

月ニ御座候処、外夷商法日々繁昌ニ相成、諸物之輸出

時日を追ひ沢山ニ而、商館等も追々美麗を尽し申候、
隨而日本商家之形勢も、昨年英国之軍艦渡来之一件ニ
付、其時分故郷江逃去或は戸を鎖し潜居候ものも、昨
冬より旧に復し、方今之所ニ而は追而盛に可相成模様
御座候、

一 昨年之春以来横港閉鎖之風説相聞得候付、英政府より
在留之国民為保護軍艦三艘江陸兵千人程乗付差渡、当
三月下旬入港いたし、右之兵卒上陸之上旅借受度旨
申立、神奈川奉行頻ニ心配仕候段、去ル十三日同所調
役より内話承申候、

一 当正月横浜鎖港之為談判西洋諸国江使節被差遣、右之
面々支那之上海碇泊中、英国之「ミニストル、アール
コック」茂船かゝりニ而出会いたし候処、鎖港之談は
迎も平和に相整可申筋ニ無之候間、其促引返し候方可
宜杯品々噂も仕候儀ニ而、万一も相整可申勢ニ無之、
夫ニ反し先年使節之時兵庫・新潟延期之事すら甚不納
得ニ而、漸く輸入品物之内一二品之税を減し熱談相整
候事ニ有之、当節鎖港之談ニ取懸り候共、品々議論之

上、詰り兵力を以て相拒ミ可申候、一昨年以來之閉鎖
論は全く

朝廷より発り候儀と相心得、就中仏国当今之帝は浪花
江入津して

朝廷江使節を差上、弁論之次第ニより、兵力を以てな
り共遂に成功可致目途は既ニ三年前より相企、之に次
て英国亦之に先んし事を計らん事を欲し、夫に就而之
名義をもとめ居候機会ニ御座候間、当時世上風聞之通
鎖港論被行候時は、関東より先ニ

皇都之近海卒然と戦端をひらき候様ニも相成可申形勢
と愚察仕候、

一 英国ミニストル先日閣老と応接有之、長州侯は亞仏蘭
江暴業有之のミならず、品々世評も相聞え候、はやく
御征伐無之候ハ、必大事を生し可申、英船は幸ニ暴発
ニ逢候儀無之とは乍申、各国条約面ニ背き候事は更に
關係無之と難申候、若政府ニ而被成かたく我等ニ被仰
付候ハ、日数二十日ニ勝敗可相決存候、将亦世界之
変化を不弁漫に鎖閉を議し候向も一戦有之方早々相ひ

らけ候理ニ而、

薩州之如きは元來諸術相開け候有名之國ニ候処、昨年
僅之戰爭後は別而相ひらけ、軍艦并運用船をもとめ、
其他武器類は勿論、經濟之器械迄も頻ニ買入候を以て、
右等之事情御推知可有之旨申出候由ニ御座候、

一 閩巷之風説ニ、仏国より軍艦數艘長崎江入港し、長州
之儀を申立候段、三月初旬伝聞仕候処、此節同様之雜
説亦々相聞得、若於政府御取扱無之候ハ、直ニ責寄可
申候間、否為御知被下度旨申立候段承申候得共、的実
之儀は承得不申候、

右之通當時横浜之形勢外夷之事情等見聞仕候趣ニ御

座候、以上、

子
四月廿六日

南部弥八郎

◇第五三号 子四月廿六日報告 『玉里島津家史料三』
一〇一九

(表紙)

横 港 紀 聞

一
横浜開港之儀は、井伊・安藤之両氏執政之時分、外国
江許容相成候儀ニ而、最初下田に於て欠乏品御渡之約
は

朝廷ニ而 御免相成候事なから、横港之儀は更に
勅許茂不被為 在候処、無拠筋とは乍申、再応之奏聞
もなく、関東ニ而御一己之取計之上迫而奏問等、惣而
不都合のミニニ付列国之人氣不穩相成、種々之變動も追々
御座候儀は巨細申上候迄茂無之、既に開港以來纔之年
月ニ御座候処、外夷商法日々繁昌相成、諸物之輸出時
日を追ひ沢山ニ而、商館等も追々美麗を尽し申候、隨
而日本商家之形勢も昨年英国之軍艦渡來之一件ニ付、

其時分故郷江逃去、或は戸を鎖し潜居候ものも昨冬より旧に復し、方今之所ニ而ハ追而盛に可相成模様御座候、

一昨年之春以来横港閉鎖之風説相聞得候付、英政府より在留之国民為保護、軍艦三艘江陸兵千人程乗付差渡、当三月下旬入港いたし、右之兵卒上陸之上旅借借受度旨申立、神奈川奉行頻ニ心配仕候段、去ル十三日同所調役より内話承申候、

一当正月横浜鎖港之為談判西洋諸国江使節被差遣、右之面々支那之上海碇泊中、英国之「ミニストル、アールコック」茂船かゝりニ而出会いたし候処、鎖港之談は逆も平和に相整可申筋ニ無之候間、其促引返し候方可宜杯品々噂も仕候儀ニ而、万一も相整可申勢ニ無之、夫ニ反し先年使節之時、兵庫・新潟延期之事すら甚不納得ニ而、漸く輸入品物之内一二品之税を減し、熟談相整候事ニ有之、当節鎖港之談ニ取懸り候共、品々議論之上、詰り兵力を以て相拒ミ可申候、一昨年以來之閉鎖論は全く

朝廷より発り候儀と相心得、就中仏国当今之帝は浪花江入津して

朝廷江使節を差上、弁論之次第ニより兵力を以てなり共、遂に成功可致目途は既三年前より相企、之に次て英国亦之に先んし事を計らん事を欲し、夫に就而之名義をもとめ居候機会ニ御座候間、当時世上風聞之通鎖港論被行候時は、関東より先

皇都之近海卒然と戦端をひらき候様にも相成可申形勢と愚察仕候、

一英国ミニストル先より閣老之応接有之、長州侯は亜仏蘭江暴業有之のミならず、品々世評も相聞へ候、はやく御征伐無之候ハ、必大事を生し可申、英船は幸ニ暴発逢候儀無之とハ乍申、各国条約面ニ背き候事は、更ニ關係無之と難申候、若政府ニ而被成かたく、我等ニ被仰付候ハ、日数二十日ニ勝敗可相決存候、将亦世界之変化を不弁、漫も鎖閉を議し候向も、一戦有之方早く相ひらけ候理ニ而、

薩州之如きは元來諸術相開け候有名之国ニ候処、昨年

僅之戰爭後は別而相ひらけ、軍艦并運用船をもとめ、
其他武器類は勿論、經濟之器械迄も頻ニ買入候を以て
右等之事情御推知可有之旨申出候由ニ御座候、
一 閩巷之風説、仏国より軍艦數艘長崎江入港し、長州之
儀を申立候段、三月初旬伝聞仕候処、此節同様之雜説
亦々相聞得、若於政府御取扱無之候ハ、直責寄可申候
間、否為御知被下度旨申立候段承申候得共、的実之儀
は承得不申候、

右之通、当時横浜之形勢・外夷之事情等見聞仕候趣

ニ御座候、以上、

子
四月廿六日

南部弥八郎

◇第五四号 子四月廿六日報告〔玉里島津家史料三〕
一〇二六ノ一

〔付箋〕「第三百号」

一 英国ミニストル、先日閣老と応接有之候節、長州侯は

亞仏蘭江暴業有之のミならず、品々世評も相聞え候、
はやく御征伐無之候ハ、必ず大事を生し可申、英船は
幸於今暴発ニ逢候儀は無之とは乍申、各国条約面ニ背
き候事は、更に關係無之と難申候、若政府ニ而難被行
我等ニ被仰付候ハ、日数二十日ニ可相決存候、且亦
世界之變化を不弁、漫に鎖閉を議し候向も一戦有之方
はやくひらけ候理ニ而、

薩州之如きは、元來諸術相開け候有名之國ニ候得共、
昨年纔之戰爭後ハ別而相開け、軍艦并ニ運用船を求め、
其他大筒類ハ勿論、経国之器械迄も頻ニ買入候を以て、
右等之事情御推知可有之奉存候よし申立候段承申候、
一 閩港之雜説ニ、仏国より軍船數艘長崎江入港し、長州
之儀を申立候段、三月初旬伝聞仕候処、此節亦同様之
雜説相聞得、若於政府御取扱無之候ハ、直ニ責寄可申
候間、早々否為御知被下度申立候由承り申候得共、虚
実相分り不申候、

一 近頃長州侯父子、巷万余人之兵を引卒
京都江登り候段風説仕候、

一字都宮ニ而差止、常州筑波山辺江引取候水府攘夷家之儀は、元來彼辺為取締水戸より常式差出置候者共頭取ニ而、一ト先引返し候付、日光御祭礼は無滞相済申候由ニ御座候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

子四月廿六日

南部弥八郎

二

英国龍動府新聞紙千八百六十四年二月二十日版

千八百六十三年十二月十七日横浜通信家よりの返書

薩摩既に「リチャルトソン」を殺したる人の代に求めたる拾万ドルラルを償たり、

○薩摩の使者「コロネルニール」を訪ふて、彼是の談判の上、其国を償ふことに至りたり、然れとも東洋国の慣にて遅々漫々として、其償ふへき約束と其約束の全尾の間を久して諸望を遂たり、

○数日前、其金を車にのせ、英のミニストル館の役所に輸し来り預けたり、

○薩摩の使節、議論の上取帖をもとめ、且其金は預ケものなりといえり、

○彼の不都合なる求めを以て固く定ることにいたりて、

其使者直に東洋国風物に日本礼にて送与したり、

○其金算計し、且一会話あり、

○其使者いふ、願くは薩州にて英の軍艦を買得ることを

得は詳に問知せん、○「コロネルニール」答ていはく、

夫は英軍士卒に質問して告知すへし、しかれとも其造

船家に命囑すへし、○薩州の一戦におゐて彼等の目的

甚其利益となりぬ、○彼等特に第二等の黒船を好む、

(「ピールル」船名(ボルレス)將此船は彼か云に甚損傷

を得たりといふ、○此は「アルムストロング」廠を以

ては戦はざりし船なり、

○既にして「アルムストロング」の談に及へり、彼等い

ふ、よく其有名の大礮の破裂丸、僅に城市を破り、多

くは国内一里も来り、樹木をやふり、又低く飛て寺中

の多人を殺せし、しかしながら「ピールル」は彼等の

極めてこのむ所なり、

○城市の損傷著しく、三里の家屋を一度に焼き、高き小山の樹木惣て火となりし、○一櫓船と蒸気船の外面并帆柱、暗界に焼けて、恰も黄金の焼るか如し、○颶風大に鳴て雷の轟か如し、是実に鹿兒島の一戦なり、維時一千八百六十三年八月十五日なり、

○鹿兒島に於て別れ、我等に砲発し、我船と戦たる其人等、爰に来てもとめたる金を輸し、終に「アトミラー」「フレックカピティン」「コロネルニール」および「コンシュラル」隊の人々に贈物して、惣ての慰に彼等と戦ひたる勇氣なる士卒に密柑の大箱を贈りし、○其使者更に談合して、戦時の詳なる談に及へり、○惣計日本人千五百人を損したり、

○薩の役人「ユラリュス」船に行んことを請ふ、「アドミラル」懇に小船を送て迎へたり、然れとも大君政府之をゆるさず、○是は彼の弱き言訳の後、頗る不審議なり、○彼等は政府をさ「リチャルトソン」を殺せし者を罪すること能はず、されとも却て「アトミラー」を見舞ところの役人を防く力は十分なり、

○「コロネルニール」如此戦を起さずして此大事件を定めたり、而して政府は如此人を誠に盛なりとす、○

「コロネルニール」は只使節の役にのみならず、猶一人にして東洋国の肺肝を透見す、其肺肝は「コンスタ^{「トルコ」の都}ンチノッポル」より江戸にいたる迄同じき也、○彼の

任る官は、彼トルキ様の試功に相合す、○東洋国は遅漫にして時刻の貴きを要とせず、○「コロネルニール」の所置は甚難き一なり、一來ハ限なき延引を日本人に許せし延期に依て、此度のミならず、支那に在ても論者に議せられ、新聞紙によつて誹られ、一來は英政府におゐて成丈穩に事ならんことを欲するを以てなり、○嗟かれ何そ能く彼業を所置せしや、我言を待たず、○

かれ真の才子のことく、上の二条の間を行ひし、○彼レ商人に日本地を立退くことを命せしが、豈果して容易ならんや、其時限其黄金果して幾何の費なるをや、○彼遂に如斯なさゝるものは売買の時を移し、英国の費大ひなる所以をもつてなり、

○埠頭も今の時勢に準し、曾て産物も十分ならず、且亦

商人も曾て富にいたらず、

○横浜已に要地となり、家屋香葎の如く生し起り、地代莫大に上騰せり、

○薩摩已に金をおくりたる後、大君政府「コロネルニール」に書を贈ていはく、何の幸そ我輩再ひまた太平を見る、且両国間の親睦永久にして復不平の事なからんことを望むと、○我輩も望む所なり、○然れ共何年も果して起らすといふべけん乎、大凡は定むるといへとも他の事おこるへし、

右之通書生清水卯三郎翻訳仕差出申候間差上申候、以上、

子 四月廿六日

南部弥八郎

◇第五五号 子四月廿六日報告 『玉里島津家史料三』

〔表紙〕

〔付箋〕「償金渡事件」

要

風 説 書 子四月中

南部弥八郎

(一)

京師在留肥後藩人より之書状子二月廿日仕出し

將軍様近々御暇御参

内相濟候は直ニ下坂、無程御還府之由也、

一松平大藏候・島津大隅候

朝政御参予 御免ニ相成候、

一長州江筑前家老説得ニ参り候処、中々屈し不申由ニ御

座候、

一大和五条も又々少々ツ、起り、静ならずと申事ニ御座

候、

右前後文略、

(一) (二)

三月廿一日關老井上侯江差出、

岩松満次郎様御在所最寄江、去冬中浪土共相集、不易儀等度々御内意を申勸候ニ付、再三御断被成候得共承知不仕、無御抛旧臘御出府越前守様御屋敷江御逗留被成候処、追々長引候ニ付而は、御家来共も度々交代仕、右之旅用其外爰許数日御逗留ニ付、品々御不都合御失費多ニ而、旧来御不勝手之御中別而被成御難渋候、然処当節は御在所近辺江集居候浪土退散、至而穩之趣追々御承知被成候ニ付、此節御帰郷被遊御用之節は、早速ニも御出府被成度思召、越前守様江御内談等も有之、越前守様ニも右之御次第柄無御抛思召候ニ付、御帰郷相成候様被成度、不苦儀可有御座候哉、此段各様迄無急度御内慮奉伺候様、越前守様被仰付候、以上、

阿部越前守様御家来

三月廿一日

柴崎津右衛門

(153)
同日夕付札

覚

内意之通相心得不苦候事、

(一〇四)
閨老井上侯江土州侯より再願書

私領国之儀は、隣国江通路相隔、実ニ辺鄙之土地ニ而他所より入錢無之、從來金錢不融通ニ御座候処、近来至而大小錢共扠底ニ相成、國中一統及難儀候ニ付、如何様ニも平均仕度儀ニ御座候得共、從素勝手向不如意之上、先年大地震已來風雨洪水等之天災打つゝき、国力疲弊之折柄、海防之手当其外時勢不得止的用類相嵩、弥増及困窮、前件補恤之手段必至と差泥、当惑至極仕候、依之右為一助領分出銅を以、別紙図面之通錢札為致出来、領内限相用申度奉存候、右は先達而家来之者より一応伺之節御差図之趣も御座候得共、実以無余儀筋ニ付、不及是非猶亦相願候、何分ニも前条之次第筋以御憐察、出格之御沙汰奉蒙仰度奉歎願候、以上、

二月七日

松平土佐守

国許日付

(155)
三月廿七日閨老同人より相渡

大目付

江
御目付

御上洛御供并右御用ニ付、上京之面々夏服差支候者も

有之哉ニ相聞候間、廻船江積込廻し方為取計可申候ニ

付、右夏服差遣度面々は不相嵩様荷造之上、小網町老

丁目丸屋卯兵衛方江掛り御代官手附手代詰合居候間、

右場所江四月五日迄に可被差出候、

右之趣、御上洛御供并右御用ニ付上京之面々江可被

相達候、

三月

(一の六)

一 四月二日閩老牧野侯より水戸家老江相達候書付

此度攘夷之儀申立御領分最寄江浪人等多く相集、元御

家来或は御領分之者相加、不穩趣ニ相聞候、右は横浜

鎖港之儀ニ付各国江御使節被差遣、且

御上洛御留守中之折柄ニも有之、万一御親藩御家来等

相加騒乱等相発候様之儀有之候而は、以之外之儀ニ候

間、取鎮方敵敷御取計可有之、尤御料私領引合候ハ、

時宜次第御打合御取計有之候様可被申上候事、

右水戸殿御城付江相渡

(一の七)

一 右は常州筑波山江浪士相集候ニ付、水戸其外江鎮静方

御達相成候、尤水藩山田一郎・藤田某其他六七人頭取

之由風聞有之、從來攘夷之企盛ニ候処、近頃長州より

兼而懇に相交り候者差遣し、言語ヲ以憤発為致候故、

右党之者共

此御方様并会津・越前・宇和島等を品々悪評申唱候由

ニ御座候、其上長州佐久間勝二郎と欵申者、水藩沼田

某と兩人横浜江忍入、風便之砌放火可致企候由ニ而、

同港中探索有之候得共、相知不申趣ニ御座候、

一 先達而上総・下総ニ而及騒乱候浪人、三月廿九日夫々

刑罪相成候人数、

獄門

三人

死罪

拾人

右之外、佐倉江預ケ之式人は遠島ニ可相成欵之由ニ

御座候、

(168)

日光道中石橋宿役人より支配所御代官福田所左

衛門江相届候書付

乍恐以書付役人惣代問屋新右衛門奉申上候、水戸様御家来田丸稲之右衛門様、当月四日小栗村出立ニ而宇都宮御泊之御先触ニ御座候処、俄ニ同日当宿江御泊ニ相成、御同勢百七拾人余御本陣其外下宿五軒、表門江は白地ニ御紋付之御幕を張、玄闕江は葵御紋付紫之御幕を張、内玄闕ニ白地之幕を張、御行列其先江切火繩鉄砲左右ニ式拾挺、中央ニ從二位大納言源烈公神輿、いづれも白丁ニ而人足ニ為相持候、鞍置馬三疋牽立、其余鞍置馬六疋宿方より差出候、荷物之儀は御長持袴掉、凡九拾人御同勢之内乗物袴挺、引戸駕籠袴挺、乗駕籠四挺、人足五拾疋人、馬拾式疋、不殘賃錢相払候而、其余四拾九人、鎗鉄砲并笠持手代り共無賃ニ而差出、大將田丸稲之右衛門様遊軍惣督と印、山田一郎様・木村久之丞様其外御同勢何れも白胴着ニ而たすきを懸、割羽織野袴着用、中間体之者疋人も無之、不殘白

木綿ニ而鉢巻いたし、陣笠をかぶり、帯刀ニ而鉄扇・

鉄棒を持、行軍隊と申帳面を所持、百七拾人之内全く侍体之者八拾人程相見え、其余は俄ニ日雇新入之鉢ニ相見え申候、御旅宿中權威を震ひ、御同日五時頃当宿

出立ニ而宇都宮通り、白沢宿泊之御先触差出、尤御旅籠料は疋人ニ付銀式匁五分、弁当料銀八分、都合銀三匁三分御払御座候、此段御訴奉申上候、以上、

日光道中

日光道中

石橋宿役人惣代

問屋

新右衛門

四月八日

福田所左衛門様

御役所

(169)

一当月十七日光御祭礼ニ付御門主様御登山之管候処、

御延引相成候、

一十七日、廿日御祭礼警衛秋田安房守・板倉内膳正・御

目付代御使番有馬式部、右一件ニ付急速出立并土屋采

女正頭取ニ而最寄之大名式拾三軒江有合人数可差出旨

相達、尤江戸御人少ニ付右之内在府之向御暇は不被下、

一 四月六日 京師より申来候内

当子年三ヶ月詰御警衛割

春

松平阿波守

伊達伊予守

松平甲斐守

夏

加賀中納言

松平隠岐守

佐竹右京大夫

秋

藤堂和泉守

真田信濃守

堀田鴻之丞

冬

松平美濃守

溝口主膳正

松平三河守

一 四月九日

水藩

菊池久四郎二男

菊池久藏

二十三才

右九時分龍口細川侯屋敷留守居方江相越、中役対応之

処、小石川御屋敷離散いたし、三笠町新徴組之内懇志

之世話ニ相成居候処、新徴組ニ而極密咄合之筋有之、

連判ニ加り可申旨相勸候処、不筋之企迎及断候得は、

密事を打明し候上連判無之者可及殺害と、久藏を付ね

らひ候ニ付、三笠町出奔いたし候間、何ニ而も宜召抱

呉候様申出、若其儀難出来候ハ、座敷を借受麻上下白

無垢を頂戴切腹可仕申、脇差を抜候ニ付、居合候下役

相支候処、其者之右之方衣類を五寸程切り、中指少々

かすり、右等もの騒ケ敷故、障子外ニ罷居候廻り方之

者直ニ組付候処、頭上三寸程疵受、又一人組付腕少々

致怪我、当人も足を三四寸切り、無程取押、水府江懸

合候処、為引取徒目付其外相越、内分ニ而引取、六半

時頃召連帰候由、尤右等之処行全く乱心欵と申噂ニ御

座候、

一 昨春以来横浜鎖港之風説英国江相聞得、政府より在留

之国民為保護軍艦三艘江陸兵千人程のせ付、当三月下

旬入港いたし、右之兵卒上陸旅宿借受度由申出、神奈

川奉行其外類ニ心配仕候段、去ル十三日同所調役より
内話承申候、

一 英国ミニストル先日閣老と応接有之候節、長州侯は亞
仏蘭江甚敷暴業之上品々世説も相聞得候、はやく御征
伐無之候ハ、必ず大事を生し可申、英船は幸暴発に逢
候儀も無之とは申なから、各国条約面ニ背き候事は、
更に關係無之と難申候、若政府ニ而被成かたく我等ニ
被仰付候ハ、日教二十日ニ勝敗可相決、將亦世界之変
化を不弁みたりに鎖閉を議し候向も一戦有之方はやく
相ひらけ候理ニ而、

薩州のときは元來諸術相ひらけ居候国ニ候処、昨年
僅なる戦争後は別而相勝れ、軍艦并運用船を求め、其
他武器は勿論経国諸般之器械迄も買入候を以て、事情
御推知も可有之奉存候旨申出候由承申候、

一 三月初旬閭巷之雜説ニ、仏郎西之軍艦數艘長崎江入港
いたし、長州之儀を申立候段風聞御座候処、此節又同
様之雜説申触、若政府ニおゐて御取扱無之候ハ、直ニ
責寄可申候間、早々否為御知被下度旨申立候段承申候

得共、虚実相分り不申候、

一日光宇津宮刃横行いたし水藩之攘夷家、常州筑波山之
最寄江引取、日光御祭礼無滞相済申候由、右騷乱之徒
は從來水府より為取締數輩彼刃江差出有之候者共ニ而、
鎮静方周旋可仕処却而右様之処業何共申様も無之、尤
長州ニ而旧秋以來諸事不都合相成候処、兼而久敷水藩
と結び居候事故、數輩之間隙を廻し、右様之激発ニ及
はせ、且亦

此御方様并越前・宇和島両老候・会津侯を指し、不謂
悪評を唱え候由相聞得申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子 四月廿六日 南部弥八郎

二 (この文章は第五四号ニとほぼ同文により省略す)

右、書生清水卯三郎翻訳仕申候、

◇第五六号 子四月廿七日報告 〔玉里島津家史料三〕

一〇二〇

此節日光山辺江浪人致蜂起候段相聞得差越候而聞合
仕候次第左ニ申上候、

一 四月初頃より築葉山寺内江四百人位致屯居候由、尤始
終武術稽古等いたし盛成体ニ相聞れ申候、

一 同三日、石橋宿と申所江築葉山より辺道相通り差越候
而止宿、尤人数百八拾四人、小銃・鎗并具足箱、亦是
吳座包之具足等為相持、長持老竿為在之由、騎馬七八
人、白木作ニ沈草掛御輿之様ニ取仕立、先之水戸侯之
木像之由、

一 右人数之内、田丸稻の右衛門年頃六拾七八才位、野羽
織白麻ニ葵之御紋所、墨書、乗物、田中愿藏年頃三拾
四才、騎馬、藤田虎之助三十才位、騎馬、右三人頭
取候人之由、外人数姓名相知れ不申候、

一 止宿之本陣江は葵之御紋付紫之幕張、城門口ニは白幕
左右ニ龍虎と書たる高張相變、夜分通行之節ハ頭ニ天
地と書たる高張、其外焼灯皆葵之御紋付之由、左候而
往來左右亦は所々江兩三人ツ、見配り差出相固居候由、

一 同四日、右人数宇都宮宿迄差越止宿則吉連川之方江差
越賦ニ而飛脚差立、然処被差留候由、三日滞在、

一 同七日、日光山江差越賦候処、山中致騒働、兼而獵人
共ニ鉄砲御渡付相成居候由、其者共相集候処、大概千
人余茂相集り、嚴重ニ相固、尤御山内ハ戸田越前守人
数相固、其故通行難出来、徳次郎宿と申所江止宿之由、
一 同八日、今市宿と申所迄差越止宿、日光山より道法武
里位、其より兩三人も交代ニ致参詣、凡式拾位ニ相及
候由、三日滞在、

一 同十一日、鹿沼宿と申所迄差越候而止宿之由、

一 同十二日、栃木宿江差越止宿、三日滞在、其より大平
山寺内明寺ニ差越候而、今ニ滞在、

一 毎日築葉山より大平山江相掛致応返、鉄砲・具足其外
荷物等致運送候由、尤先触等は水戸内何の何某、亦是
荷札等は水戸御用と有之候由、当分大平山江は三百人
余致屯居候由、

一 所々江三人亦は拾人位ツ、人数差出、様子相探り度筋
ニ相聞れ申候、

一 水戸侯之木像日光山江相崇、其より横浜異館江攻入と

の取沙汰等は間々御坐候得共、全趣意相分り不申候、

一去ル十七日日光山御祭ニ付、勅使今城中將殿下向ニ而、

於道中筋ニ何欵願筋為有之と取沙汰茂有之候得共、実

説相知れ不申候、

一来ル廿八日大平山下ニおひて勢揃有之筋ニ取沙汰ニ候

処、五月五日ニ相延候由、

一日光山御警衛、公義官兵五百人位、外ニ戸田越前守・

秋元但馬守・秋田安房守人数出張相固居申候、

一日光山より大平山江之道法十四里位、

一 築葉山より大平山迄凡十二里位、

一 惣人数千人位と取沙汰御座候、

一去ル廿四日、古河宿と申所江三拾人位差越候而致止宿

問屋場帳面等相改申候由、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、

四月廿七日

日光山辺江浪人致蜂起候付再度差越候而聞合仕候

成行左ニ申上候

一去ル五日於大平山ニ勢揃有之筈候処、未人数不相揃延

引相成候由、勿論千人ニ相成候而より可有之との取沙

汰茂有之、当分大平山之内江調練場切開方有之由、

一 山田之内大中寺と申寺江長州浪人四百人位差越賦之由

ニ而、当分修雨等有之由、尤大平山より半道位相隔居

申候由、

一 栃木町之内金龍寺と申寺江頭立たる者老人致止宿、勿

論一刀流千葉周作門人十二三人相抱、隔日ニ稽古為致

候由、

一 於栃木宿陣羽織并着込数枚追々出来、其外武器類并同

断之由、

一 宇都宮并関宿・古河・栃木宿陣屋為借入由候得共、皆

断りニ相成候由、

一 大平山通口江四五ヶ所御番所取持、通行之人々時々相

改候由、尤入口ニ下乗と云杭相建、本寺蓮乘院ハ御殿

◇第五七号 子五月九日報告

〔玉里島津家史料三〕
一〇三三

と唱、住持当分上野江相廻し居候由、

一諸所江致周旋追々其党ニ加り候者有之候由、尤法令ハ
厳重ニ有之、不埒之者ハ水戸之方江送返し候筋ニ相聞
れ申候、

一当秋比迄滞宿之賦と取沙汰御坐候、

右之通承得申候間、此段申上候、以上、

子
五月九日

◇第五八号 子五月廿二日報告〔維新前後諸書付17〕

(付箋) 「第四百卅七号」

一 会津侯建白

此度御内意被 仰出候儀、武門之身ニ取冥加至極忝仕
合ニ奉存候、乍併不容易国家之御大事、弱年不肖之私
負荷之任ニ不堪儀と深恐入候次第ニ付、幾重にも御辞
退仕度存念ニは候得共、方今之御場合三家之職掌ニ対
し却而奉恐入候に付、 台命謹而奉承仕、軍備配当夫々

申付置候間、時宜ニ応し何方江成共出張、国家之御為

尽力仕候存念ニ御座候、元来御糺問之儀ニ付而は 御
深慮之御所置被為在、万々御遺策無之儀と奉恐察候得
共、洋夷陸梁之折柄、更に内乱を生し候様相成候而は、

自然外夷之術中ニ陥り、却而国家之御為万世之公議如

何可有之哉と、深憂慮之至ニ不堪儀ニ御座候、畢竟

公武御一和 幕政御一新、綱紀相立、諸侯協戮仕候迄

は、一二猖狂不服之国有之候共、おのつから協服仕候

は必然之事と奉存候、尤声罪討叛は国家不可廃之大典

とは申なから、時勢之可否も有之、猶此上之御急務無

之とも難申、此処再三 御深慮被為在、恩威并ひ行は

れ候様仕度、実以抱憂之至ニ不堪、僭越之罪を不顧敢

而建言仕候、恐惶頓首、

二月 松平肥後守

二 細川侯之連枝建白

今度越中守江被為頂戴候御封書之趣、内々私共兩人ニ
も被仰聞、実ニ武門之冥加、越中守は勿論於兩人も面

目之次第ニ奉存候、然処熟ら長州之事体を觀察仕候ニ、近年洋夷来航、太平之久とは乍申、彼か任求要津を被開要地を貸与候等之儀御座候処より、貪夷追日無所忌憚勢ニ成行候を、諸郡之人心憤怒ニ堪兼、遂ニ桜田・西丸等之変事相生し、浮浪之徒虚ニ乘し兇説を唱え、其事堂上之諸卿ニおよび、

公武御間隔之姿ニ相成、天下之人心次第ニ紛乱仕候儀を大膳大夫深く慨歎致し、最初ニ為

皇国 公武之御一和を周旋仕候趣意ニ相見候処、不図も今日之形勢ニ相成候義は、乍恐

公武御双方之御所置を不被得処より人心を被激、諸卿は過激之徒ニ擁せられ、大膳大夫は激烈之臣ニ擁せられ、激烈之臣は浮浪過激ニ擁せられ、浮浪過激は相互ニ被劫、勢ひ不得止展転相激し、互ニ乱暴之仕方ニ及候儀と奉存候、既ニ

天朝より大膳大夫非常之昇進も被

仰付、其後暴発之砌は御遺責社可被為在欵と奉恐察居候処、却而被賞、剩監軍使をも被差立、一旦は九州之

末迄も動揺仕候程ニ御座候処、其末八月十八日前後を以て

叡慮之真偽を相弁候様被 仰出候得共、御書達等迄にては長州一國疑惑解兼、旧冬ニ至り井原主計を以奉伺候通ニ御座候間、此節

公武御合体御委任被為在候而、 將軍様より直ニ被為及御沙汰候儀は如何程ニ可有御座欵、彼よりは矢張天朝之重命を固守仕居、十八日以後却而、

叡慮を矯候儀ニも可有之欵と論説仕居候事体ニ候得は、台命を奉し悔悟仕候連ニは決而至り兼可申奉存候間、今般御取極ニ相成候御趣意は、

朝命を以て宰相父子之内欵、又大臣之内ニ而も、大坂あたり迄被召寄、先般之監軍使ニ被对候程之重き

勅使ニ而も被差立候而、明白ニ御諭被為在、此已後屹度

台命を奉し候様被 仰出、御受申上候迄之儀は是非

天朝之御所置を御願被為在度御儀と奉存候、右之御筋ニ相成候而も違背仕候ハ、所謂天心之所譏ニ而、仮

令御征伐被仰出候共、有誰而否と奉存候儀も有御座間敷候、左無御座候而は、大膳大夫初二三之大臣十八日後之

叡慮を奉し候心願に御座候共、一國中を示諭仕候儀、何分力ニおよひ不申、不本意之戰爭之場ニも至り可申、其響より如何成内乱を生し候儀も難計、洋夷窺視之折から、実ニ

皇国之安危ニ係り深く奉懸念候、尤

朝廷より右大体之御取扱相濟候上、將軍様より一切御引受に相成、七卿之面々勝手ニ国許江連越候儀は申迄も無御座、御役人暗殺、公儀并薩州之軍艦ニ暴発之事件一々御察討ニ相成候ハ、究而暴臣浮浪等之任業ニ而、大膳大夫ニおゐても奉恐入候稜を御断申出ニ而可有御座、其程ニ応し相当之御懲戒御座候儀、順路之御運ニ而事柄も速ニ及落着可申欵と奉存候、右様之境は重畳御願算被為在たる儀とは奉存候得共、右之御所置次第不容易筋ニも成行可申、甚以案劳仕候、此砌非常之奉蒙御懇命候私共、折角存付候儀は、其仄黙止

罷在候而は却而奉恐入候間、不願憚内々言上仕候、以

二月十八日

長岡澄之助

長岡良之助

一三 脇坂侯より建白

私儀、去月十一日以御封書不容易 御内命、早速上京仕候処、猶又御沙汰ニ付、乍恐愚意之趣奉建白候、客歳攘夷之儀被 仰出候ニ付而は、列侯は勿論下草莽之士ニ至迄感憤興起仕、既ニ於薩長断然及一戦候段、実以

神州御武威相輝候千歳之御機会と奉存候、和戦之儀ニ付一時議論蜂起、過激之輩も可有御座候得共、懸ル危急之御時勢逐一御札問を被為遂候而は、人心弥恟々海内分裂之基共相成、必然外夷之術中ニ陥り可申と奉存候、何卒紛「不明〇之儀は惣而御寛典被為立置、攘夷之御発令聊御變動無之、闔国之志を纏め、全力を攘夷ニ被為尽候ハ、自然

御国体相立可申哉ニ奉存候、右御尋ニ付不顧忌諱愚存
申上候、以上、

三月

脇坂淡路守

四 一野州宇都宮最寄江会集之水府其外之浪士、於今退散不

致事実之処、凡三百人余ニ及び、追々溢れ者を相募り、
近隣諸方ニ而豪富之者を招呼、金銀糧米を催促し、若
其意ニ随ひ不申者は天誅ニ行ひ可申杯申威し、兩三人
被切殺候者も有之、追々右様之御届有之向も不少、警
衛之為ニ差越候幕府歩兵隊も只守り居候のミにて、乱
妨之防ニも不相成由ニ御座候、

但依幕命、水戸より制止之人数差出候哉ニも相聞得
申候、

一先達而申上置候通、英国より横港在留之商民を為保護
軍船を以陸兵隊差越候付、上陸之上休息所として弁天
通幕吏之役宅を貸し与え候欵、又は別段休息之場所相
願候ニ付、本村之岡之上に仮屋出来、代金壹万三千兩
全く幕府之入費にて差急キ出来有之、夜五時迄篝火を

たき造作仕候、

一長州暴発ニ付、若政府ニ而征伐無之候ハ、条約ニ基
き各国相談之上押寄可申、將亦兵庫・新潟開港之儀も
延期中ニは候得共、早々御ひらき有之度等品々難題申
立有之、去ル十日頃より若年寄兩人神奈川逗留ニ而、
日々応接有之候哉ニ御座候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子 五月廿二日 南部弥八郎

◇第五九号 子五月廿四日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 子五月中

南部弥八郎

一 会津侯建白

此度御内意被 仰出候儀、武門之身ニ取冥加至極忝仕
 合奉存候、乍併不容易国家之御大事、弱年不肖之私負
 荷之任ニ不堪儀と深恐入候次第ニ付、幾重にも御辞退
 仕度存念ニは候得共、方今之御場合三家之職掌ニ対し
 却而奉恐入候ニ付、 台命謹而奉承仕、軍備配当夫々
 申付置候間、時宜ニ応し何方江成共出張、国家之御為
 尽力仕候存念ニ御座候、元來御札問之儀ニ付而は
 御深慮之御所置被為在、万々御遺策無之儀と奉恐察候
 得共、洋夷陸梁之折柄更に内乱を生し候様相成候而は、
 自然外夷之術中ニ陥り、却而国家之御為万世之公議如
 何可有之哉と深憂慮之至ニ不堪儀ニ御座候、畢竟 公
 武御一和 幕政御一新、綱紀相立、諸侯協戮仕候迄は、
 一ニ猖狂不服之国有之候共、自ら協服仕候は必然之事
 と奉存候、尤声罪討叛は国家不可廃之大典とは乍申、
 時勢之可否も有之、猶此上之御急務無之とも難申、此
 処再三 御深慮被為在、恩威并ひ行はれ候様仕度、実
 以抱憂之至ニ不堪、僭越之罪を不顧敢而建言仕候、恐

惶頓首、

二月

松平肥後守

二 二月廿八日細川侯之連枝建白

今度越中守江被為頂戴候御封書之趣、内々私共兩人ニ
 も被仰聞、実ニ武門之冥加、越中守は勿論於兩人も面
 目之次第ニ奉存候、然処熟ら長州之事件を觀察仕候ニ、
 近年洋夷来航、太平之久とは乍申、彼か任求要津を被
 開要地を貸与候等之儀御座候処より、貪夷追日無所忌
 憚勢ニ成行候を、諸郡之人心憤怒ニ堪兼、遂に桜田・
 西丸等之変事相生し、浮浪之徒虚に乘し妄説を唱、其
 事堂上之諸卿ニおよひ、
 公武御間隔之姿ニ相成、天下之人心次第ニ紛乱仕候儀
 を大膳大夫深く慨歎致し、最初ニ為
 皇国 公武之御一和を周旋仕候趣意と相見候処、不図
 も今日之形勢ニ相成候義は、乍恐
 公武御双方之御所置を不被得処より人心を被激、諸卿
 は過激之徒ニ擁せられ、大膳大夫は激烈之臣ニ擁せら

れ、激烈之臣は浮浪過激ニ擁せられ、浮浪過激は相互ニ被劫、勢不得止展転相激し、互ニ乱暴之仕方ニ及候儀と奉存候、既ニ

天朝より大膳大夫非常之昇進も被

仰付、其後暴発之砌は御譴責社可被為在欵と奉恐察居候処、却而被賞、剩監軍使をも被差立、一旦は九州之末迄も動揺仕候程ニ御座候処、其末八月十八日前後を以て

叡慮之真偽を相弁候様被 仰出候得共、御書達等迄にては長州一國疑惑解兼、旧冬ニ至り井原主計を以奉伺候通ニ御座候間、此節

公武御合体御委任被為在候而、 將軍様より直ニ被為及御沙汰候儀は如何程ニ可有御座欵、彼よりは矢張

天朝之重命を固守仕居、十八日已後却而

叡慮を矯候儀ニも可有之欵と論説仕居候事体ニ候得は、台命を奉し悔悟仕候運ニは決而至り兼可申奉存候間、今般御取極ニ相成候御趣意は、

朝命を以宰相父子之内欵、又大臣之内ニ而も大坂あた

り迄被召寄、先般は監軍使ニ被対候程之重き

勅使ニ而も被差立候而明白ニ御諭被為在、此已後屹度台命を奉し候様被 仰出、御受申上候迄之儀は、是非天朝之御所置を御願被為在度御儀と奉存候、右之御筋ニ相成候而も違背仕候ハ、所謂天心之所譏ニ而、仮令御征伐被仰出候共、有誰而否と奉存候儀も有御座間敷候、左無御座候而は、大膳大夫初二三之大臣十八日後之

叡慮を奉し候心願ニ御座候共、一國中を示諭仕候儀何分力ニ及ひ不申、不本意之戦争之場ニも至り可申、其響より如何成内乱を生し候儀も難計、洋夷窺覩之折柄、実ニ

皇国之安危ニ係り深く奉懸念候、尤

朝廷より右大体之御取扱相濟候上 將軍様より一切御引受に相成、七卿之面々勝手ニ國許江連越候儀は申迄も無御座、御役人暗殺、 公儀并薩州之軍艦ニ暴発之事件一々御察討ニ相成候ハ、究而暴臣浮浪等之仕業ニ而、大膳大夫ニおゐても奉恐入候様を御断申出ニ而

可有御座、其程ニ応し相当之御懲戒御座候儀、順路之御運ニ而事柄も速ニ及落着可申欵と奉存候、右様之境は重畳御廟算被為在たる儀とは奉存候得共、右之御所置次第不容易筋ニも成行可申、甚以案勞仕候、此御非常之奉蒙御懇命候私共、折角存付候儀は、其仄黙止罷在候而は却而奉忍入候間、不願憚内々言上仕候、以上、

二月十八日(廿カ)

長岡澄之助

長岡良之助

一三 三月脇坂侯より建白

私儀、去月十一日以御封書不容易 御内命、早速上京仕候処、猶亦御沙汰ニ付、乍恐愚意之趣奉建白候、客歳攘夷之儀被 仰出候ニ付而は、列侯は勿論下草莽之士ニ至迄感憤興起仕、既ニ於薩長断然及一戦候段、実以

神州御武威相輝候千歳之御機会と奉存候、和戦之義ニ付一時議論蜂起、過激之輩も可有御座候得共、懸ル危急之御時勢逐一御糺問を被為遂候而は、人心弥恟々海

内分裂之基共相成、必然外夷之術中ニ陥り可申と奉存候、何卒紛不分御之儀は惣而御寛典被為立置、攘夷之御発令聊御變動無之、闔国之志を纏め、全力を攘夷ニ被為尽候ハ、自然 御国体相立可申哉ニ奉存候、右御尋ニ付不願忌諱愚存申上候、以上、

三月

脇坂淡路守

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子 五月廿四日

南部弥八郎

四

横浜新聞紙第四十五号

千八百六十三年三月十六日

横浜開版

即元治元年子二月九日

京都之新聞

一爰に我等之信用する新聞は甚た緊要なる者にして、今京都に於て

皇帝と大君と国家の重大事件に就き、既に会合を設け

談判ありしとなり、○此時に

薩摩は外国人と我外国事務役人との関係の事に就きて、次に挙げたる三頭の権威ある諸侯に、かの国の事情を説き示す事を務めたる、○此時

皇帝曰く、水府侯の上たる一橋侯は専ら鎖國を説きしと、又大君謂らく尾州侯は開鎖ニ就き無説なりと、然して此時

薩摩侯の論するには、才智ありて且胆略ある松平越前守をして、外国人の守護を為さしめんことを主として議論せり、

一上に挙たる大諸侯等、前章に謂へる其説に決定するといえとも、聊我等の恐るゝ所に非ずして、彼諸侯等の欲する趣意は我等の最もよく知れる所なり、我等近頃日本国を開盛する事に就き、諸大名はしめ人心の居り合を得て貿易を盛に為さん事を政府に談判に及ひしか、今我等の論する説と当今日本高貴の役人等日々会合を設け彼事件に就き種々議論為し、是に基きて越前侯既に決定せし説と御府を合せるに至れり、○然れとも当

今日本人の知れる如く、日本国は外国人の援けに拠て是迄日本に開けざる諸品物を求むる利益を得、或は諸大名より外国人江みつかから対して小銃及び付属の器械且蒸気船等を求むるに応して、我等直に其器械を当国に持来れるに拠て、諸大名殆ど是器の満る事と成れり、○且我等おもふに、日本人の性質は一般に新奇を好める者にして、甚た事に対して移り易し、

一日本政府は甚た権威なく、且事に臨て怖するのみにして、今其国の重事件を処置するの策略を設けて其政事を改正するを勧めず、然れともいま日本政府ハ、外国との交易并ニ懇親を破るの説を

薩摩侯并才智胆略ある越前侯の取扱ひに拠りて廢するにいたれり、

一爰に我等今猶ひとつの新聞を報告す、

薩摩侯は、自己に生絹千苞を当港に輸出せん事を御老中に乞ひ求めたりと、故に我等近日其生絹の当港に輸し来れるを待つのみ、○此のことく

同侯及び他の諸侯等当港に荷物輸出し、自己に貿易を

為す事を得は、元來貿易の主たる政府は益々衰弱し、諸侯は追々利を得て威盛なるにいたるへし、

◇第六〇号 子五月廿九日報告 『玉里島津家史料三』
一〇二八

(表紙)

風 説 書
(付箋) 「御達書等」 □□ □□ □□

一(の1)

子四月十四日付同十八日達日光御奉行小倉但馬守

殿家来鳥村清藏より書状写

一四月七日定便差出候後、当地陣屋詰戸田越前守留守居加藤勘之丞より水府浪士と唱候者、前中納言殿位牌を輿ニ乗せ、騎馬拾人外ニ浪士百五拾人程銘々手鎗を携、鉄炮は袋ニ入為持、去ル五日宇都宮宿江着、同夜同所止宿、時宜ニ寄日光山江相越候哉之旨注進申出候ニ付、

夫々手配申付候得共、此地御警衛人数秋元但馬守・戸田越前守人数如何ニ茂手薄ニ而、両家合せて百人にて足不申候ニ付、近国諸家江も人数繰出し方可然達候処、是又遠方何れ茂山路を越来候御場所にて、急速之間ニ合不申、彼是致し候内、同八日八ツ時頃ニも候哉、宇都宮を引払、徳次郎宿と申日光より六里隔候宿内江相越し候注進有之候得共、同日茂同宿ニ止宿、翌九日未明ニ日光江着致し候杯と風聞有之、同九日今市宿日光より二里之処迄押寄、尤其節ニ至候而茂、追々諸家増人数も着いたし、獵師共茂急廻状を以出張之儀御触ニ相成候間、追々人数集り、八百人ニも相成、力を得待居候処、同日八時頃浪士三拾人程日光江致着、御宮江参詣致度旨申出候処、右之形勢如何之儀仕出し可申儀難計ニ付、先拾人ツ、参詣 御免ニ相成、嚴重警衛いたし、十人ツ、参詣いたし候処、是非奉行ニ達言上致度事件有之旨申候得共、御断ニ相成、再応御達之儀申出候間、無抛御逢可被成旨御答之上、同十日浪士之附添参候由ニ而、斉藤佐治右衛門・須藤健之丞と

申兩人御同所江罷出御逢ニ相成申候、此節一同必死之
覚悟にて、時宜ニ寄候而打捨候積リニ而用心いたし候
処、先何事茂無之引取申候、乍去右之者共申立候事件
は、攘夷之儀御手延ニ相成候を彼是申上、其後浪士共
当山内を借請罷在度申出候得共、不相成旨御断に相成、
左候得は浪士共騒立候程茂難計杯申候而引取申候事ニ
御座候、

一 今十一日今市宿引弘之趣ニ候得共、何方へ罷上候哉相
分り不申候、此後之模様如何成行可申哉難計候得共、
御固メ人数追々相集候間、心強く相成候事ニ御座候、
猶以宇都宮家来より之注進は本文之通候得共、銘々手
鎗携候儀ニ無之、三拾人程鎗携、鉄炮は十五六挺有之
候、騎馬茂拾人程有之候得共、是は拾五騎、尤乗馬は
老疋、外は小荷駄宿々ニ申付、道具のミ持参り候趣御
座候、

一 四月十四日申刻改人数左之通、

秋元但馬守 百五拾人後詰共
戸田越前守 二百人計同

大久保佐渡守 八拾老人
大田原銚丸 六拾人
戸田長門守 七拾人
松平肥後守 千五百人程
但是は午刻着ニ御坐候、
御神領獵師共 八百人
当地同心 百五拾人
右之通御座候、

(一の²)
一 水戸表小川館中士一条ニ付追々申上候通、日光為拝礼
去ル七日当所出立、今市宿止宿罷在、追々拝礼相濟、
別紙先触写之通昨夕同所出立引弘、尤五六人相待居候
者有之候処、是以今朝出立可致趣ニ相聞候段、彼地役
人共より申越候、猶御警衛向等之儀無油断申付置候、
此段御届申上候、以上、

四月十二日 戸田越前守

(一の³)
先触写

一人足 四拾人

一馬(一の3口) 拾五疋

右者今度主人儀 日光山參拜相濟、今十一日四ツ時今市宿出発、水戸表迄罷越候条、前書之人馬駅々無遅滞早々繼立可給候、以上、

水戸
田丸稻之右衛門内
川島忠兵衛
子四月十八日(二カ)

十一日 今市宿出立
鹿沼泊り

十二日 合戰場泊

十三日 小山泊

十四日 下館泊
筑波泊

(一の4)
人馬出払高

一人足百拾四人

一乘馬四疋

一荷馬拾式疋

一飛乘駕籠廿式挺

右之通御座候、以上、

四月十一日 今市宿

(一の5)
一去ル十三日頃井伊掃部頭領分野州安蘇郡佐野より三里

程隔候大平山登山集屯罷在候趣相聞候処、去ル十五日

夕領分佐野犬伏町吉兵衛と申者方江罷越、宿役人ニ面

会致度趣申聞候間、問屋当番吉左衛門・年寄市右衛門

相越候処、前中納言様御遺志相繼、尊王攘夷之士儀相

立、

皇国之御武威不取失様致度、右ニ付領主役場其外へハ

密々ニ而為国事金子調達相頼度、自然迷惑之義茂候ハ、

物持共江案内いたし候様、只管取絶候程之躰ニ而内談

有之候、併内心ニは及異儀ニ候ハ、強談は勿論難題可

申出、一同当惑仕、違背候ハ、何様変事出来可仕義茂

難計候ニ付、無扨申旨ニ任せ、犬伏町年寄重右衛門外

式人名前を以、金子百兩相渡、請取書差出し罷帰候段

届出候ニ付、此上取締方之儀嚴重手賦申付置候段、彼地役人共より申越候、掃部頭在京中ニ付、此段無急度各様迄申上置候、以上、

四月十九日 井伊掃部頭内
山本運平

(一の6)
一 大平山浪士・筑波小川館浪士共、諸所近国富貴之百姓共へ攘夷ニ付、軍用金為差出、浪士共は金子等多分ニ貯置、持運ひニ茂馬ニ乗せ往來いたし候趣茂風聞御座候、

一 常州辺不穩趣ニ付、日光為御警衛先頃増人数差出置候処、日光奉行小倉但馬守様江申立、増人数之分一ト先引取候段申越候、此段御届申上候、以上、

五月八日 秋元但馬守家来
大沼太郎八

(一の7)
一 私領分下野国足利郡足利表、同国都賀郡栃木辺江追々浮浪之徒相集り、去ル十四日栃木最寄大平山大権現江

参詣之趣ニ而、凡三百人程神輿体之物守護之上止宿罷在、其外領内在々所々江止宿徘徊等仕、此上如何様之儀可仕茂難計、彼地有合人数ニ而尚又嚴重手筈仕置候段申越候、兼而被仰出之趣茂御座候間、此段御届申上候、以上、

四月十八日 戸田長門守

(一の8)
大和五条一揆再発之説

一去廿一日御届ケ申上候和州吉野郡辺村々寺院等江浪人共入込止宿仕居候趣之処、此節追々人数相増、吉野山上之坊江は千人余罷在、下之坊江は七百人計止宿仕、其外村々寺院民家等江茂七八人位ツ、旅宿仕候趣ニ付、百姓共江次第柄相尋候処、吉野山江沓ヶ所、宇田郡大禹ヶ嶽麓江陣屋取建候様ニ御座候、諸方より杉丸太・石等運送仕候、近郷より人夫相雇候ニ付、農業肝要之時節難渋仕候趣ニ御座候、委細之儀は奈良奉行并松平甲斐守より御届可有之候得共、手附共差出風聞相糺、此段御届申上候、以上、

五月廿九日
五条御代官
中村勘兵衛

(一の九)
於京都被 仰出候御書付之由

一兵備之儀ニ付而は度々申遣置、一同油断は無之儀ニ候得共、猶今度

聖諭之趣も有之候間、此上一際行届候様致度、就而は日用不可欠之品ニ而も、銅鉄之器物以來相廃、手元之分は悉下ケ遣候ニ付、速ニ砲器ニ鑄立可申候、両山紅葉山等之灯籠其外迄も銅鉄之分は追々砲器ニ鑄換候様可致候、一同格別ニ奮発致し、兵備行届候様可致候、

子五月

右五月朔日被 仰出候旨風説御座候、

(一の十)
一私在所常州真壁郡下妻陣屋詰家来之者より申越候は、

同州筑波町江水戸小川館遊士之者之由出張罷在、右之者共より去月晦日陣屋下城廻村年寄長兵衛・同与三右衛門、西当郷村同孫左衛門江申談儀有之候間、役人差

添筑波町迄可罷出旨、同所町役人共より書附差越候付、城廻村年寄長兵衛差添、右三人之者煩ニ付代三人罷越候処、同二日朝帰村申出候は、筑波町旅宿八軒程江遊士共凡百余人余茂罷在候様子ニ而、幕打廻し、殊之外敵重之場所へ三人之者呼出、遊士共申付候は、横浜表交易追々増長致、右ニ付昨今は別而在々綿杯多分作付、場所ニ寄畑地へ桑を仕立、自然と日本国之穀物出来方薄相成、国恩ヲ思難見忍事ニ付、万人救之為我等共身命ヲ相捨、追々横濱江押出異国人を打払候筈ニ付、有徳之者は金子を以骨折可申、依之者人ニ付金千両ツ、翌二日迄ニ差遣可申、若相背候ハ、即座ニ一命可申請、即答可致旨申威候付、種々談判仕候得共不行届無余儀夫々当人共江可申聞旨申立候処、聞入無之、不屈者ニ付引立首勿可申趣ニ付、既ニ引立候ニ付無抛金子可差出候得共、大金之儀日延申談候処、其儀は不相成、勘弁を以金七百両宛可差出旨申聞候付、其場は退座仕候而、筑波町役人共ヲ以相歎、漸々老人ニ付金百両ツ、可差出旨申聞、其通約定仕、差添罷越候長兵衛茂代之

者前条遊士共方へ引止置、延引候ハ、直様銘々宅へ多
人数差向可申旨申聞候間、無執儀ニ付夫々出金仕候段、
跡兩人代之者帰村在所役場へ申出候趣申越候、然ル処
右遊士と唱候者は何者之所業ニ候哉、耽と相分兼、殊
ニ在所近辺之儀、不取敢兼而申付置候有合之人教夫々
手配は仕候得共、此節御役場も可被仰付家来共追々当
地江呼寄置、彼地至而手薄ニも相成居候間、前条之通
多人教相集罷在候趣ニ付、此上如何様之儀出来可申も
難計奉存候、就而は若已後領分江罷越乱妨之所業も御
座候ハ、召捕、若手余り候ハ、打捨、又は飛道具等相
用ひ候心得御座候、右は此節柄之義ニ御座候間、先此
段御届申上候、以上、

四月六日

井上伊予守

(1511)
一 去月廿五日、私在所常州真壁郡下妻陣屋下城廻村役人
共より其筋へ申出候は、水戸様御藩士之由にて、伊藤
益荒・千葉小太郎・佐々木熊藏・熊吉彦十郎と申者、
從者四人帯刀ニ而鑓三本為相持、駕籠又は馬上ニ而罷

越、重役之者江致面会度旨申聞候段、其筋より申出候
間、先代官之者同村名主丸兵衛宅迄出張及面会候処、
彼等申聞候は、拙者共は大平山ニ罷在候大将と唱居候
田丸稻之右衛門組下之者ニ而、兼々横浜攘夷決心之者
追々多人教組合ニ相成、近々打出度、依而右攘夷之儀
當時

公辺江伺中之事ニ而、何れ来月十五六日頃ニは御差図
も可有之存込ニ候、然ル処仲ヶ間多人教ニ而日々送方
ニ差支、尤主人よりも少々之手当も有之候得共、中々
以取統方不足ニ而、加之主人方ニも武具等之手当も有
之、旁不行届之次第、乍併等閑置候得は乱妨仕候者出
来候も難計、右様相成候而は於主人も心外之次第、殊
ニ願之妨ニも相成候儀旁心配之余り無余儀所々御領迄
願出、攘夷報国之志遂一ニ申込、尤ニ被思召候ハ、右
願中之飢餓ヲ凌候為、思召次第合力申請度、此段拙者
共へ使被申付候趣申述候間、中々合力等之儀は不容易
義ニ付、種々以方便真偽取交及談判相断候処、先納得
いたし、翌廿六日朝出立、下総国宗道村之方へ罷越候

由、在所詰家来より申越候、此上如何様之儀申来候哉
難計候得共、前条之次第は先穩ニ引取申候、此段無急
度御届申上候、以上、

五月

井上伊予守

(一)⁽¹²⁾私領分野州都賀郡平井村地統大平山江去月十四日より

浪士共追々相集、右平井村外他領三ヶ村役人共呼寄、
主用ニ而相越居候間、人馬可差出旨敵敷申談有之候処、
勤農之時節ニ付甚難渋之趣相断候所、違背候ハ、其候
ニは難差置杯ト申威し候ニ付、無余承^(マ)知仕、老ヶ村
ニ而毎日拾五人位も差出、時宜ニ寄候而は其余も差出
候日も有之、右人馬を以荷物并米等ヲ運送為致、或は
右山上平地之場所草刈払方ニ遣候趣ニ御座候、其上右
浪人共最寄村々江散乱仕、寺院ハ勿論重立候民家等江
罷越、明渡候様強勢ニ申威し為立退止宿罷在候、此節
ニ至り候而も更ニ退散之様無御座、日増党類来集仕不
容易形勢ニ御座候趣、彼地之者より申越候、猶取調可
申上候得共、先此段御届申上候、以上、

五月五日

井上伊予守

(一)⁽¹³⁾私領分常州真壁郡酒寄村名主九兵衛・百性^(マ)吉兵衛・北

椎尾村名主長七郎江、去月廿九日筑波町へ出張仕居候
水戸小川館中之土山田一郎より、申談儀有之候間可罷
越旨以書面申越候間、不取敢三人之者旅宿へ罷出候処、
一郎申聞候は、承知之通所々より金子借用致、漸々五
六万両は出来候得共、何分多人數之儀ニ而引足不申、
無抛各方よりも借用いたし度、右ニ付而は從是出向借
用可致答候得共、右ニ而は女童共恐惑いたし、銘々可
致迷惑候間、是迄相招候、就而は各方力之届丈借用い
たし度、尤金高之儀は当時当町名主鎌八より可致承知
と申聞候間、引退鎌八へ承合候処、九兵衛ハ三拾兩、
吉兵衛は百兩、長七郎は五十兩之割合之旨ニ付、中々
難及微力候間、減金之儀様々相軟候処、漸々承知ニ而、
九兵衛拾五兩、吉兵衛三拾兩、長七郎十五兩ニ掛合行
届、即刻金子取揃、山田一郎へ相渡候処、忝旨叮嚀ニ
挨拶いたし、夫々へ少々之酒代呉候間、貰請引取候段、

在所表より申越候間、此節柄之儀ニ付、此段御届申上候、以上、

五月十七日

井上伊予守

風聞書

一(一)の14
前書浪士共此節は大平山江田丸稻之右衛門大将ニ而集

り居、筑波表江は山田一郎頭取ニ而、諸所より軍用金集メ方取扱いたし居候由風説御座候、水戸殿へ再応御取押方御達御座候得共、中々多人教之事故、急速御取押方相成兼候哉之風聞も御座候、尤水府出之浪士計御取押ニ相成候哉之風聞も御座候、

右之通風説等諸所承合、此段申上候、以上、

子五月廿九日

◇第六一号 子六月廿九日報告〔風説書〕

(表紙)
〔付箋〕「第三百二十三号」

一 丹波守在所野州壬生城下江、一昨三日暮時前、浪士体

ニ而佐々木益若・甲藤権蔵と申者罷越、水戸様御使者之由申立、町奉行へ面会致度申聞候ニ付、郡奉行・町奉行致出会候処、

皇国之御為攘夷之儀ニ付人数差出候様申聞候間、及断候ニ付而は人数押寄可申茂難計御座候付、嚴重申付置候段、在所役人共より申越候、丹波守大坂表加番中ニ付、此段不取敢申上候、以上、

六月五日

鳥居丹波守家来
服部弁蔵

町触

南北年番
名主共

此節浮浪之徒御府内江入込潜伏罷在、放火等致候哉之風聞有之、右ニ付而は別而火之元入念、町々嚴重相廻り、諸事心付候様可致、右被 仰出之趣、私共より組々早々可申達旨奉畏候、仍如件、

米沢町名主

六月十三日

喜右衛門

外 老 人

右之趣市中江被 仰出候ニ付、此節町家老軒々々ニ用心水桶差置、夜中共廻り方嚴重ニ御座候、

三

六月十四日

一 市中廻り松平周防守様御家来江御達書并御口達書写

但可成文内密取計可申旨御口達之由

(三の1)

此節浮浪之徒御府内江入込潜伏罷在、放火等可致企も有之哉ニ相聞候ニ付、別而火之元之儀は不及申、兼而触達有之候通、怪敷者等見請候ハ、無用捨召捕切捨等可致候、此段青山峯之助始江周防守より通達候様可仕候事、

(三の2)

御口達書写

一御府内武家方屋敷内ニ浮浪之徒潜伏致居候、殊ニ来ル十五日山王祭礼之折柄、混雜ニ乘し市中放火可致企茂有之哉之風聞等有之候間、御府内廻り方彼是迄も聊無懈怠相廻り候様、猶又此節柄一際励精致、銘々持場内無油断相廻り、取締向心附候様可仕候事、

六月

本文山王祭礼之儀、神輿計ニ而其外ハ御差留ニ相成申候、

四

弘道館諸生より其筋へ指出候書付写

一近來横暴之徒次第ニ相券^(券カ)り、御国中は勿論他領迄茂蒙

家々々江押入金銀を掠取り、酒色ニ耽り、衣服を飾り、驕奢を極め、無礼を行ひ、或ハ天誅杯と称して妄に人を殺戮仕候間、市中茂早く戸を閉ち夜中は行人茂無之に至、甚敷は無勿体茂

烈ハ様御偽主を造りて神輿をかき歩行、本尊と成し奉

り、良民を駆り使ひ、天下之御威光を輕しめ候段、御国之御制度相廢のミならず、

上ニ而も

公辺江御对被遊御濟不被遊、且は天下之御恥辱此上有間敷奉存候、尤初発より此者共攘夷杯相唱候得共、右様之所業にてハ真心より 皇国之御為を存候事ニは有之間敷、畢竟浮浪之者共相集り、名を仮り酒食之料ニ仕候ニ可有之、若又武士ニ而、真の攘夷を旨と仕候ならば、専礼儀を守り人心を不失、一國一致を以て武勇をも相励、進退可仕事勿論ニ御座候、扱御筋にても此等之事幾重ニも御取締、百姓共安堵仕候様御仕向被為成度は申迄茂無御座候得共、斯く御延引ニ相成居候てハ、前件之通り

上之御名目ニ相拘候事ニ而、実以奉恐入候、臣子なる者此時ニ当り因循罷在候に不忍、我々共非力ニは御座候得共、

烈公様文武御引立以来、於学校少々は筋骨も相鍛ひ道義茂相弁へ候ニ付、善を善とし悪を惡と仕候心得にて、

第一國を富し兵を強して真之義勇を励ミ不申候てハ、

実に 皇国之御為攘夷之御事業不被為立候御次第ニ可有之、然るに前条之如く浮浪共之為に御国中之金穀を乏敷いたされ、万一之御手当茂御差支ニ相成候様にてハ、決して不相濟御義奉存候、依之累世之御高恩ニ奉服度存念より、國家之御為万姓之為御政事向御一新之大願を相発し、此度歎訴仕候事ニ御座候、何卒速に御了簡振被為 在、狂暴相替候様御事業偏ニ奉至願候、以上、

五月

弘道館諸生共

五

子五月十四日之夜水戸下町七軒町広小路高札場へ

張札之写

一抑我 先公に於てハ聖哲叡明ニ渡らせ玉ひて、彼の幕府之夷狄を近け兄弟之交を結び、勅命を奉せず剩天子を迫却し奉り、大ニ政道を取失ひたるを憤怒し給ひ、実に大軍を発し 幕府を征伐して以て 王室を尊ミ、以て夷狄を掃わんと欲す、今所謂天下之尊王攘夷

と唱ふる者ハ、先公の御志より出し也、然ル処、天
か命か姦曲之人交阻て、其御志遂げ給ハす鬱勃として
薨御し給ふ、其後姦人之為め誠議之者志を遂ること能
ハす、尤憤痛する折柄、赫々たる長州、嘗て先公の
御英志を欽慕し、自京師江出張して大ニ周旋し、已に
鳳輦を長州へ迎へ奉り、大軍を発し幕府を征せんと
す欲す、たま^{ママ}く薩会の為に其功を遂げす、甚不堪切
齒、之ニよりにて昨年来好義之勇士を招集し、如山如雲
会合せり、已ニく前隊発して野州にあり、戸田氏之
之に助力せり、嗚呼愉快なる哉、況哉、我國人たらん
者ハ別而心を合せ、我輩之助力すへき道理なるに、不
測も腰拔諸生姦逆を計らんと欲して岩舟江出張す、而
して大姦之重役共数多之に同心せり、是皆前々先公
之御志をタモ不知、天下之大儀をも不弁、是畜生同然
糞屎にもおとる奴等にて、我人間之部ニはあるへから
す、更ニ怒るゝに足らずと雖、甚以愚民を惑ハすに足
れり、之に依て上ハ鈴石州以上より下諸生ニ至る迄、
右之興類不殘麤戮し、快然として幕府征誅、夷狄を

掃攘し、以王室を復古せしめんと欲す、付而は国中之
士民共愚夫愚婦ニ至る迄、右畜生之姦説ニ不迷、専我
等之存意ニ体し、伏而御成功之程奉待へきもの也、

子五月
報国赤心至誠至忠
有志連

重而申聞、其方共鈴石州より重役之者共、且書生共之
奸説ニ相迷ひ不申、浮世之詭言致申聞敷、如し右等之
動靜を致探索候ものハ、我々共へ被申聞可然もの也、
右等之大事、角あらはに申聞候は、光明正大之大道議
なれハ也、

此正議札三日之間不可取捨、手を付候ニおゐてハ、即
座ニ誅戮せしむるもの也○水戸烈公之御志、御若年よ
り

天朝を尊ひ幕府を敬し給ふ御事ハ、御自作弘道館御
碑文・告志篇、其外之御著述ニも膺然たり、日々幕
府を御遙拝被遊候事茂人々承知する所也、然るを師
を起して幕府を伐ん排いふ事を憚もなく認め候ハ、
至愚至狂之人ニもせざるへし、自いへる畜生之類にて、

人間之部ニハあらず、尤此等之賊類、元より本文之如きの志なるへけれ共、正しく正明の賢君を我本尊ニ取立て偽弁を飾るもの、天地鬼神も容れざる大罪人とハ此事也、見る人必捨へからず、抑世の正論有志と申者は、不軌を企之素計、是文ニ而明也、自証拠を出して罪を万人に顕はすハ快からずや、早く国勢を張り此輩を追討して、万人ニ正邪之真面目を示し度事也、世人或は其名目ニ泥ミ、かゝる国賊を忠義杯と申者茂あり、浅ましき事ならずや、此を見て早く悟を開くへき也、

六(の1)

一私在所上州高崎宿江、当廿五日、水戸殿御家来之由藤田由之助・猿田忠太夫と申者、板鼻宿泊ニ而通行先触差越、無程通行之处、隣領并私領分同国栗崎村百姓重五郎と申者、同国藤岡町江呼出、用金申付候者有之ニ付、其趣意為承札、家来共罷出申談候处、当四月初旬御領地出立、野州大平山へ立越、先君被仰置し攘夷之儀相企、重役之差図ニ而上州・野州辺旅行、右之志申聞、上金願候分は請取候儀ニ而、貪取候儀ニ無之旨相

答候得共、右取計手越之致方ニ付懸合之上、右上金願書取戻申候、且右兩人差急用向有之間、致通行度旨達而申聞候ニ付、由之助義は差戻、忠太夫并右由之助家来之由申立候上野群馬之助・同御家来田中愿藏家来之由郡司兵左衛門、都合三人先般御内達之趣茂御座候ニ付留置、番人附置候得共、人数少手薄之義ニ付、早々取計為相济度旨在所家来共より申越候、右は於私領分外ニ悪行茂無之、家来共へ応対等穩便之趣ニ付、御領内江立戻候様厚為申談、其低通行差免不苦哉、去月廿六日浪土之儀御触之趣も御座候付、一応申上候、早々御沙汰被成下候様仕度、此段奉伺候、以上、

五月廿九日

松平右京亮

(六の2)

六月二日御附札

書面之者共は始末柄相糺、外ニ子細茂無之候ハ、水戸殿家来江引渡候様可被致候、

七(の1)

一私在所最寄江相集候浪土共次第ニ増長致し、所々徘徊

暴行之挙動有之、兵器・大砲等迄致用意、如何様之儀相企候哉甚心配仕、此上火急之変事出来可申哉難計、実以不容易儀、殊ニ街道筋之儀別而心配仕候間、早々罷越万端指揮不仕候而は何分行届兼候間、在所表より以早便猶亦申越候、依之再申上候儀奉恐入候得共、暫時之間在所江御暇被成下候様仕度、此段奉願候、以上、

六月八日

土屋采女正

(七の²)
御附札

書面之趣無抛筋ニ付、御暇可被下答候得共、當時在府之者御人少之折柄、其方儀は御門番茂相動罷在候儀ニ付、当地ニ罷在、御警衛向敵重相心得、在所表之義は重役之家来取締向厚所置候様可被致候、尤此後之模様ニ寄速ニ御暇被下ニ而可有之候事、右之通ニは候得共、六月九日夕御暇ニ而土浦江発足有之申候、

八
一浮浪一条ニ付追々御届申上候処、此程野州御料所竹下

村道桂寺江浮浪人追々相集候趣ニ付、真岡御代官山内源十郎様より討手被差出候間、越前守方よりも同様人数差出可申旨御掛合有之、則一昨七日曉夫々操出^(繰)し、源七郎様申合取締方仕候処、浪士三人生捕、外ニ老人切腹仕、其外は逃去申候、池尻獄五郎外八人会府并桜井忠勇・池尻獄五郎・瀧本主殿之両懸三荷、其外武器等有之、外ニ水戸御使番と相認候明荷一箇、何れ茂貫目重く余程金子茂有之様子ニ付、源十郎様御手代並地林八郎談判之上立会、改請封印仕置、生捕之者夫々手当仕置候、且又昨日御届申上候領分原井村友右衛門義同所江被捕居候間、無難ニ而取戻申候、尤武器類も相見得候ニ付相糺候処、掠奪之品之趣ニも相聞、是又取上げ置候旨、出張家来者共より申越候、将又小山宿江茂同日人数差出候処、同所罷在候浪士共追々及退散候状ニ相聞申候、委細之儀は猶追々可申上候得共、先不取敢此段申上候様、在所表より申越候間申上候、以上、